

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
1	実施方針	2	第 1	1	(7)	①		第三者に委託	特定事業において一括して第三者に委託することはできないとあるが、部分的に再委託が可能であるなら、その割合の上限などは想定されているか(経費割合に対して等)	入札公告時において示します。
2	実施方針	2	第 1	1	(7)	①		特定事業	「なお、事業者はアからオに示す業務を一括して第三者に委託することができないものとする。」とありますが、「一括して応募企業、構成企業及び協力企業に委託すること」は妨げられないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	2	第 1	1	(7)	①		特定事業	「事業者はアからオに示す業務を一括して第三者に委託することはできない」とあるが、当該業務の範囲について、ご教示いただきたい。具体的には、例えば、アの施設整備業務を一体かつ一括で第三者に委託する、ということに限られるのか、アの業務全体のみならず、a. の設計業務を一括で第三者に委託することも含まれるのか。	アからオに示す業務のうち、カタカナで記載された各業務単位を一括して第三者に委託できないとしているものです。 イからオの各業務内に示すアルファベット小文字の各業務、並びにアの d. に示す業務については、各業務単位を一括して第三者に委託することができます。 ただし、アの a. から c. に示す各業務については、各業務単位を一括して第三者に委託することはできないこととし、入札公告時において修正します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
4	実施方針	2	第1	1	(7)	①		特定事業	「事業者はアからオに示す業務を一括して第三者に委託することはできない」とあるが、「一括して」の意味合いを具体的にご教示いただきたい。当該業務のうちどの程度を一括して委託することができないのか、具体例を示してご説明いただきたい。	質問 No. 3 の回答をご参照ください。
5	実施方針	2	第1	1	(7)	①		特定事業	現時点で、ア～オに示されている特定事業のうち、委託せず事業者のみで行うべきと想定される業務はあるか。	応募者においてご判断ください。
6	実施方針	2	第1	1	(6)			本事業の対象となる施設	スポーツ博物館の運営のみ JSC が行うこととなった背景や意図をお教えいただきたい	「スポーツ博物館将来構想(H31. 3)」において、スポーツ博物館は JSC が運営を行うこととしております。 なお、「実施方針 第1. 1. (10)③サービス対価」のとおり、スポーツ博物館の施設整備及び維持管理に要する費用については、JSC がサービス対価として事業者に支払うことを想定しております。
7	実施方針	2	第1	1	(6)			本事業の対象となる施設	「スポーツ博物館の運営は原則として JSC が行うこととし」とありますが事業者には運営をゆだねない理由をご教授頂けますか？	質問 No. 6 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
8	実施方針	2	第1	1	(5)			事業方式	施設や設備の一部について所有権をJSCに移転せず、事業者の資産とすることは可能でしょうか。	「実施方針 第1.1.(5)事業方式」のとおり、本事業では、本施設の建設後、すべての施設及び設備の所有権をJSCに移転することとしております。なお、追加投資に係る取扱いについては、「実施方針 第1.1.(13)①事業者による追加投資・改修工事」をご参照ください。
9	実施方針	2	第1	1	(5)			事業方式	スポーツ博物館は、スペースの限られた新秩父宮に設置する必然性がないことに加え、収益施設の面積制限や設備投資の増大を通じて民間の事業に影響があります。神宮エリア全体としてのスペース活用の最適化やスポーツ博物館の内容充実を実現するために、新国立競技場の空きスペースでのスポーツ博物館の設置について、関係者と協議・調整した実績がありますでしょうか。	スポーツ博物館の設置場所については、国立競技場内への設置も含め検討を行ったうえで、新秩父宮ラグビー場に設置することにしたものです。
10	実施方針	2	第1	1	(5)			事業方式	旧国立競技場に設置されていたスポーツ博物館は約 760 m ² でしたが、今回、2,400 m ² と3倍超の広さになるのはなぜでしょうか。	国立霞ヶ丘競技場（旧国立競技場）におけるスポーツ博物館（床面積約 2,200 m ² ）に、東京 2020 大会の資料及び今後増加予定の資料等の収蔵を見込んで約 2,400 m ² としました。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
11	実施方針	2	第1	1	(5)			事業方式	スポーツ博物館の設置は収益施設の面積制限や設備投資の増大を通じて事業に影響がありますので、使用面積に対して、市場価格に応じた賃料相当の経済的支援がありますでしょうか。	経済的支援を行う予定はありません。
12	実施方針	2	第1	1	(5)			事業方式	スポーツ博物館を新秩父宮ラグビースタジアムに設置する場合でも、収蔵庫など外部に設置した方が管理上、賃料面にメリットが大きいと思われるスペースは、新国立競技場の空きスペースも含めて外部で賄う検討いただくことは可能でしょうか。	検討は予定しておりません。
13	実施方針	2	第1	1	(5)			事業方式	スポーツ博物館の正式名称は「秩父宮記念スポーツ博物館」となるのでしょうか。	正式名称は決定しておりません。
14	実施方針	2	第1	1	(5)			事業方式	事業採算性の改善のため、スポーツ博物館を二期工事扱いとしたり、JSCの費用負担により建設・運営するものとしたりとといった要項として頂くことをご検討いただけないかと考えるがどうか。	「実施方針 第1.1.(7)①特定事業及び(10)③サービス対価」、「別紙1 要求水準書(案)第2章.第2節.2.建設の条件」をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
15	実施方針	2	第 1	1	(5)			事業方式	実施方針 2 頁で、本事業は建設後に JSC に本施設等の所有権を移転する BT(Build Transfer)方式を設定することを想定していると記載。一方で要求水準書 15 頁に「エネルギーサービスの導入を提案する場合」との記載も有ることから、熱源設備等を自己所有せずに他社からのエネルギー(熱)供給を受ける提案も可能という認識で良いか？	質問 No. 8 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
16	実施方針	2	第 1	1	(5)			事業方式	<p>設備についてはその仕様が非常に細かく規定されていますので、事業者の自由度があるのは主にデザインかと思えます。ただ、新国立競技場と新秩父宮ラグビー場、神宮球場は協調したデザインで調和を図る必要あり、更に併設される複合施設も同様当該三つの施設とのデザインの調和を図ることが随所で強調されているかと思えますので、再開発事業全体の基本的なデザイン或いはコンセプトは既に完成され存在するのか、或いは各施設を受注する民間業者が主体的に横連携を図りデザインにつき協議（デザイン会社を統一するなど）する必要があるのかどうか。また、その判断（連続性・調和性等）の判断は誰がどのような基準で行うのかご教示いただければ幸甚です。</p>	<p>現時点での他事業者の検討内容は、東京都都市整備局のHP（神宮外苑地区のまちづくり）をご参考ください。また、民間業者間のデザイン協議は想定していません。</p> <p>なお、設計・建設等の段階において、事業者が東京都や新宿区と必要な調整を行うこととなります。</p>
17	実施方針	2	第 1	1	(5)			所有権の移転	<p>本施設等の所有権を JSC に移転するとあるがその範囲はどこまでになるか。設備（B 工事、および C 工事）および備え付け機材等の所有も JSC に移転することになるのか。</p>	<p>質問 No. 8 の回答をご参照ください。</p>

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
18	実施方針	3	第1	1	(7)	①	ウ	運營業務	事業者が本施設でのイベント主催・運営事業、配信事業、チケット販売業務、グッズ製作・販売業務を行う場合は「来場者に対するサービス提供等業務」に含まれるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札公告時に「別紙1 業務要求水準書（案）第4章.第2節.4.来場者に対するサービス提供等業務」を「別紙1 業務要求水準書（案）第4章.第2節.4.来場者等に対するサービス提供等業務」に修正します。
19	実施方針	3	第1	1	(7)	①	エ	h. 修繕業務	※（スポーツ博物館に係る業務は除く）は修繕業務に付記されていないので、大規模修繕以外の修繕業務は事業者の業務範囲という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	3	第1	1	(7)	①	エ	維持管理業務	「エ 維持管理業務」のうち、「c. 植栽管理業務」について、「スポーツ博物館に係る業務は除く」とされていますが、本事業において、事業者以外によるスポーツ博物館に係る植栽管理が見込まれるということでしょうか。	本敷地内の植栽はすべて本施設の対象であり、スポーツ博物館に係る植栽は存在しないことを想定しているため、事業者以外の者による植栽管理は想定していません。
21	実施方針	3	第1	1	(7)	②		任意事業	「事業者と連携する企業」は協力企業とは異なり、従って連携する企業には求められる資格要件はなく、又応募者として参加登録時に当該企業を参加登録必要もないという理解で宜しいでしょうか。	連携企業に係る資格要件を求めることは想定していませんが、任意事業を実施するに際して、実施計画の策定を行い、そのなかで実際に担当する企業を定め、あらかじめJSCの承認を受けることが必要となります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
22	実施方針	3	第 1	1	(7)	②		任意事業	建物の知名度向上や利用イメージアップに資する自主興行事業は任意事業の扱いとなるか、それとも特定事業の一つとなるか。	特定事業となります。「別紙 1 業務要求水準書（案）第 4 章 運営」をご参照ください。
23	実施方針	4	第 1	1	(11)			収益の還元	一定の収入額を超えた分について還元する、という記載になっていますが、この基準となる収入は提案書に記載した収入という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の 150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の 130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正するとともに、スポーツへの利益還元の詳細を示します。
24	実施方針	4	第 1	1	(10)	②		事業者の収入	スポーツおよび文化イベント利用での収入が想定されているが、イベントがない日付でのスタジアムツアーや諸室の貸し出しによる収入等獲得の取り組みも可能かご教示いただきたい。	可能です。
25	実施方針	4	第 1	1	(9)			事業スケジュール（予定）	再開発事業の進捗によりスケジュールが遅延した際の事業者と JSC のリスク分担の考え方をご教示いただきたくお願いします。	「別紙 4 リスク分担表(3)設計・建設期間中のリスク」をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
26	実施方針	4	第1	1	(8)	①	—	本事業の事業期間	工事段階に行う実施設計とは具体的にどのようなものでしょうか。	工事着手後に発生する設計図書からの変更内容等に係る設計（いわゆる設計変更）及び設計意図伝達業務です。 「別紙1 業務要求水準書（案）第2章. 第5節. 3.(6)③工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務」をご確認ください。
27	実施方針	4	第1	1	(8)	①		本事業の期間	「ただし、このスケジュールは、再開発事業の進捗により変動する場合があります。」とありますが、事業者が事業計画等を策定する上で再開発による遅滞リスクは無視できないものとなります。このリスク分担についてお考えをお聞かせください。	質問 No. 25 の回答をご参照ください。
28	実施方針	4	第1	1	(8)	①		本事業の事業期間	「このスケジュールは、再開発事業の進捗により変動する場合があります。」とありますが、着工時期の遅延又は供用開始時期の遅延となった場合、民間事業者の帰責とはならないという理解で宜しいでしょうか。	質問 No. 25 の回答をご参照ください。
29	実施方針	4	第1	1	(8)	①		本事業の事業期間	I 期施設・II 期施設は一体の施設と記載がありますが、II 期施設を分棟として整備することは問題無いでしょうか。	必要な手続き・調整をスケジュール内に行う前提であれば、応募者の提案によるものとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
30	実施方針	4	第1	1	(8)	①		本事業の事業期間	I期施設運営後の期間が30年と想定した背景や意図をお教えいただきたい。	本施設の特徴をふまえて公共施設等運営事業として適切に実施するために必要となる期間を設定しております。
31	実施方針	4	第1	1	(8)	②		運営期間の延長	特定事業契約に定める事由が生じたにもかかわらず、合意延長に至らない場合には、「事業者が生じた損害又は増加費用等」や「運営権対価」などについて特定事業契約に従い精算されるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が生じた損害又は増加費用等の取扱いは、入札公告時において示します。相殺済みの運営権対価相当額については、「実施方針 第1.1.(10)①運営権対価相当額」をご参照ください。
32	実施方針	4	第1	1	(8)	②		運営期間の延長	合意延長の年数の上限はないという理解でよろしいでしょうか。	年数の上限は設定していません。
33	実施方針	4	第1	1	(8)	②		運営期間の延長	「JSC が各事由において事業者が生じた損害又は増加費用等を回収する必要があると認めた場合」とあるが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。	不可抗力その他の事由により、運営・維持管理業務に関して事業者が生じた損害又は増加費用等を合理的な水準まで回収することが困難となった場合を想定しています。詳細については、入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
34	実施方針	4	第1	1	(8)	②		運営期間の延長	事業延長に該当する事由に関しては、昨今のコロナウイルスのようなこれまで想定していない不可抗力の事由が今後もある可能性があることから、こうした事由が発生する毎に協議の上、複数回の延長が可能であると考えてよろしいでしょうか。また、コロナウイルスは不可抗力の事由という理解でよろしいでしょうか。	合意延長に係る回数や年数の制約はありません。 なお、運営期間の延長に該当する事由については、質問 No. 33 の回答をご参照ください。
35	実施方針	4	第1	1	(8)	②		運営期間の延長	特定事業契約に定める事由として、現時点にてご想定がございましたらご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
36	実施方針	4	第1	1	(8)	②		任意事業	任意事業は「必要に応じて」構成企業やこれらが出資する企業又は事業者と連携する企業が実施するものと記載されていますが、これは、必ずしも本事業の事業者である特別目的会社が実施することが否定されるわけではないという認識でよろしいでしょうか。また、本事業の事業者である特別目的会社が実施することが認められない条件などがあればご教示ください。	事業者は任意事業を実施することはできません。構成企業、これらが出資する企業及び事業者と連携する企業が任意事業を実施することが可能です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
37	実施方針	4	第1	1	(8)	②		任意事業	各種制約や要求水準書を遵守することを前提として、本事業の土地または本事業で整備する建物の一部を活用し、不動産等の整備や賃貸事業を任意事業として実施することは可能でしょうか。	特定事業以外に本敷地・本施設等を利用することはできません。
38	実施方針	4	第1	1	(8)	③		運営権の存続期間	I期施設運営権消滅(2058年)以降の運営手法の構想があれば、お教えいただきたい。	事業期間終了後の運営体制等は未定です。
39	実施方針	4	第1	1	(7)	②	—	任意事業	任意事業について、本事業との相乗効果が期待できる事業に合致するとの判定は特定事業契約締結前に実施されるのでしょうか。	任意事業に係る計画をJSCが承認する時期は、特定事業契約締結以降となります。手続き等については、入札公告時において示します。
40	実施方針	4	第1	1	(7)	②	—	任意事業	任意事業について、本事業との相乗効果が期待できる事業に合致するとの判定は何時されるのでしょうか。	質問No. 39の回答をご参照ください。
41	実施方針	4	第1	1	(7)	②	—	任意事業	任意事業について、特定事業契約締結後も社会経済環境の変化や多様なニーズへ対応等を目的として当初予定していた任意事業を変更することが可能との理解で宜しいでしょうか。	任意事業については、必要な手続きを行った上で、休止や変更を行うことは可能です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
42	実施方針	4	第1	1	(7)	②	—	任意事業	任意事業は PFI 事業の付帯事業として行われるものであり、PFI 法に基づき JSC が事業者へ行政財産を貸し付けるものと考えて宜しいでしょうか。その場合、任意事業における土地や建物の権利形態（借地、建物賃貸等）、事業期間の想定をご教示下さい。	質問 No. 37 の回答をご参照ください。
43	実施方針	4	第1	1	(7)	②		第三者に委託	任意事業においては、特定事業において一括して第三者に委託することは可能か。	任意事業は特定事業において実施するものではありません。
44	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	「本施設の価値を高め、あるいは、本施設の来場者に対する利便性の向上を図る等の取組は、任意事業ではなく特定事業として位置づけられる」とありますが、具体的な分類の基準があればお示しください。	任意事業について具体的な分類の基準はありません。ただし、任意事業として実施する場合は、あらかじめ JSC の承認を受けることが必要となります。
45	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	特定事業として必要な施設を全てⅠ期施設として整備し、Ⅱ期施設は任意事業のみの施設として整備することは可能でしょうか。	任意事業の実施開始時期に係る制約はありません。ただし、特定事業以外に本敷地・本施設等を利用することはできません。
46	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	任意事業の内容に関する規定、制限はあるか。JSC との都度協議で個別に承認を得る必要があるのか。	質問 No. 44 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
47	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	事業者が任意事業を行うことは可能でしょうか。（新秩父宮で行うイベントの主催・運営事業、配信事業、チケット販売業務、グッズ製作・販売業務が運営業務に含まれない場合は、これらも任意事業と考えて回答ください。）	質問 No. 36 の回答をご参照ください。
48	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	構成企業、これらが出資する企業又は事業者と連携する企業が本施設でのイベント主催・運営事業、配信事業などを行う場合、他の民間企業の扱いと同様に当該構成企業の裁量で実施できるべきと考えますが、特別に JSC の承認を得なければならない理由はありますか。	本事業での本施設におけるイベント主催・運営、配信事業は任意事業ではなく、特定事業になります。なお、構成企業が他の利用者と異なる立場で本施設を利用することは可能であり、この場合、構成企業は利用者として扱うことになります。
49	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	「特定事業」と「任意事業」の切り分けについて、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。例えば、施設を活用した広告事業については、どのような取り扱いとなるのか。	特定事業については実施方針に示す事業範囲の内容となります。 任意事業は特定事業以外の事業であって、必要に応じて、事業者自身ではなく、事業者の構成企業、これらが出資する企業、又は事業者と連携する企業が、自らの負担により任意で実施することができるものです。 なお、特定事業として本施設を活用した広告収入を得ることができます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
50	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	特定事業は原則として事業者が実施するものと理解しているが、任意事業はそうではないのか。「任意事業は、必要に応じて事業者の構成企業、これらが出資する企業又は事業者と連携する企業が、自らの負担により任意で実施する」とこととされており、事業者が行うことが想定されていないようにも読めることとの関係についてご教示いただきたい。	質問 No. 36 の回答をご参照ください。
51	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	「任意事業の実施内容についてあらかじめ JSC の承認を得る」とあるが、どのようなタイミングで、どのような手続きで承認を得るのか。	質問 No. 39 の回答をご参照ください。
52	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	「特定事業として掲げるアからオの事業に関して、事業者が行う本施設の価値を高め、あるいは、本施設の来場者に対する利便性の向上を図る等の取組は、任意事業ではなく特定事業として位置づけられる」とありますが、事業者が維持管理を行う土地または建物の一部を活用し、なんらかの事業を実施する場合、当該事業は任意事業として位置づけられますでしょうか。	質問 No. 37 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
53	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	実施内容のJSCの承認について、想定される承認ルート及び申請～承認までの期間をお示しいただきたい。	質問 No. 39 の回答をご参照ください。
54	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	任意事業と想定していたものの、「事業者が行う本施設の価値を高め、本施設の来場者に対する利便性の向上を図る等の取組」として解釈できる場合は、特定事業とみなしてよいか、もしくは、特定業務として追加する余地はあるか。（具体的には、広告販売や事業者によるイベント企画等）	特定事業として掲げるアからオの事業に関して「事業者が行う本施設の価値を高め、本施設の来場者に対する利便性の向上を図る等の取組」は任意事業ではなく特定事業として位置付けてください。
55	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	「なお、特定事業として掲げるアからオの事業に関して、（中略）留意するものとする」とありますが、特定事業と任意事業の別については事業者にて提案または、双方協議できるという認識でよろしいでしょうか。	質問 No. 49 の回答をご参照ください。特定事業と任意事業の別については、事業者提案を踏まえてJSCが判断することになります。
56	実施方針	4	第1	1	(7)	②		任意事業	本事業との相乗効果が期待できるものは、特に制限なく任意事業として位置付けられるという理解で宜しいでしょうか。	任意事業について制限はありませんが、任意事業として実施する場合は、あらかじめJSCの承認を受けることが必要となります。また、任意事業は特定事業以外の事業であることにご留意下さい。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
57	実施方針	4	第 1	1	(7)	②		任意事業	任意事業に必要な建物・設備等は本施設と一体で開発する、もしくは切り離して開発する方法が考えられますが、どちらも可能という理解で宜しいでしょうか。	質問 No. 37 の回答をご参照ください。
58	実施方針	4	第 1	1	(7)	②		任意事業	任意事業を行う建物面積・設備等の規模について特に制限は無いという理解で宜しいでしょうか。	質問 No. 37 の回答をご参照ください。
59	実施方針	8	第 1	1	(14)	②		事業期間終了時の資産の引継ぎ	事業期間終了時に、JSC 様又は JSC 様が指定する者に資産を引継ぐにあたり、資産価値が残っているものについては買い取っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。買取り額の算定方法について、現時点で想定があればご教示ください。	②の対象施設は、完成時（追加投資の場合は投資完了時）に JSC 所有となるため、事業期間終了時の譲渡は基本的に想定していません。運営・維持管理業務に関する引継ぎを行っていただきます。 ③の事業者保有資産は、JSC 又は JSC が指定する者が必要と認めた範囲で、引継ぎの対象となります。なお、資産の引継ぎ方法の詳細については、入札公告時に示します。
60	実施方針	5	第 1	1	(11)			事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	「還元する仕組み」とは文末にある通り、事業者が行うラグビーその他スポーツの振興に資するイベント等の実施を指し、金銭を JSC に支払うものではないとの理解で宜しいでしょうか。還元する仕組みについて、具体的にご教示下さい。	ご理解のとおり、収益のスポーツへの還元については事業者が「ラグビーその他スポーツの振興に資する取組」を行うものです。収益のスポーツへの還元に関する詳細については、入札公告時に示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
61	実施方針	5	第1	1	(10)	①	—	運営権対価相当額	「本事業の運営権対価の総額」と「運営権対価相当額」の定義及び差異をご教示ください。	「本事業の運営権対価の総額」と「運営権対価相当額」に差異はありません。
62	実施方針	5	第1	1	(10)	①		運営権対価相当額	JSCが事業者に対して負担する本事業の設計・建設費相当額の上限額は入札公告時に示される予定でしょうか。	設計・建設費相当額の上限額は入札公告時に示しません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

63	実施方針	5	第 1	1	(10)	①		運営権対価相当額	「相殺済みの運営権対価相当額については、不可抗力など特定事業契約において別途定める場合を除き、事業者への返還は行わないものとする」とありますが、運営権とは「管理者等が有する施設所有権のうち、公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する（収益を得る）権利を切り出したもの」（「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府。R3.6.18 改正）」7-1 の 2-1（1））ですので、その対価たる運営権対価は、事業者が公共施設等の運営等を行う権利を与えられた期間に対応します。従って、特定事業契約が事業期間の途中で解除された場合、解除後の期間に対応する運営権対価は、特定事業契約の解除事由を問わず（事業者帰責の場合を含め）、事業者に戻還されるのが合理的で、JSC が返還せず保持し続けるのは、不当利得と見做される可能性があるものと考えられます。「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」15-3 の 2.（6）においても「運営権が取り消された時点において、すでに運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分については、運営権者に対して支払う	原文のとおりとします。
----	------	---	-----	---	------	---	--	----------	---	-------------

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

										<p>必要があると考えられる。」と示されています。一方で、事業者帰責により特定事業契約が解除される場合の事業者へのペナルティや、そのような事態を避けるための抑止力が必要ということであれば、これらは運営権対価の返還を行わないことではなく、違約金等を設定することにより実現させるべきものです。本事業と同様に運営権対価の一括支払いがある先例事業では、弊社の知る限り、全ての事業でそのような仕組みが採用されており、事業者への運営権対価の返還を不可抗力やそれに類する事由に限定しているものではありません。したがって、「特定事業契約において別途定める場合」として、特定事業契約が解除された後の残余の存続期間に対応する運営権対価については、特定事業契約の解除事由を問わず（事業者帰責の場合を含め）、JSC から事業者に運営権対価の残存価値相当額（運営権対価相当額を、運営開始日からその存続期間の満了日までの総日数で均等割付配分した金額に、残存期間の日数を乗じて得られる金額）を返還するという内容が規定されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
64	実施方針	5	第1	1	(10)	①		運営権対価相当額	「JSCが期待する運営権対価相当額の下限額を示すことを想定しており、」とありますが、運営権対価相当額は、価格面の評価項目になるのかご教示願います。	事業者選定基準については、入札公告時において示します。
65	実施方針	5	第1	1	(10)	①		運営権対価相当額	当該部分に出てくる文言の関係性は下記理解で良いか？ 本事業の設計・建設費総額＝運営権対価の総額＝JSCが事業者に対して負担する本事業の設計・建設費相当額＋相殺済みの運営権対価相当額	「実施方針 第1.1.(10)③」に記載のとおり、JSCは本事業の設計・建設費相当額のうち、運営権対価相当額と相殺した後の残額をサービス対価として事業者を支払うことを想定しております。 サービス対価(事業者への支払い)＝(本事業の設計・建設費)＋(スポーツ博物館の維持管理費)－(運営権対価)
66	実施方針	5	第1	1	(10)	①		運営権対価相当額	本事業の事業採算性確保において、非常に重要かつ影響の大きいファクターである「JSCが事業者に対して負担する本事業の設計・建設費相当額」について、現時点での想定額をお示しいただきたい。	質問No.62の回答をご参照ください。
67	実施方針	5	第1	1	(10)	①		運営権対価相当額	「JSCが事業者に対して負担する本事業の設計・建設費相当額」の確定に向けては、民間事業者との更なる丁寧な対話が必要と考えるが、貴法人のご見解はいかがか。	入札公告後、入札説明書等に対する質問・回答を複数回実施することを想定しております。なお、応募者ごとに個別の対面形式による対話を実施する予定はありません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

68	実施方針	5	第1	1	(10)	①	運営権対価相当額	<p>資金等の流れは下記理解で良いか</p> <p>①SPC→ゼネコン:発注・請負金額の100%を支払（この時点ではSPCが有形固定資産100%を保有）</p> <p>②SPCが建設完了</p> <p>③JSCがSPCあて運営権設定、SPCが運営権登録</p> <p>④JSCが事業者に対して設計・建設費総額分（①にてSPCが支払った100%分）の金銭債権を取得（以下、便宜的に「A円」とする）</p> <p>⑤JSCがJSC負担分（以下、便宜的に「B円」とする）を④から相殺処理（「A円-B円」を便宜的に「C円」とする）</p> <p>⑥JSCが持つC円分の金銭債権（上記⑤）を根拠に、JSC→SPCに給付請求</p> <p>⑦SPCからJSCに引き渡す有形固定資産はA円分であるため、不足分するB円分につき、SPC→JSCあて同時履行を請求</p> <p>⑧上記に基づき、SPCはJSCに対して有形固定資産（A円分）を現物譲渡、JSCはSPCに対してB円の現金給付を同時に履行</p> <p>⑨上記により第I期の取引完了</p> <p>※第II期も同じ。</p>	<p>I期施設に関しては、以下のとおりです。</p> <p>①:SPC→ゼネコンの支払時期は、応募者の提案によるものとします。なお、有形固定資産の所有の帰属については、SPCとゼネコンの契約内容等によります。</p> <p>②:建設完了に伴い、SPCからJSCへI期施設の所有権移転を行っていただきます。</p> <p>③:ご理解のとおりです。</p> <p>④:債権者と債務者が逆です。「事業者がJSCに対して」金銭債権を取得する、又は、JSCが事業者に対して「金銭債務を負担する」のいずれかとなります。</p> <p>⑤・⑥:「JSC負担分」の趣旨が分かりかねますが、③の運営権設定に伴い、JSCが事業者に対して運営権対価相当額の金銭債権を取得することになります。</p> <p>⑦:上記回答の債権債務を相殺することにより、質問でいうところのB円が、SPCからJSCに対する請求額となります。なお、同時履行の趣旨が分かりかねますが、有形固定資産引渡とB円の支払いとの同時履行の趣旨であれば、</p>
----	------	---	----	---	------	---	----------	---	---

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
										<p>JSC が I 期施設の引渡を受けていることが、質問でいうところの③の運営権設定の条件となるため、有形固定資産の引渡と B 円の支払いは同時履行の関係には立ちません。</p> <p>⑧：I 期施設の所有権移転は③の運営権設定に先立って行われる必要があります。</p> <p>⑨：上記回答のとおりとなります。</p> <p>また、II 期施設については、I 期施設の段階で運営権対価との相殺が完了しているため、新たに相殺を行うことは想定していません。</p>
69	実施方針	5	第 1	1	(10)	①		運営権対価相当額	<p>但書記載の事業者への運営権対価の返還について、相殺済み運営権対価の返還と相殺対象とならない運営権対価の返還にわけて、如何なる事由が生じた場合に返還となるのかご教示いただけませんか。</p>	<p>入札公告時において示します。</p>
70	実施方針	5	第 1	1	(10)	①		運営権対価相当額	<p>事業者は設計・建設費相当額と運営権対価相当額の各々の額とその根拠を明確にする必要があるという理解で正しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>明確にさせていただく内訳は、入札公告時において示します。</p>

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	項目名			
71	実施方針	5	第1	1	(10)	①		運営権対価相当額	本事業の設計・建設費相当額は一義的に事業者が全額負担したうえで、JSCが事業者に対して負担する本事業の設計・建設費相当額の金銭債務を二回にわけて運営権対価と相殺されるという理解で正しいでしょうか。	「実施方針 第1.1.(10)収入及び費用に関する事項」をご確認ください。 I期施設に関しては、設計・建設費相当額と運営権対価相当額の間で相殺を行い、相殺後の残額をサービス対価として支払うことを想定しております。II期施設については、新たに相殺を行うことは想定していません。
72	実施方針	5	第1	1	(10)	①		運営権対価相当額	本項にて「JSCは、(中略)金銭債権を取得する」とあり、また同細節「③サービス対価」に「JSCは、(中略)サービス対価として事業者を支払うことを想定している」とあります。それぞれの設定方法について現時点でお考えがありましたらお聞かせください。	「設定方法」の意味するところが不明であるため、回答を差し控えさせていただきます。
73	実施方針	5	第1	1	(10)	①		収入および費用に関する事項	運営権対価相当額の総額は、どのように算出されますでしょうか。	応募者においてご判断ください。
74	実施方針	5	第1	1	(10)	①		収入および費用に関する事項	運営権対価相当額の総額に、民間事業者が負担する本事業の設計・建設費が含まれる場合、その設計費・建設費はどのように定義・算出されるのでしょうか。	「民間事業者が負担する本事業の設計・建設費」の意味するところが不明であるため、回答を差し控えさせていただきます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
75	実施方針	5	第1	1	(10)	①③	運営権対価相当額、サービス対価	運営権対価相当額の相殺は、設定時点（Ⅰ期施設整備後）における本事業の設計・建設費相当額を対象に行うことから、Ⅱ期施設の設計・建設費については、Ⅱ期施設の建設業務の完了後に全額支払われるという認識でよろしいでしょうか。	Ⅰ期施設の建設業務の完了後における運営権対価相当額の相殺は、Ⅱ期施設を含めた運営期間全ての運営権対価相当額を対象とします。 Ⅱ期施設の建設業務の完了後における運営権対価相当額の相殺はありません。
76	実施方針	5	第1	1	(10)	②	事業者の収入	ネーミングライツの設定、ホスピタリティ向上サービスの実施内容に関して、あらかじめ規定や制限はあるか。事業者の裁量により実施提案をすればよいか。	施設全体のネーミングライツは認めません。また、それ以外については、現時点では制限することは想定していません。入札公告時に「落札者となった事業者と JSC が協議の上、決定すること」を示す予定です。
77	実施方針	5	第1	1	(10)	②	事業者の収入	本施設全体の名称に係るネーミングライツについては、本事業の採算性に大きな影響を及ぼすことから、ご再考いただけないかと考えるが、貴法人のご見解はいかがか。	秩父宮ラグビー場の歴史的経緯にかんがみ、原文のとおりとします。
78	実施方針	5	第1	1	(10)	②	事業者の収入	ラグビーワールドカップでネーミングライツの使用制限を受けるとは、当該期間のみ大会スポンサーの名称が使われることとなり、左記による SPC 側への損失補填はされないという理解で良いか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
79	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	ラグビーワールドカップその他の大会等で「ネーミングライツの使用は制約を受ける」とありますが、収入の制約を検討する場合、どのような大会を想定されているのかご教示ください。また、その制約の具体的な内容（期間、収入など）についてお考えがありましたらご教示ください。	ラグビーワールドカップのほか、スポンサーシップが付いた冠大会等が想定されます。
80	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	本施設の一部を単位にネーミングライツを設定することが可能とのことですが、本施設のうち、ネーミングライツの設定が認められない施設はありますでしょうか。	質問 No. 76 の回答をご参照ください。
81	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	ホスピタリティの向上に資するサービスの提供については、第三者に転貸貸借を行うことを可能とするとありますが、任意事業の実施など、必ずしもホスピタリティの向上に資するサービスの提供以外でも、第三者に転貸貸借を行うことは認められますでしょうか。	本施設を利用して実施するホスピタリティの向上に資するサービスの提供は特定事業の範囲です。 また、JSC が必要と認めた場合のみ、第三者に転貸貸借を行うことを可能とすることを想定しております。
82	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	屋外広告物などに係る制約等があれば、ご教示ください。	屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例を準拠することとなります。
83	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	事業者が第三者に転貸貸借を行う際、事業者が第三者に貸す賃借料などについて制約はありますでしょうか。	制約はありません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
84	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	スポーツ博物館や併設される文化交流施設はネーミングライツ設定の対象となるか。	スポーツ博物館は、ネーミングライツ設定の対象ではありません。
85	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	本施設の一部についても、ネーミングライツの設定対象外の部分は想定されるか。（例：トイレ、控室名称）	質問 No. 76 の回答をご参照ください。
86	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入	ネーミングライツ・広告などの契約先について、業態・企業名などが設定される可能性はあるのでしょうか。	ネーミングライツの設定については、入札公告時に「落札者となった事業者と JSC が協議の上、決定する」ことを示す予定です。
87	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入（施設全体のネーミングライツについて）	施設全体の略称・愛称の開発は認められるのでしょうか。	認められません。
88	実施方針	5	第1	1	(10)	②		事業者の収入（施設全体のネーミングライツについて）	ゲートネーミングライツの範囲／露出の規定はどのようになりますでしょうか。	範囲については、原文のとおりです。露出については、屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例を準拠することとなります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
89	実施方針	5	第1	1	(10)	②			ラグビーの国際大会を行う上で、立見席等で観客席数を多く計画することは可能でしょうか。	「別紙1 業務要求水準書（案）第2章. 第2節. 3. 観客席の条件」に記載の座席数には含まれていませんが、立見席等を計画することは可能です。なお、ラグビーの国際大会においては、ワールドラグビー等が求める水準を満たすことが求められ、別途協議が必要となります。
90	実施方針	5	第1	1	(10)	③	ー	サービス対価	I期施設とII期施設のそれぞれの建設業務完了後に支払われるサービス対価の算定は具体的にどのような方法によるのでしょうか。	I期施設に関しては、設計・建設費相当額と運営権対価相当額の間で相殺を行い、相殺後の残額をサービス対価として支払うことを想定しております。II期施設については、II期施設の設計・建設費相当額を支払うことを想定しております。
91	実施方針	5	第1	1	(10)	③		サービス対価	「I期施設の建設業務の完了後及びII期施設の建設業務の完了後にそれぞれ一括払い」とありますが、それぞれの運営権対価は施設整備費の比率に応じて算出することになりますでしょうか。	「実施方針 第2.5.(4)運営権の設定」に記載しているとおり、I期施設の建設業務の完了後直ちに、事業者運営権設定書を交付し、運営権を設定するものとし、II期施設の建設業務の完了後、II期施設に対しては既存の運営権が及ぶものとし、運営権対価相当額は、I期施設の設計・建設費相当額と相殺を行うことを想定しております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
92	実施方針	5	第 1	1	(10)	③		サービス対価	サービス対価は、上限価格が示されてその削減金額が価格面の評価項目になるのか、それとも固定価格が示されて評価項目とはしないのか、ご教示願います。	サービス対価は公表しません。事業者選定基準については、入札公告時において示します。
93	実施方針	5	第 1	1	(10)	③		サービス対価	事業収支改善の観点から、JSC→SPC へのサービス対価支払時期を I 期工事の完了後及び II 期工事の完了後一括とするのではなく、I 期工事着工時に全額前払いする等に変更頂く余地はないか。	原文のとおりとします。
94	実施方針	5	第 1	1	(10)	③		サービス対価	<p>〃本事業の設計・建設費相当額にかかるサービス対価の支払いについて、以下認識でよろしいでしょうか。異なる場合、想定についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I 期施設の建設業務完了後：「サービス対価＝I 期施設の設計・建設費－I 期施設と II 期施設の運営権対価相当額」が一括で支払われる ・II 期施設の建設業務完了後：「サービス対価＝II 期施設の設計・建設費」が一括で支払われる 	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
95	実施方針	5	第1	1	(10)	③		サービス対価	「スポーツ博物館の維持管理業務に対するサービス対価は分割払いとする」とありますが、スポーツ博物館の維持管理にあたって実施する修繕業務に係るサービス対価については、事業期間にわたって平準化して支払われるという認識でよろしいでしょうか。	スポーツ博物館の修繕業務については、スポーツ博物館の維持管理業務に含まれているため、費用については対象期間で平準化した額を支払うことを想定しております。
96	実施方針	5	第1	1	(10)	③		サービス対価	設計・建設費相当額のうち運営権対価相当額と相殺した後の残額の一部に対するサービス対価、特にⅡ期施設の建設業務の完了後に支払われる分の金利の考え方をご教示ください。	設計・建設費相当額のうち運営権対価相当額と相殺した後の残額の一部に対するサービス対価はⅠ期施設の建設業務の完了後及びⅡ期施設の建設業務の完了後にそれぞれ一括払いとすることを想定しており、金利が発生することを想定していません。
97	実施方針	5	第1	1	(10)	③		サービス対価	スポーツ博物館の維持管理に対するサービス対価は分割払いで毎年支払われるという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	実施方針	6	第1	1	(10)	③		サービス対価の支払い	「なお、設計・建設費相当額のうち運営権対価相当額と相殺した後の残額の一部に対するサービス対価は～（略）」とありますが、残額のうち、Ⅰ期施設及びⅡ期施設の各建設業務の完了時に、それぞれに対応する全額が一括払いされるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
99	実施方針	6	第1	1	(10)	④		運営実態に基づく課税	<p>「運営実態に基づき課税があった場合」とありますが、固定資産税・都市計画税に関し、具体的にはどのような運営を行った際に課税されることになるのでしょうか。</p>	<p>固定資産税及び都市計画税の非課税の取扱いについては、「別紙5 本施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税取扱いに関する参照条文」のとおりです。</p> <p>新ラグビー場に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、関係法令に則り、運営実態に照らし税務当局において判断がなされます。</p>

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
100	実施方針	6	第1	1	(10)	④	事業者の費用負担	<p>運営実態に基づき、SPCではなく、JSCに課税が発生した場合も、SPCが負担することになるのか。</p> <p>例えば、新ラグビー場に係る土地・建物への固定資産税や都市計画税が賦課される可能性があると考えますが、本来的には土地・建物所有者であるJSCが負担すべき税であるし、更に、運営権のやりとりに伴い万が一JSCに法人税が課された場合、それについてもJSCが本来負担すべきであると考えます。</p> <p>上記を踏まえ、実施方針の記載は運営実態に基づき「SPC側に税が課された時、SPC側の事業計画で想定していない税目や金額感であっても、しっかりと負担せよ」という意味合いであり、JSCに賦課される可能性のある「固定資産税」「都市計画税」「法人税」等まで、SPC側に転嫁されるものではない、と理解してよいか。</p>	<p>事業者による本施設の運営に伴い固定資産税及び都市計画税が賦課された場合には、JSCが納付する固定資産税及び都市計画税の相当額を事業者が負担することといたします。なお、事業者による本施設の運営に伴い法人税がJSCに付加されることは想定しておりませんが、本施設の運営実態に基づき課税があった場合の課税相当額は事業者の負担とします。</p>

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	項目名			
101	実施方針	6	第1	1	(10)	④		事業者の費用負担	現時点で秩父宮ラグビー場に、固定資産税及び都市計画税は課税されているか	現行の秩父宮ラグビー場については、固定資産税及び都市計画税は課税されていません。ただし、秩父宮ラグビー場内敷地に所在する JSC 事務所については、固定資産税及び都市計画税が課税されております。
102	実施方針	6	第1	1	(10)	④		事業者の費用負担	使用実態に照らした時の新秩父宮ラグビー場の参考事例として「国立代々木競技場 第一体育館」があると思うが、現時点で固定資産税及び都市計画税は課税されているか。都税事務所から内規等は共有されている場合、開示頂くことは可能か。	現行の国立代々木競技場については、固定資産税及び都市計画税は課税されていません。ただし、一部貸付を行っている国立代々木競技場敷地内の土地については、固定資産税及び都市計画税が課税されております。 なお、都税事務所から内規等は共有されていません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
103	実施方針	6	第1	1	(10)	④	事業者の費用負担	仮に JSC に固定資産税・都市計画税が賦課され、それを SPC が負担しなければならないとすると、金額的に非常に深刻な影響を及ぼす。加えて、期中にそのような（金額感も発生確度も想定できない）支出が急遽発生するかもしれない、という前提では、非常に保守的な資金調達（ファイナンス）しかできず、その結果、十分な価格を提示できず、全体最適にはならない。本来、所有者が都税事務所と協議し、前提を確認すべき問題と考えるため、JSC 側にて事前に都税事務所と課税そのものの有無を協議・確認し、与件として整理頂くことは可能か。	固定資産税の課税については、関係法令に則り、施設の運営実態に照らし税務当局が判断を行うものです。
104	実施方針	6	第1	1	(10)	④	事業者の費用負担	事業者は本施設の建物の固定資産税負担は一切負わないという理解で正しいでしょうか。	「実施方針 第1.1.(10)④事業者の費用負担」をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
105	実施方針	6	第 1	1	(11)	—	—	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	収入見込み額とは売上の意でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の 150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の 130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正するとともに、スポーツへの利益還元の詳細を示します。
106	実施方針	6	第 1	1	(11)	—	—	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	収入見込み額は、特定事業の収入であり、任意事業収入は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の 150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の 130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正するとともに、スポーツへの利益還元の詳細を示します。
107	実施方針	6	第 1	1	(11)	—	—	事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	還元額の使途調整・決定や処分等は JSC が実施し、事業者の提案及び業務の範囲外との理解で宜しいでしょうか。	還元額の使途調整、決定については、JSC と協議の上、事業者が実施します。詳細については、入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
108	実施方針	6	第1	1	(11)			事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	「収入見込み額の150%を超えた収入実績額に対して、10%の還元割合を下限に、事業者の事業提案書に基づき還元割合を設定する」にある収入見込み額とは、各事業者が提案する夫々の収入見込み額とするのか、それともJSCが予め定める額とするのかご教示願います。	入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正します。スポーツへの利益還元については、応募者の事業提案書（損益計算書）に記載された各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額に対して、10%の還元割合を下限に還元することを求めるものとし、詳細は入札公告時に示します。
109	実施方針	6	第1	1	(11)			事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	「10%の還元割合を下限に」とありますが、還元割合が評価項目となり、還元割合が高いほど高評価となるのかご教示願います。	事業者選定基準については、入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
110	実施方針	6	第 1	1	(11)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	収入の還元額の基準を「収入見込み額の150%を超えた収入実績額に対して、10%の還元割合を下限に、事業者の事業提案書に基づき還元割合を決める」とあるが、基準値を150%と設定した背景をご教示いただきたい。	本事業の特性を踏まえ、事業者に収益が帰属することを基本としつつ、ラグビーその他スポーツの振興への貢献を期待する観点から基準値を設定したものです。なお、入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正するとともに、スポーツへの利益還元の詳細を示します。質問 No. 108 の回答もご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
111	実施方針	6	第1	1	(11)				事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	「事業者の事業提案書に基づく収支計画のうち、収入見込み額の150%を超えた収入実績額に対して、10%の還元割合を下限」にラグビー等振興に還元するとあるが、提案時の収支計画は「ベースプラン」を記載するにすぎず、実際は、上振れる可能性だけでなく、下振れる可能性も大いにある。上振れた場合に還元が必要なのであれば、下振れた場合、法人税法における繰越欠損金のように、過去の下振分を繰り越し、上振れ時にマイナス分として相殺したうえで、それでもなお生じる超過分に関して一部還元することが公平と考えるが、そのように変更頂ける余地はないか。	「実施方針」記載の内容でご理解ください。なお、入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正するとともに、スポーツへの利益還元の詳細を示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
112	実施方針	6	第1	1	(11)			事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	「還元額は、還元が生じた年度の翌年度に事業者が実施するラグビーその他スポーツの振興に資する取組の用途とする」とありますが、お金の流れは、事業者→JSC→事業者(翌年度)という流れでよろしいでしょうか。また、「ラグビーその他スポーツの振興に資する取組」とは、本事業における特定事業及び任意事業が対象となるとの理解で宜しいでしょうか。更に当該取組として認められるために必要となる条件及び還元に係る手続についてご教示ください。	JSCにお金の流れは発生せず、事業者が翌年度に事業として実施するものです。「ラグビーその他スポーツの振興に資する取組」とは、特定事業である「ラグビーその他スポーツの振興に資する業務」における取組に該当します。スポーツへの利益還元の詳細は入札公告時に示します。
113	実施方針	6	第1	1	(11)			事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	収入の定義をご教示いただきたくお願いいたします。売上総利益と解してよろしいでしょうか。	入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
114	実施方針	6	第1	1	(11)			事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	当該還元額について「収入見込み額の150%を超えた収入実績額に対して、10%還元額を下限に、(後略)」とありますが、収入のみではなく、当該年度の経費が見込みに対し、超過した場合等については協議により還元額を決定することは想定しておりますでしょうか？	質問No. 108の回答をご参照ください。
115	実施方針	6	第1	1	(11)			収益の還元	収入を増加させるためには原価が必要となるため、収入が増加しても決算上は赤字になる可能性もあります。このような場合に還元を行うことはSPCの経営安定性を損ねる可能性があるため、還元についての留保をいただけるなどの協議が実施できるとの理解でよろしいでしょうか。	スポーツへの利益還元の詳細については入札公告時に示します。なお、入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正します。
116	実施方針	6	第1	1	(11)			収益還元について	還元額の用途として、「ラグビー場その他スポーツ施設の振興に資する取組」が求められておりますが、当該趣旨に合致する限りにおいて、当該取組から事業者が収益を売ること自体は禁止されていないことをご確認ください。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
117	実施方針	6	第1	1	(11)	—	—	収益等の帰属	収入見込額の150%を超えた分を還元するとされていますが、収益見込みは事業者によって大きく異なることが予想されるため、どのようにして審査の公正性を保つのか、詳しくお聞かせください。入札において、実際の計画よりも非常に大きい収益を申告すれば、還元の可能性は極小にできるうえ、実質的負担は一切ないという結果になることが予想されます。通常、技術審査においては事業計画を提出することが求められますが、発注段階において、そもそも信ぴょう性のない計画を提案する可能性があり、審査が機能しなくなる可能性があると思料します。	事業者選定基準等については、入札公告時において示します。
118	実施方針	6	第1	1	(11)			収益等の帰属	「一定の収入額以上を超えた分について、その一部をラグビーその他スポーツの振興に還元する」とありますが、事業者の資金繰りを緩和する必要性が生じる可能性もあるため、還元は翌年度限りではなく複数年度留保したのちに以降のスポーツ振興の用途とすることもお認め頂けませんでしょうか。	質問No. 115の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
119	実施方針	6	第 1	1	(11)			収入の還元	収入見込みの 150%の実績が生じた場合に 10%以上の還元を提案とあるが、事業内容により収入の拡大以上に支出が増大して利益が減少する場合も想定される。還元の基準を収入ではなく「利益」として提案することは可能か。	入札公告時には「一定の収入額以上を超えた部分」を「一定の利益見込額を超えた部分」に、「収入見込み額の 150%を超えた収入実績額」を「各事業年度の税引後純利益（配当前）の見込額の 130%を超えた税引後純利益（配当前）の実績額」にそれぞれ修正します。
120	実施方針	6	第 1	1	(12)	①	—	ラグビー利用に係る利用調整	ラグビーでの円滑な利用に支障が生じないよう利用調整は、事業者と日本ラグビーフットボール協会が直接実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	実施方針	6	第 1	1	(12)	①		ラグビー利用に係る利用調整	市場の需要とは乖離する形での日数確保・優先予約は事業性に影響があることを踏まえて、事業者に対する運営上の補助金・税制優遇などの支援はありますでしょうか。	JSC では、ラグビーその他スポーツ利用に係る施設の利用調整に関連して、事業者に対する運営上の補助金・税制優遇などの支援を行うことは想定しておりません。
122	実施方針	6	第 1	1	(12)	②		利用料金	市場の需要動向や提供サービス・施設のクオリティとのバランスを欠いた低料金の範囲設定は事業性に影響があることを踏まえて、事業者に対する運営上の補助金・税制優遇などの支援はありますでしょうか。	質問No. 121 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
123	実施方針	7	第1	1	(12)	②		利用料金	事業採算性の改善のため、スポーツ利用についても、できる限り自由な料金設定を認めて頂くよう再考をお願いしたい。また、仮に一定の制約が不可避な場合においては、その制約に起因する収入減少を賄うような経済的な支援を頂きたいと考えるが、貴法人のお考えは如何か。	ラグビーその他スポーツによる本施設の利用が促進され、スポーツの振興が図られるよう、原文のとおりとします。なお、JSCでは、ラグビーその他スポーツ利用に係る施設の利用料金に関連して経済的な支援を行うことは想定しておりません。
124	実施方針	7	第1	1	(12)	③		公正な施設提供	VIPサービスのために提供する施設について、スポンサーとの年間契約などは、スポンサーの募集等の透明性を確保すれば、公平な施設提供と解釈して問題ない認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	実施方針	7	第1	1	(12)	③		公正な施設提供	事業者が本施設でイベント等を主催/共催する場合、当該イベントの事業予算から施設利用料を支払う必要がありますでしょうか。それとも、当該イベントの収支全体を見て「本事業の収益性を損なわないように留意」されていれば、個別の施設利用料の支払は不要でしょうか。	事業者側イベント等を主催・共催するために本施設を利用する場合にも、事業者は基本的には施設の利用料金を支払う必要があります。詳細については、入札公告時に示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
126	実施方針	7	第1	1	(12)	③	公正な施設提供	構成企業や事業者と連携する企業等が施設を優先的に利用する、または構成企業や事業者と連携する企業等が利用する際、一般的な利用と異なる利用料金を設定することは、「著しく公正さを欠く利用」に該当するでしょうか。	構成企業が本施設を優先的に利用する、または構成企業が利用する際に一般的な利用と異なる利用料金を設定することをもって、直ちに「著しく公正性を欠く利用」に該当するものではありませんが、本施設を独占的かつ安価に利用する場合には「著しく公正性を欠く利用」に該当します。詳細については、入札公告時に示します。
127	実施方針	7	第1	1	(12)	③	公正な施設提供	コロナ等外的環境により主催者が会場利用料を安価にしなければ借りられない状況となった場合は、事業者の判断で値引き等検討することは可能か。	事業者が利用料金の改定を行う場合には、あらかじめJSCと協議の上、利用規則を変更することにより対応することとなります。詳細については、入札公告時に示します。
128	実施方針	7	第1	1	(12)	③	公正な施設提供	「著しく公正さを欠く」の定義・基準などご教示いただければ幸いです。また、基準を満たさない場合のJSCの関与の可能性につきご教示いただきたくお願いいたします。JSCが事業者に行行政処分的な処置、例えば是正命令・指示・勧告などを行う可能性はあるのでしょうか。	「著しく公正さを欠く利用」については、事業者又は事業者から委託を受けた一部の者が、本施設を独占的かつ安価に利用する場合等を想定しており、詳細については、入札公告時に示します。なお、JSCはモニタリングを実施することとしており、その詳細についても入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
129	実施方針	7	第1	1	(13)	①		事業者による追加投資・改修工事	事業者により追加投資等を行った場合で JSC 様の保有資産として位置づけられた場合には、当該追加投資等の額は運営権の増額として処理されるとの認識でよろしいでしょうか。	「運営権の増額」の趣旨が分かりかねますが、追加投資・改修工事は事業者の費用負担で行うものとしており、JSC と事業者の間での金銭の授受は基本的に想定していません。
130	実施方針	7	第1	1	(13)	①		事業者による追加投資・改修工事	当初事業提案書や業務計画に位置付けられていない追加投資・改修工事についても、一定の手続きを経るなどにより、実施が認められる可能性はありますでしょうか。	業務計画書の変更その他の必要な手続きを経ることを前提に協議することは可能です。
131	実施方針	7	第1	1	(13)	①		事業者による追加投資・改修工事	追加投資のうち、本施設との一体性が認められる対象は JSC 様保有資産とございますが、当該追加投資に際して JSC 様の費用負担はどのような形態となりますでしょうか。	質問No. 129 の回答をご参照ください。
132	実施方針	7	第1	1	(13)	②	－	大規模修繕等	「妥当であると判断した場合」について、具体的な判断基準をお示しください。	「妥当であると判断した場合」とは、大規模修繕を行うことの必要性や妥当性等を基準として判断します。
133	実施方針	7	第1	1	(13)	②	－	大規模修繕等	大規模修繕の工事期間と時期の設定に関しては、事業者の経営に及ぶ影響を最小限とするよう、JSC と事業者が協議により決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
134	実施方針	7	第1	1	(13)	②	—	大規模修繕等	国際的な基準の変更に伴い施設の改修等を実施する場合に、JSCと事業者の協議を踏まえて、JSC又は国際大会等の主催者は事業者の経営に及んだ影響の範囲内において休業に伴う補償等を実施するとの理解で宜しいでしょうか。	JSCが休業に伴う補償等を実施することは想定しておりません。
135	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕	JSCの費用負担で実施する大規模修繕に関して想定されている範囲があればお示し下さい(どのような規模や工事範囲以上のものであれば大規模修繕に相当するか)	「別紙1 業務要求水準書(案)」、「添付資料1 用語の定義」をご参照ください。
136	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	「(大規模修繕に係る設計・施工等は事業者による実施を想定)」とありますが、これは費用他の条件が合致することが前提であるとの理解で宜しいでしょうか。	JSC会計規則等に基づき、契約、金額の確定、支払いを行います。
137	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	JSCの費用負担で行われる大規模修繕等を事業者が実施する場合、施工の内容を勘案して、事業者は、建設業務を主として行う構成企業以外に大規模修繕業務を委託することも可能と理解して宜しいでしょうか。	原則として設計業務・建設業務として選定された者による実施を想定しておりますが、その他の者が実施したほうが効果的・効率的である合理的な理由が示され、JSCが認めた場合はこの限りではありません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
138	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	人工芝につきまして、運営期間中に3回程度は張替えの必要があるものと思料しています。人工芝の張替えはJSC様負担の大規模修繕に盛り込んでよろしいでしょうか。	人工芝の更新は修繕の範囲内であり、事業者負担とします。
139	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	国際的な基準の変更に伴い、JSCの費用負担で必要な改修工事等を行うことによる影響で、当該改修工事完了後、事業者が想定していた収益を享受することが困難な状況が発生する場合、これによる合理的な逸失利益の補償についてJSCと協議させて頂けることをご確認ください。	改修等に伴うリスク分担等の詳細については、入札公告時において示します。
140	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	大規模修繕の実施可否及びJSCによる費用負担は、施設の競争力維持、ひいてはSPCの経営の安定性に大きく影響を与える。「JSCが使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、大規模修繕をJSCの費用負担とする」のみでは、予見可能性が低いことから、別途、入札説明書において客観的基準を示していただくことは可能か。	質問 No. 132、No. 135 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
141	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	JSCの判断で実施する大規模修繕による休業期間については補償が行われるべきではないか。そうでないと事業者のコントロールの範囲外で収入の予見性が損なわれることになるが、いかがか。	原文のとおりとします。
142	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	大規模修繕等の費用については、設計・施工完了後、一括で支払われるという認識でよろしいでしょうか。また、大規模修繕等の設計・施工等は事業者による実施を想定しているとのことですが、設計・施工等の費用をどのように確定するかご教示ください。	JSC 会計規則等に基づき、契約、金額の確定、支払いを行います。
143	実施方針	7	第1	1	(13)	②		大規模修繕等	JSC様がラグビーの大規模国際大会への対応に改修などを実施されるとのことですが、イベントの誘致スケジュールなどが概ね3～5年前から開始される可能性があるため、予約開始期間前にスケジュールを開示いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、予約開始後に対応する工事が必要となりキャンセルが発生した場合には、費用負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	改修等の必要性がわかり次第、「新秩父宮ラグビー場運営協議会（仮称）」において連絡調整を行うことを予定しております。改修等に伴うリスク分担等の詳細については、入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
144	実施方針	7	第 1	1	(13)	②		大規模修繕等	事業者の作成する長期修繕計画を参考に、JSC 様が妥当と判断する場合は、当該大規模修繕を JSC 様の費用負担とすることを想定しているとの事ですが、対象となる修繕費の基準は第 1 章 1 節 (13) ①に記載の JSC 様に所有権があるかが基準と考えればよろしいでしょうか。また、長期修繕計画は事業期間中にも変更され得るものと考えます。妥当と判断する修繕計画の基準日についてもご想定がありましたらご教示ください。	「対象となる修繕費の基準」という記載の主旨は不明ですが、妥当であると判断した場合の判断基準を問われているのであれば、具体的な判断基準を事前にお示すすることが困難なため、回答は差し控えさせていただきます。「修繕計画の基準日」という記載の主旨も不明ですので、こちらの回答も差し控えさせていただきます。
145	実施方針	7	第 1	1	(13)	②		大規模修繕等	大規模修繕に係る設計・施工等は事業者による実施を想定しておりますが、JSC 様に費用負担をいただける修繕内容であった場合の精算方法について消費税の取扱も含めてご想定をご教示ください。	質問 No. 142 の回答をご参照ください。
146	実施方針	7	第 1	1	(13)	②		大規模修繕等	現時点において、ご想定される大規模修繕期間をご教示いただけませんでしょうか。収支計画、どの程度の期間使用できないか確認いたしたく存じます。	事業者が作成する長期修繕計画を参考に、協議の上決定します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
147	実施方針	8	第1	1	(14)	③		事業者の保有資産	事業期間終了時に事業者の責任と費用負担により処分することとあるが、事業者が保有する内装工事区画や設備がある場合には、それらを撤去する必要があるのか。もしそうであれば撤去工事期間も含めて、事業期間終了時に撤去が完了している必要があるのか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、基本的にご理解のとおりですが、緊急かつやむを得ない中途解約の場合に協議する可能性を否定するものではありません。
148	実施方針	8	第1	1	(14)	③		事業者の保有資産	30年後の技術や社会環境を提案時に見通すことは極めて困難であるが、こうした前提においても、将来における柔軟な設備投資による利用者利便性の向上を促進するため、事業者がJSCとの合意を前提に要求水準書や提案事項を超えるような投資を行った場合において、当該投資に係る資産をJSCが事業期間終了時に買い取ることを可能とするような仕組みを導入してはどうかと考えるがどうか。	要求水準書や事業提案書に定めのない追加投資については、業務計画書の変更その他の必要な手続きを経ることを前提に協議することは可能です。そのうえで、事業期間終了時においては、JSC又はJSCが指定する者が必要と認めた範囲で、引継ぎの対象となります。なお、資産を引き継ぐについては、入札公告時に示します。
149	実施方針	8	第1	1	(14)	④		業務の引継ぎ	事業者が本施設を活用して定期的のあるイベント等を開発・主催/共催した場合、そのイベント事業自体については引継ぎの対象外となり、事業者が引き続き実施するという理解で正しいでしょうか	事業期間終了後の運営体制等は未定であることから、回答は差し控えさせていただきます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
150	実施方針	8	第1	1	(14)	④		業務の引継ぎ	上記の定期イベントについて、事業期間終了後も本施設で継続開催できるよう、最大限配慮いただくことは可能でしょうか。	質問No. 149の回答をご参照ください。
151	実施方針	8	第1	1	(14)	④		業務の引継ぎ	業務の引継ぎにあたっては、「十分な引継ぎ準備期間を確保」することが規定されていますが、当該期間は事業者による提案によるという認識でよろしいでしょうか。	業務の引継ぎ期間は、事業者とJSCの協議の上、決定することを想定しております。
152	実施方針	8	第1	1	(15)	—	—	JSC 職員の 出向・派遣	職員の事業者への出向又は派遣それぞれについて、出向料は発生しないという理解で宜しいでしょうか。出向料が発生する場合は、事業費に見込む必要があるため、各種の諸条件を具体的にご教示ください。	JSC 職員の出向・派遣に係る人件費は、JSC の負担とすることを想定しております。
153	実施方針	8	第1	1	(15)	—	—	JSC 職員の 出向・派遣	事業者への出向者又は派遣者は、事業者の指示系統に従い、業務を遂行していただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	実施方針	8	第1	1	(15)			JSC 職員の 出向・派遣	どのような役割で、何人を想定しているのか。また、JSC から事業者に対して必要額の出向負担金が支払われる等、人件費は JSC が負担するという理解で良いか。	JSC 職員の出向・派遣に関する詳細については、入札公告時において示します。なお、JSC 職員の出向・派遣に係る人件費については、JSC の負担とすることを想定しております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
155	実施方針	8	第 1	1	(15)			JSC 職員の出向・派遣	JSC 職員様の出向・派遣は、どの程度の人件費で、どのような業務を担当されるイメージでしょうか。また、スポーツ博物館の業務とは無関係でしょうか。	JSC 職員の出向・派遣に関する詳細については、入札公告時において示します。なお、出向又は派遣する職員がスポーツ博物館の運營業務に従事することは想定しておりません。
156	実施方針	8	第 1	1	(15)			JSC 職員の出向・派遣	JSC 様が職員の出向又は派遣を検討しているとのことですが、現在想定している期間・人数・職種・年齢・経歴などをご教示ください。	JSC 職員の出向・派遣に関する詳細については、入札公告時において示します。
157	実施方針	8	第 1	1	(15)			JSC 職員の出向・派遣	JSC 様より出向または派遣される職員の人件費は JSC 様負担との理解でよろしいでしょうか。また、派遣される職員の退職金等の扱いの考えがあればご教示ください。	JSC 職員の出向・派遣に係る人件費は、JSC の負担とすることを想定しております。
158	実施方針	8	第 1	1	(15)			JSC 職員の出向・派遣	出向または派遣される職員の選定にあたっては、SPC が人事権を保有することを想定してよろしいでしょうか。	出向又は派遣する職員は、JSC が候補者を選定し、SPC と協議の上で決定することを想定しております。
159	実施方針	8	第 1	1	(14)	②		事業期間終了時の資産の引継ぎ	事業期間終了時に、JSC 様又は JSC 様が指定する者が必要と判断した資産を引継ぐにあたり、精算方法についてご教示ください。買い取っていただける場合、買取り額の算定方法について、現時点で想定があればご教示ください。	入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
160	実施方針	10	第2	2	(1)			選定手順及びスケジュール	参加表明書の受付時期は2月上・中・下旬のいつ頃となる想定でしょうか。	入札公告時において示します。
161	実施方針	10	第2	2	(1)			選定手順及びスケジュール	入札公告から事業提案書の締切までの間にいわゆる「競争的対話」を実施することは予定されていますでしょうか。また、「競争的対話」を実施する場合、必要がある場合には、入札公告後でも入札説明書等の一部記載内容変更などを行っていただくことは可能でしょうか。	質問 No. 67 の回答をご参照ください。
162	実施方針	10	第2	2	(1)			選定手順及びスケジュール	本事業の考えや実施条件等、十分な意思疎通を図ることを目的に、応募者の提案書の内容充実を図る機会として、応募者ごとに個別に対面形式の対話を実施する予定はありますでしょうか。	質問 No. 67 の回答をご参照ください。
163	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者の構成	本事業の構成企業又は協力企業となるものは、実施方針第1の1.(7)に記載されている業務のいずれかについて、SPCからの受託又は請負が義務付けられているものではないことをご確認ください。	構成企業・協力企業は、「実施方針 第1.1.(7)事業範囲」に記載されている業務のいずれかに携わる法人を指します（SPCからの受託又は請負が義務付けられます）

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
164	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者の構成	本事業の構成企業又は協力企業となることは、実施方針第1の1.(7)に記載されている業務以外の業務をSPCからの受託又は請負する様態においても認められることをご確認ください。	質問No. 163の回答をご参照ください。なお、構成企業又は協力企業においては、「実施方針 第1.1.(7)事業範囲」に記載されている業務以外についても受託又は請負することはできません。
165	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	「本事業に係る業務は、(中略)応募企業、構成企業又は協力企業に委託することができ」とありますが、SPCが自ら実施することも認められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「実施方針 第2章.3.(4)①統括管理業務に携わる企業」に示す要件を代表企業の要件に置き換えます。その旨、入札説明書等で修正します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
166	実施方針	12	第2	3	(1)				<p>応募者等の構成</p> <p>統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う者は、構成企業とすること。」とあります。</p> <p>「統括管理業務」及び「運営業務」については本事業の要となる業務であることから、統括管理業務、運営業務を主として行う者を構成企業とすることが必須であることは理解できます。</p> <p>一方で、建設業務を主として行う者（建設企業）については、コスト競争力と施工能力を総合的に評価して工事着工時までに時間をかけて選定することで整備費の最小化や優れた施工品質の確保が可能となります。事業環境の最適化のために、建設企業を入札時に決定する規定を削除し、建設企業を構成企業及び協力企業とすることを求めないよう強く要望します。（愛知県新体育館事業においても、同じ方針として建設企業の選定は工事着工まで良いとされており、構成企業となることも求められておりません。）</p> <p>また、同様に設計企業も入札時に決定する規定を削除することを要望します。</p>	原文のとおりとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
167	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	「ただし、応募グループの場合、統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う者は、構成企業とすること」とありますが、当該3業務を行う会社は必ず構成企業として加えなければならないという意味でしょうか。	応募グループにおいては、事業者が統括管理業務、建設業務、運営業務を委託する場合には、統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う受託者は構成企業とすることを示しています。
168	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	応募グループにおいて「運営業務を主として行う」構成企業は、実施方針3ページに記載の「ウ 運営業務」のうち、どの業務を行えば「主として行う」の基準を満たすことになりますでしょうか。	応募者においてご判断ください。
169	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	応募時点では他グループに構成企業/協力企業として参加した企業や、自グループに構成企業/協力企業として参加していない企業であっても、落札後に SPC/構成企業/協力企業からの委託先として業務を発注することは排除しないという理解でよろしいでしょうか。（仮に排除されてしまうと、性能面や価格面においてベストな運営が難しいため）	ご理解のとおりです。 構成企業及び協力企業は、他の応募企業、応募グループの構成企業又は協力企業としての参加はできませんが、その受託先となることは可能です（質問 No. 3 の回答もご参照ください。） 詳細は入札公告時において示します。
170	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	「本事業に係る業務」は、特定事業及び任意事業を合わせたものと同義と理解してよいか。	「本業務に係る業務」は、特定事業を指します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
171	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	「本事業に係る業務は、事業者である特別目的会社から応募企業、構成企業又は協力企業に委託することができ」とされているが、原則としては、本事業に係る業務を行うのは事業者である特別目的会社であり、委託できるとされているのは、あくまでそのようなことも可能である、ということを明記したに過ぎないと理解してよいか。	本事業に係る業務は、事業者である特別目的会社が自ら実施することも、特別目的会社が応募企業、構成企業又は協力企業に委託して実施することもできます。質問 No. 167 の回答もご参照ください。
172	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	「本事業に係る業務」を行うのが、原則として特別目的会社であると理解する場合において、「応募企業、構成企業及び協力企業のそれぞれが携わる業務を明記する」とされているのは、仮に委託が行われた場合の取扱い、という理解でよいか。	質問No. 171の回答をご参照ください。なお、応募申請書類において、企業名を記載する業務は、統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務、維持管理業務とします。その旨、入札説明書等で修正します。
173	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	「本事業に係る業務」を行うのが、原則として特別目的会社であると理解する場合において、「統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う者は、構成企業とすること」とされていることとの関係をどのように理解すればよいかご教示いただきたい。	応募グループにおいては、事業者が統括管理業務、建設業務、運営業務を委託する場合には、統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う受託者は構成企業とすることを示しています。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
174	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	「統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う者は、構成企業とする」とあるが、応募後、選定後、運営開始後それぞれで変更・追加することは不可か。	応募後においては、「実施方針 第2.3.(5)応募者等の変更又は追加」をご確認ください。 選定後及び運営開始後においては、「実施方針 第3.2.(2)特定事業契約締結後における事業者の株式の新規発行及び処分」をご確認ください。
175	実施方針	12	第2	3	(1)			応募者等の構成	統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う企業が構成企業と規定されておりますが、構成企業はSPCに対する出資を行わない場合であっても、対象業務を主として行う場合には構成企業の定義に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う企業は構成企業となりますので、SPCへの出資を求めます。
176	実施方針	12	第2	3	(1)			代表企業	代表企業となる事業者は、SPCの中での出資比率や果たすべき役割に関して、あらかじめ想定された基準があればお示し下さい。	「実施方針 第2.5.(2)特別目的会社の設立等」特別目的会社の設立等をご参照ください。 代表企業は、構成企業の中で最大出資比率とすることとしております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
177	実施方針	12	第2	3	(2)		ア	公益財団法人日本ラグビー協会等との関わりについて	JRFU その他ラグビー関係団体の詳細をお教えてください。（名称リストなど）	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会、関東ラグビーフットボール協会、関西ラグビーフットボール協会、九州ラグビーフットボール協会、各都道府県ラグビーフットボール協会及び一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン（「別紙1 業務要求水準書（案）」においては、一般社団法人ジャパンラグビートップリーグと表記。2021年10月1日付で法人名変更）を指します。
178	実施方針	12	第3		(2)		ア	日本ラグビーフットボール協会との関わりについて	JAPAN RUGBY TOP ONE に所属のチームを所有している企業は「その他ラグビー関係団体」には該当しないでしょうか。	ご理解のとおりです。質問No.177の回答もご参照ください。
179	実施方針	12	第3		(1)			公募者等の構成	「協力企業」について役務の再委託先企業は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	実施方針	12	第3		(1)			公募者等の構成	「協力企業」について物品の購買先企業は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	実施方針	13	第2	3	(3)		キ	応募者等の資格要件	コンソーシアム組成に影響する可能性があるため、有識者委員は可能な限り早く公表して頂けないでしょうか。	入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
182	実施方針	13	第2	3	(3)		ク	応募者等の 資格要件	コンソーシアム組成に影響する可能性があるため、JSCが別途定める要件は可能な限り早く公表して頂けないでしょうか。	入札公告時において示します。
183	実施方針	13	第2	3	(3)		ウ	応募者等の 資格要件	応募者等の資格要件として、「PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者」が要件として規定されており、同法規定では「法人でない者」が欠格事由として規定されています。いわゆる投資ファンドなどについては、投資事業有限責任組合等、必ずしも法人と位置付けられる形態でないことが想定されますが、投資事業有限責任組合等は応募者等となることは認められますでしょうか。	認めるものとし、入札説明書等で修正します。
184	実施方針	13	第2	3	(3)			応募者等の 資格要件	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合が、本事業の構成企業又は協力企業となることは、禁止されているものではないことをご確認ください。	禁止しませんが、特定事業のどの業務に当該組合が携わるのかを事業提案書においてご提案ください。
185	実施方針	14	第2	3	(4)	①	イ	統括管理業 務に携わる 企業	「統括管理業務に携わる企業」は、構成員であればよく、代表企業である必要はないものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
186	実施方針	14	第2	3	(4)	①	イ	統括管理業務に携わる企業	「PFI 法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業の実績(代表企業又は構成企業としての実績に限る)又は類似施設(スタジアム及びアリーナ等のスポーツ施設、公共施設、商業施設)の元請として完成・引き渡し完了した施工実績又は運営の実績を有すること」とありますが、国内公共施設の指定管理者としての実績でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
187	実施方針	15	第2	3	(4)	④		工事監理業務に携わる企業	「工事監理業務に携わる企業」は、「建設業務に携わる企業」が兼務することも可能という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時において示します。
188	実施方針	16	第2	3	(5)			応募者等の変更又は追加	応募グループによる場合、構成企業及び協力企業のいずれかが、指名停止や取引停止を受けた場合、「やむを得ない事情」として変更は認められるのでしょうか。	JSC が認めた場合に限り、変更することができます。
189	実施方針	16	第2	3	(5)			応募者等の変更又は追加	参加表明書の提出後から事業提案書提出までの間の構成企業又は協力企業の変更についての記載があり、また、契約後の構成企業の変更については P20 第3.2(2)①議決権付株式の譲渡で対応すると思われませんが、契約後に協力企業を追加・変更等する場合については、特に規制等はないということで宜しいでしょうか。	入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
190	実施方針	16	第2	3	(5)			応募者等の変更又は追加	応募後の構成企業等は JSC が認めた場合変更できるとあるが、選定後の変更も同様と考えていいか。	入札公告時において示します。
191	実施方針	17	第2	4	(5)			事業者を選定しない場合	「財政負担の縮減等の達成が見込めない」について P.5 の運営権対価相当額の下限値を上回れば達成が見込めるという理解で宜しいでしょうか。	運営権対価相当額の下限値を上回れば財政負担の縮減が達成されるものではありません。 なお、本事業を PFI 事業として実施することが適当であるか否かについては、財政負担の縮減のみで判断することは想定しておりません。
192	実施方針	17	第2	5	(2)			代表企業の要件	「代表企業は、構成企業の中で最大出資比率とする」とありますが、出資比率は議決権付株式ベースで計算した比率を採用するという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
193	実施方針	17	第2	5	(2)			特別目的会社の設立等	「JSCの事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない」について、プロジェクトファイナンス契約に基づく担保設定は当然に認められると考えて宜しいでしょうか。	事業提案書における事業者の資金調達計画等を踏まえ、必要に応じて JSC が金融機関等と協議等を行ったうえで、当該金融機関等による担保設定が必要であると判断した場合に承認します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
194	実施方針	17	第2	5	(2)			特別目的会社の設立等	事業期間中、事業の各段階に応じて代表企業を構成企業間で交代するいわゆるスイッチングに伴う株式の譲渡は認められると考えて宜しいでしょうか。	議決権付株式の譲渡については、事業者の事業実施の継続を阻害しない等、一定の要件を満たす場合に認めるものとしております。「実施方針 第3.2.(2)①議決権付株式」をご参照ください。 代表企業の交代に関する要件の詳細は、入札公告時において示します。
195	実施方針	17	第2	5	(2)			特別目的会社の設立等	代表企業が構成企業の中の最大出資比率であることは必須か。	必須とします。
196	実施方針	17	第2	5	(2)			特別目的会社の設立等	本事業の SPC の所在地については都内であれば事業者が任意に定めることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	実施方針	17	第2	5	(2)			特別目的会社の設立等	「代表企業は、構成企業の中で最大出資比率とする」とのことですが、代表企業は「議決権を有する株式」に対する最大出資比率の出資者であればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
198	実施方針	17	第2	5	(2)			特別目的会社の設立等	前項質問と関連しますが、本項において構成企業全社は SPC に出資を行うとの記載です。構成企業は対象業務を主として行う場合は、出資が必須であるとの理解でよろしいでしょうか。構成企業の定義・条件の明確をお願いできますと幸いです。	応募グループの場合、統括管理業務、建設業務、運営業務を主として行う者は、SPC への出資を行う企業（構成企業）であることを条件とします。
199	実施方針	17	第2	5	(2)			特別目的会社の設立等	代表企業は最大出資者であれば出資比率は何%でもよいという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	実施方針	17	第2	5	(3)			特定事業契約の締結	「事業者」とは SPC を指しますでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	実施方針	18	第2	5	(4)			運営権の設定	運営権設定は I 期施設の建設業務完了後に行い、II 期施設の建設業務完了後、既存の運営権が及ぶとされていますが、II 期施設建設業務完了後、既存の運営権の増額などは発生しないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	実施方針	18	第2	6	(1)			著作権	JSC は落札者以外の応募者の提案書の一部、全部を使用できるという理解で正しいでしょうか。	「実施方針 第 2.6.(1) 著作権」に記載のとおりです。また、落札者以外の応募者の提案書は、提出者に無断で本事業の選定の目的以外に使用しません。詳細は入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
203	実施方針	19	第3	1	(1)			リスク分担の考え方	「新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応は要求水準に基づき事業者を実施を求めるが、事業者において合理的に予見することが不可能なものは、当該感染症発生時点の社会情勢等に応じて、不可抗力リスクに含まれる場合がある」とあります。内閣府が令和3年6月18日に公表している「契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－」では、不可抗力について「協定等の当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないもの」とされており、新型コロナウイルス感染症と同様の感染症の発生・拡大は、事業者の予見可能性の有無及び社会情勢の如何を問わず、事業者が「通常認められる注意や予防方法を尽くしても防止し得ないもの」です。したがって、新型コロナウイルス感染症と同様の感染症の発生・拡大は、事業者の予見可能性の有無及び社会情勢の如何を問わず、不可抗力となるという認識でよろしいでしょうか。	今後、感染症の大規模流行が発生した場合に、当該発生が特定事業契約に定める「不可抗力」の要件に該当するものについては、不可抗力として取り扱われることとなります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
204	実施方針	19	第3	1	(1)			リスク分担の考え方	新型コロナウイルス感染症と同様の感染症の発生・拡大といった不可抗力が発生していることをどのような基準で判定するか、また、事業者の増加費用や損失（逸失利益を含む）をどのように算定するか等に関しましては、この種の取引で前例となるものがないこともありますので、入札プロセスの中で十分に対話をさせていただけるという認識でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する事業が発生した場合の協議手順について、入札公告時において示します。
205	実施方針	19	第3	1	(1)			リスク分担の考え方	不可抗力リスクについては、原則として発注者側の負担とし、運営権の存続期間の延長の他、金銭的負担により、事業者側の損失が補填されることを原則とする仕組みとすべきと考えるがどうか。	入札公告時において示します。
206	実施方針	19	第3	1	(3)			事業者の責任の履行の確保に関する事項	履行保証保険等の条件は入札公告時に詳細をお示し頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	実施方針	19	第3	2	(1)			事業者の保有する運営権の譲渡等	JSCによる運営権譲渡の許可は、どのような条件下で認められるのか。	運営権譲渡の許可については、事業者の事業実施の継続を阻害しない等の一定の要件を満たすことを前提として、個別事象に即して総合的に判断する必要があります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
208	実施方針	19	第3	2	(1)			事業者の保有する運営権の譲渡等	運営権に対する抵当権設定について制約はあるのかどうか。	事業提案書における事業者の資金調達計画等を踏まえ、必要に応じて JSC が金融機関等と協議等を行ったうえで、当該金融機関等による抵当権設定が必要であると判断した場合に承認します。
209	実施方針	20	第3	2	(2)	①		議決権付株式	「議決権株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には株式処分を承認する」とありますが、上記条件を満たす限りにおいて、議決権付株式の処分について不承認となることはないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	実施方針	20	第3	2	(2)	①		議決権付株式	「議決権株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には株式処分を承認する」とありますが、施設の設計・施工が完了後に株式処分を行う場合、引き続き「建設業務」を主として行う者が構成企業として特別目的会社に出資することが求められますでしょうか。	建設業務を主として行う構成企業は、その他の構成企業と同様、原則として、特定事業契約が終了するまで SPC の議決権付株式を保有する必要があります。 株式処分に係る JSC の事前承認に関しては、建設業務の実施体制等に関する応募者の提案を踏まえ、事業者の事業実施の継続を阻害しないと JSC が判断できることが必要です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	項目名		
211	実施方針	20	第3	2	(2)	①②	議決権付株式、完全無議決権株式	議決権株式及び完全無議決権株式の譲渡にあたっては、譲受人について、いずれも「PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者」が要件として規定されており、同法規定では「法人でない者」が欠格事由として規定されています。いわゆる投資ファンドなどについては、投資事業有限責任組合等、必ずしも法人と位置付けられる形態でないことが想定されますが、投資事業有限責任組合等は譲受人となることは認められますでしょうか。特に完全無議決権株式については、投資ファンドが譲受人になる可能性が見込まれることから、投資事業有限責任組合等が譲受人として認められることが望ましいと考えます。	質問No. 183の回答をご参照ください。
212	実施方針	20	第3	2	(2)	②	完全無議決権株式	完全無議決権株式の発行、割り当て等に関してはアからオで示される以外の要件は付されないと理解して宜しいでしょうか。	アからオで示される要件に加えて、株式の譲渡人及び譲受人から、一定の誓約書を差し入れて頂くことを想定しております。詳細は入札公告時において示します。
213	実施方針	20	第3	2	(2)	②	完全無議決権株式	完全無議決権株式の発行を認めているのはどのような趣旨か。	資金調達の円滑化に資すると考えております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
214	実施方針	20	第3	2	(2)	②		完全無議決権株式	完全無議決権株式ではなく、議決権制限付き株式の発行はできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
215	実施方針	20	第3	2	(2)	②		完全無議決権株式の発行・処分	完全無議決権株式の新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定について、JSC様は原則として関与しないという理解でよろしいでしょうか。譲渡の際に、JSC様が必要とする情報を報告するのみという理解でおります。	JSCが必要とする情報の報告に加えて、株式の譲渡人及び譲受人から、一定の誓約書を差し入れて頂くことを想定しております。詳細は入札公告時において示します。
216	実施方針	20	第3	6	(2)	①		議決権株式	JSCが議決権付株式の処分を承認する際、「当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する」旨記載がありますが、当該判断基準について可能な限り具体的にご教示いただきますようお願いいたします。	原文のとおりとします。
217	実施方針	20	第3	6	(2)			特定事業締結後における事業者の株式の新規発行及び処分	議決権付株式と完全無議決権株式相互の転換は JSC 承認があれば実施可能という理解で正しいでしょうか。	「議決権付株式と完全無議決権株式相互の転換」の詳細が分かりかねますが、議決権付株式又は無議決権株式の実質的な譲渡と評価される場合には、議決権付株式又は無議決権株式の譲渡に準じた要件を求めることとなります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
218	実施方針	24	第6	1	(1)				事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	この場合においても事業者の株主には遡及請求されないという理解で正しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業者が解散する場合は、代表企業に対して一定の義務の負担を求める場合があります。詳細は入札公告時において示します。
219	実施方針	24	第6	1	—	—	—		本事業の継続が困難となった場合の措置	想定される本事業の継続が困難となる理由とその発生事由に応じた適切な措置を質問回答の段階で具体的にご教示ください。	解除事由と解除の効果は多岐にわたるため、入札公告時において示します。
220	実施方針	25	第7	1					法制上及び税制上の措置に関する事項	記載されております本施設に係る固定資産税の非課税の取扱い、都市計画税の非課税の取扱いについて、別紙5より、非課税対象外の用途について規定があります。仮にそうした用途が一部存した場合、どのような課税がされるでしょうか。面積按分等課税方法が分かればご教示ください。コンサート、展示会等のイベントを実施する場合に本施設自体に課税される可能性は無いと考えてよろしいでしょうか。	固定資産税の課税において、日数按分計算による課税は特にありません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
221	実施方針	25	第7	1				法制上及び税制上の措置に関する事項	JSCは、本施設の所有者として、施設の投資額や事業性を高めるために、施設にかかる固定資産税・都市計画税が発生しないよう東京都との調整を行っていますでしょうか。	固定資産税の課税については、関係法令に則り、施設の運営実態に照らし税務当局が判断を行うものです。
222	実施方針	25	第7	2				財政上及び金融上の支援に関する事項	「財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、JSCは、これらの支援を事業者が受けることができるよう必要な支援を行う」とあるが、具体的にどのような支援を想定しているのか。	本事業の遂行に際してSPCが活用することができる可能性のある国等の補助金、交付金等の財政支援、政府系金融機関の融資等の金融支援について支援を行うことを想定しております。
223	実施方針	20	3	2	(2)	②		完全無議決権株式	資金調達の一環として、会社法に基づき、SPCが社債（転換社債でない）を発行すること、及び、当該債権を取得したものが当該債権を第三者に譲渡することは、制限されていないという理解で良いか	基本的にはご理解のとおりですが、株主又は第三者への社債発行及び第三者への社債譲渡に際しては、完全無議決権株式の譲渡と同等の要件を求める場合があります。
224	実施方針	20	3	2	(2)	②		完全無議決権株式	資金調達の一環として、会社法に基づかず、株主がSPCに対して株主ローンを提供すること、及び、当該債権を取得したものが当該債権を第三者に譲渡することは制限されていない、という理解で良いか	基本的にはご理解のとおりですが、株主による株主ローンの提供及び株主ローン債権の第三者への譲渡に際しては、完全無議決権株式の譲渡と同等の要件を求める場合があります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
225	実施方針	20	3	2	(2)	②		完全無議決権株式	資金調達の一環として、SPCが匿名組合出資を受け入れる（SPC=営業者）こと、及び、匿名組合員が当該持分を第三者に譲渡することは制限されていない、という理解で良いか	基本的にはご理解のとおりですが、株主又は第三者による匿名組合出資及び第三者への持分譲渡に際しては、完全無議決権株式の譲渡と同等の要件を求める場合があります。
226	別紙1 業務要求水準書 (案)	1	第1章	第1節	2	—	—	本業務要求水準書の規定の取扱い	「仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、JSCがこれと同等と認める方法を採用することができる」との記載について、特定事業契約締結までに同等と認めるか否かの判断がされとの理解で宜しいでしょうか。	設計から建設までの段階において、事業者より提示される資料等をもとに判断していくことになることを想定しております。
227	別紙1 業務要求水準書 (案)	2	第1章	第2節	2			にぎわい創出	神宮外苑地区のにぎわい創出に寄与とあるが、国内外を問わず、ベンチマークされこのようなにぎわい創出ができればと想定されているモデルがあればお示し下さい。	応募者の提案によるものとします。
228	別紙1 業務要求水準書 (案)	5	第1章	第2節	3	(3)	②	任意事業	本施設の価値を高めたり利便性を向上させる事業は特定事業として位置づけられるとのことだが、それ以外の事業というと、どのようなものが任意事業としてイメージされているのか。	応募者においてご判断ください。
229	別紙1 業務要求水準書 (案)	5	第1章	第2節	3	(3)	②	任意事業	「なお、特定事業として掲げる…」とありますが、利便性の向上を図る等の取組は具体的にどのような取組を想定していますでしょうか。	応募者においてご判断ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
230	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	6	第1章	第2節	3	(4)	—	事業期間	「運営期間は I 期の竣工後の令和 10(2028)年度から 30 年」との記載について、I 期完成時期が前倒しできる場合には、それに応じて運営開始時期も前倒し可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	6	第1章	第3節	1			都市計画等	本事業の実施にあたっては関係法令等によるとあるが、本施設が既存の地域冷暖房区域のプラントから 500m 以内の受入検討エリアに該当することから、東京都「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」に基づき、地域冷暖房の受入検討が必要という認識で良いか？	既存の地域冷暖房のプラントからの利用は想定していませんが、全体スケジュールを遵守することを前提に提案によるものとします。
232	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	6	第1章	第3節	1		④	都市計画等	「地区計画に関わる事務手続きを必要とする場合は」とありますが、これは、応募者の提案が適切でより良いと考えられた場合に限るが、地区計画の変更も許容されると考えてよいでしょうか。応募者の提案により地区計画に係る事務手続きを必要とする場合、JSC 及代表施行予定者が行うことでよろしいでしょうか。	都市計画の決定を伴う、地区計画の変更は、想定しておりません。再開発事業全体のスケジュール及び本事業の事業スケジュールを遵守した提案としてください。 なお、応募者の提案により必要となる地区計画等の事務手続き等については、事業者の責任において必要となる資料等を作成し、JSC 及び代表施行者等に協力の上、実施してください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
233	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	6	第1章	第3節	1		④	都市計画等	上記手続きにより、地区計画の変更が生じた場合再開発事業全体のスケジュールに影響を及ぼす恐れがあります。全体スケジュールの管理は、JSC 及び施行予定者が行うことで良いか。提案時は地区計画の変更を想定しないスケジュールの提示でよろしいでしょうか。	質問No. 232 の回答をご参照ください。
234	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	6	第1章	第3節	3		②図 表 2	計画地の概要	都市計画決定後(想定)に見直し相当用途地域：商業地域とあります。その用途地域に従い、建蔽率は 80%と考えてよいでしょうか。また北側斜線もないと考えてよいでしょうか。	見直し相当用途地域は、商業地域を想定しているが、建蔽率については 60%を想定しております。北側斜線は適応します。
235	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	7	第1章	第3節	2		②	再開発事業等	「特定建築者制度を活用する予定」とありますが、本施設の全てが保留床になるのでしょうか。もしくは一部権利床も含まれるのでしょうか。	一部、権利床も含まれます。
236	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第1章	第3節	3		②	計画地の概要	都市計画決定後(想定)の建ぺい率が都市計画法においては 60%、風致地区においては 60% (S 丙地域) となっておりますが、建築基準法に基づく角地の緩和の適用は可能と考えてよろしいでしょうか。	今後、決定される都市計画(地区計画)の内容を踏まえて、応募者においてご判断ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
237	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第 1 章	第 3 節	3		②	図表 2 計画地の概 要	緑化面積につきまして、本計画地単体で 遵守すべき内容か、再開発計画全体で遵 守すべき内容か（本計画地単体で緑化面 積を満たしていなくても、再開発計画全 体で満足すればよいか）ご教示下さい。	緑化面積については、本敷地単体で遵 守する必要があります。
238	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第 1 章	第 3 節	3		②	図表 3 計画概要	延べ面積及び容積対象面積の内訳をご 教示いただければと存じます。	「別紙 1 業務要求水準書(案)」(特に 「添付資料 3 スポーツ博物館各室性 能表」及び「添付資料 8 各室性能表」 など)を満たした上で、応募者の提案 によるものとします。
239	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第 1 章	第 3 節	3		②図 表 2	計画地の概 要	1 期、2 期ともに、用途地域は見直し相 当用途地域：商業地域と考えて良いです か。	ご理解のとおりです。
240	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第 1 章	第 3 節	3		②図 表 2	計画地の概 要	新設道路が計画地の南側に敷設される 予定ですが、本計画時は 1 期、2 期とも に建蔽率の角地緩和が可能と考えてよ いですか。	質問 No. 236 の回答をご参照ください。
241	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第 1 章	第 3 節	3		②図 表 2	計画地の概 要	壁面後退は地区計画で規定されていま すが、道路境界、隣地境界ともに同じ扱 いでよいですか。例：50 ≤ H < 100 の場 合、道路境界および隣地境界ともに 8m とすることでよいですか。	地区計画手続き中であり、入札公告時 に示す条件を踏まえて提案してくだ さい。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
242	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第1章	第3節	3		②	図表 2 計画地の概要	上記の場合、道路斜線・隣地斜線は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	質問No. 241 の回答をご参照ください。
243	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	8	第1章	第3節	3		①	計画地等の概要	計画地の概要について、想定計画とならなかった場合の取り扱いについてご教示ください。	「別紙4 リスク分担表(3)設計・建設期間中のリスク」をご参照ください。
244	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	9	第1章	第3節	2			再開発事業等	再開発事業の地区内における他の事業者の開発計画は、新秩父宮の事業性に大きな影響を与えることに加え、地区全体での施設開発の最適化を検討することが必要ですので、現時点での他事業者の検討内容（施設概要・実施計画等）を可能な限りご提示いただくことは可能でしょうか。	現時点での他事業者の検討内容は、東京都都市整備局のHP（神宮外苑地区のまちづくり）をご参考ください。
245	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	9	第1章	第3節	3			図表 3 計画概要	延べ面積と容積対象面積の差が 11,480㎡となっていますが、この差に含まれるものとして駐車場以外のものがあればご提示願います。	大部分が駐車場によるものです。その他にも建築基準法で一般的に容積対象外となる部分が該当します。
246	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	9	第1章	第3節	4	(1)	①	計画概要	延床面積の下限値があればご教示ください。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第 2 章. 第 2 節. 1 施設構成と導入機能及び規模」のとおり、本施設の延べ面積は、関連法規を満たす中で最大限確保してください。（95%以上）

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
247	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	9	第1章	第3節	4	(1)	①	敷地引き渡 し・インフ ラ関係	I期とII期の境界線に対してクリアラ ンスをどの程度設ける必要があるので、 既に協議済みの内容があればご教示く ださい。	入札公告時において示します。
248	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	9	第1章	第3節	4	(1)	①	敷地条件	既存図面、「明治神宮が神宮第二球場を 解体後に～」とありますが、既存神宮第 二球場の基礎躯体図を提供して頂くこ とは可能でしょうか。	入札公告時において示します。
249	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	9	第1章	第3節		3	②図 表 2	計画地の概 要	区条例では建築物上:屋上利用利用可能 面積の 35%を緑化することになってい ますが、一般に供するエリア(人が出入 り出来るエリア)の35%と考えてよいで すか。そうでない場合、屋上利用可能面 積の定義をご教示ください。	区条例をご参照の上、応募者にてご判 断ください。
250	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	9	第1章	第3節	4	(1)	①	敷地条件	II期の工事敷地は、神宮球場の解体後の 引き渡し予定とのことですが、その前 に行われる別途解体工事の工程につい ては、本施設運営とのスケジュール調整 を行っていただけるのでしょうか。	現時点において神宮球場の解体と本 施設運営のスケジュール調整を JSCが 実施することは想定しておりません。
251	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	②	既存樹木の 取り扱い	保存が必要な樹木は検討案に基づき設 定されたものと拝察されますが、計画内 容に応じて保存対象の樹木を変更する ことは可能でしょうか。	入札公告及び敷地引渡し時に提示す る条件等に基づき、本敷地内に存する 樹木の保全、保存、移植、伐採等の計 画を検討ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
252	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	②	既存樹木の 取り扱い	上記質問において可能な場合の変更条件等があればご提示願います。	質問No. 251の回答をご参照ください。
253	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	③	駐車場出入 り口等	交通計画上の問題がないことが確認できれば、駐車場出入口の計画位置を変更することは可能でしょうか。	再開発事業全体への影響のない範囲で、事業者の責任において必要な手続き・調整をスケジュール内に行う前提であれば、変更することは可能です。
254	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑦	歩行者デッ キ	整備内容が提示される時期についてご提示願います。	整備内容が提示可能な時期については未定です。
255	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑧	公共施設	想定される用途や規模をご提示願います。	入札公告時において示します。
256	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	②	既存樹木	仮移植の場所をご教示ください。	入札公告時及び敷地引渡し時に提示する条件等に基づき、応募者においてご判断ください。
257	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	②	既存樹木	仮移植圃場の維持管理費は本事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。	本事業の対象です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
258	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	②	既存樹木の 取扱い	地区計画の緑化面積について、都市計画 決定後(想定)非建築面積の 35%規定が あるが、既存樹木も緑化面積に算定でき ると考えて良いですか。	既存樹木も緑化面積に算定可能です が、関連する基準等（東京都再開発等 促進区を定める地区計画運用基準に 基づく緑化基準、新宿区の緑の条例に 基づく緑化基準、東京都風致地区条例 に基づく緑化基準など）を遵守してく ださい。
259	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	②	既存樹木の 取扱い	保存樹木の伐採可能性、既存樹木の扱 いは、保存すべきもので設計上支障がある ものは、移植または伐採(許可を得て)で 計画することも可能と考えてよいでし ょうか。	質問No. 251 の回答をご参照ください。
260	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	③	駐車場出入 り口	安全、快適な施設利用を計画する上で、 将来の周辺道路交通規制など、お示し頂 きたいです。	入札公告時において示す資料に基づ き、応募者においてご判断ください。
261	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	③	駐車場入り 口等	交通規制の例外として施設設営の車両 が特例として通行できる可能性はある か（現行の道路規制を前提に 30 年間の 車両動線を考えねばならないのか）	現行の道路規制を前提にご提案いた だくことを想定しておりますが、詳細 は応募者においてご判断ください。
262	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	④	インフラ協 議	自主協議の可否、現在から提案書提出ま での間に、インフラに係る関係機関との 協議を実施しても問題ないでしょうか。	インフラ関係機関と新設・維持管理等 の協議中のため、協議は差し控えてく ださい。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
263	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	④	インフラ協議	電力引込、通信引込位置を把握するために必要なインフラ図等は後日頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時において示します。
264	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑥	消防協議	自主協議の可否、現在から提案書提出までの間に、消防協議を実施しても問題ないでしょうか。	消防協議は再開発事業全体において協議中のため、協議は差し控えてください。
265	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑥	本敷地及び本施設等の条件	本敷地内に設置する建物用の消防用水を地域の消防水利に兼用させることについて、記述されている「地域」とはどこまでの範囲を差しますか。またその場合、必要な容量は何m ³ 想定されていますか。	消防との協議内容について、入札公告時において示します。
266	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑦	歩行者デッキ	歩行者デッキ変更可能性、歩行者デッキ及び付随するエレベーターの整備に関して、決定次第別途提示とありますが、本事業での提案に合わせて、決定内容の変更を協議いただくことは可能でしょうか。	整備内容等の変更について現時点で協議することを想定しておりません。整備内容等については、今後、再開発事業の進捗に合わせて決定することになります。
267	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑦	本敷地及び本施設等の条件	歩行者デッキ整備内容等は、決定次第、別途提示すると記載されていますが、施設および事業に大きく関わるものなので、想定でもよいので入札公告時にご教示ください。	入札公告時においては、整備内容等が決定していないことが想定されるため、提示することはできません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
268	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑦⑧	歩行者デッキ 公共施設	本敷地に整備される予定の「歩行者デッキ及び付随するエレベーター」及び「公共施設」のうち、事業者が費用負担する施設整備費及び維持管理・運営費・修繕更新費はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	別紙1 業務要求 水準書 (案)	10	第1章	第3節	4	(1)	⑧	公共施設	公共施設計画図には、街角広場、保存緑地、緑道などの公共施設の位置、面積、内容等具体的に提示されると考えて良いですか。公共施設の位置によっては、本施設等の計画が出来ない場所がありますか。	入札公告時において示す資料に基づき、応募者においてご判断ください。
270	別紙1 業務要求 水準書 (案)	9- 10	第1章	第3節	4	(1)(2)	①	地盤調査他	隣接する新国立競技場の地盤調査報告書を巻末資料を含め、開示いただくことは可能でしょうか。	開示の可否は未定です。 開示可能な場合は、入札公告時において示します。
271	別紙1 業務要求 水準書 (案)	9- 10	第1章	第3節	4	(1)(2)	①	敷地条件	調査資料、「用地引き渡し条件の詳細」及び【参考資料10】「地盤調査報告書」について「入札公告時に示す」とありますが、結果が出次第、先行開示して頂けないでしょうか。	入札公告時において示します。
272	別紙1 業務要求 水準書 (案)	11	第1章	第3節	4	(2)	②	埋文調査他	調査資料、埋蔵文化財（試掘）の調査結果について「入札公告時に示す」とありますが、結果が出次第、先行開示して頂けないでしょうか。	入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
273	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	11	第1章	第3節	4	(2)	③	土壌汚染等	土壌汚染や地中埋蔵物、埋蔵文化財については、万が一発見された場合は、スケジュールやコスト等様々な面から甚大な影響が生じる。万が一発見された場合のリスク負担の考え方について、例えば後述④の「自然由来に起因する有害物質等」のように JSC 負担とする等、事前に明示頂かないと価格算定にも影響を与えかねない（低い価格提示となってしまう）が、この点、入札説明書において明示される予定はあるか。	「別紙 4 リスク分担表」の用地リスクをご参照ください。 土壌汚染等の資料は、入札公告時において示します。
274	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	12	第1章	第5節	1			著作権	「JSC は事業提案書の一部又は全部を…公表…できるものとする」とありますが、事業者が提出した事業提案書等に対し法人文書開示請求等があった際は、公表可否検討時に事業者への事前照会をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	12	第1章	第5節	1			著作権	提出された事業提案書の著作権を JSC が必要と認める場合は無償で使用できるとの記載がありますが、選定にあたっての開示に限定されると理解して宜しいでしょうか。	選定時以外も含まれます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
276	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	12	第1章	第5節	1			著作権	本事業の事業者に選定されなかった応募者の事業提案書が落札者を含む第三者に開示されることはないとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 202 の回答をご参照ください。
277	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	12	第1章	第5節	1			著作権	応募者が選定されなかった場合に、提出した事業提案書に記載した内容は、JSC の判断により選定事業者に公表し、その後の設計や開発に活用できるとするものか。その場合には選定さえなかった事業者に事前の許諾を得ることなく使用されるものか。	質問No. 202 の回答をご参照ください。
278	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	12	第1章	第7節	2			要求水準の変更に伴う 契約変更	「これに必要な契約の変更」とは事業費の変更を含むと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第8節	1	(2)		事業者による追加投資・改修工事	外構の追加投資・改修工事において、植栽の移動等は「外構を大きく変更するもの」に含まれるでしょうか。	応募者から提案のあった移動の規模により、JSC と協議が必要です。
280	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第8節	2			大規模改修等	運営期間における人工芝の交換は大規模改修扱いとして JSC 様負担としてよいでしょうか。	質問No. 138 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
281	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第8節	2			大規模修繕 等	熱源設備や受変電設備の様な主要設備 は大規模修繕の対象と考えて宜しいで しょうか。	質問No. 135 の回答をご参照ください。
282	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第8節	2			大規模修繕 等	JSC様の費用負担にて実施する大規模修 繕について、実施が妥当であると判断さ れる場合は事業期間中複数回の実施が 可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第8節	2			大規模修繕 等	大規模修繕は事業者が作成する（運営期 間中の）長期修繕計画を参考に JSC 様が 負担するとありますが、30 年の運営期 間内の計画では大規模修繕の実施判断 が難しいものと思料します。長期修繕計 画の対象期間を 50 年程度として事業者 が作成することをご検討いただけませ んでしょうか。	ご意見の一つとして参考とさせてい ただきます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
284	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第8節	1				事業者による追加投資・改修工事	<p>予め運営開始後に計画する追加投資のうち、JSCの保有資産となることが想定される部分の投資額については、運営権対価に含めて評価されるでしょうか。</p> <p>追加投資・改修工事は事業者の費用負担で行うものとしており、想定される投資額を入札時の価格要素として定量的に評価することは想定していません。</p> <p>なお、応募者からの運営権対価の提案に際して、運営開始後の追加投資・改修工事に要する費用負担をあらかじめ考慮することを妨げるものではありません。</p>
285	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第9節				①	接遇	<p>「本施設等に皇族等の要人が来訪」とありますが、現在想定される皇族等の要人についてご教示ください。また、今までの事例など具体的にお示しいただけますでしょうか。</p> <p>現行の秩父宮ラグビー場においては、これまで、トップリーグ等において皇族、閣僚が、2019ラグビーワールドカップ時のチームキャンプ視察において外国の王族等が来訪されており、新ラグビー場においても、同様に要人の来訪が想定されます。</p>
286	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第1章	第9節				①	接遇	<p>皇族等の要人の来訪に対する、セキュリティと必要諸室等の考え方をご提示ください。</p> <p>セキュリティ上の観点から、回答は差し控えさせていただきます。</p>

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
287	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	13	第 1 章	第 10 節					損害保険、 保険への加 入	⑤の必要に応じて、動産総合保険に加入 とございますが、対象展示品に動産総合 保険の保険料率が高くなる若しくは、そ もそも動産総合保険の対象とすること が難しい展示品はございますでしょ うか。	現時点では想定しておりません。
288	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	14	第 1 章	第 10 節			⑤	損害賠償、 保険への加 入	ラグビーに関する展示資料等に対して 動産総合保険に加入することが必要と なる場合、当該費用については、JSC から 支払われるサービス購入料にて全額 カバーされるという理解で良いか	事業者の費用負担で加入してくださ い。	
289	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	14	第 1 章	第 10 節			②	損害賠償、 保険への加 入	事業者側で本施設の火災保険を付保す ることとされておりますが、所有権を有 する JSC 様が火災保険を付保する予定 がありますでしょうか。JSC 様が火災保 険を付保する場合、2重コスト防止のた め事業者の付保は不要という理解でよ ろしいでしょうか。 また、事業者が付保する場合、地震特約 の付保は任意という理解でよろしいで しょうか。	JSC が火災保険を付保することはあり ません。なお、地震特約の付保につい ては、入札公告時において示します。	

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
290	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	15	第 1 章	第 13 節	13			エネルギー サービス	エネルギーサービスを利用した提案は可能と読み取れますが、これ以外に地域冷暖房を利用した提案（運用開始までに熱供給が受けられると確約がとれることが前提）は可能でしょうか。	質問 No. 15 の回答をご参照ください。
291	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	15	第 1 章	第 13 節				業務の引継ぎ	実施方針 2 頁で、本事業は建設後に JSC に本施設等の所有権を移転する BT(Build Transfer) 方式を設定することを想定していると記載。一方で要求水準書 15 頁に「エネルギーサービスの導入を提案する場合」との記載も有ることから、熱源設備等を自己所有せずに他社からのエネルギー(熱)供給を受ける提案も可能という認識で良いか？	質問 No. 8 の回答をご参照ください。
292	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	16	第 2 章	第 1 節	2	(2)	①	国際的な大会	国際的な大会開催において、全世界への放映のための安定した高速の通信設備や言語対応機能などに関して、求められる要求水準があればお示しください。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第 2 章. 第 4 節. 4. 電気設備性能」及び「添付資料 7 ラグビーワールドカップ 2019 開催都市ガイドライン 2-7-4」等をご確認ください。
293	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	17	第 2 章	第 1 節	2	(2)	①	国際的な大会に対応可能なスタジアム	座席数整合、カテゴリー B クラスを想定しとありますが RWC2019 ガイドラインでは 20,000 席以上になりますが、後述の通り、業務要求水準書を優先し、総座席数は 15,422 席以上を正として宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
294	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	17	第 2 章	第 1 節	2	(2)	①	国際的な大会に対応可能なスタジアム	WC ガイドラインでは「カテゴリーB」では収容能力 20,000 人以上が目安となっているが、本要求水準書の観客席は 15,000 人以上となっている。後者が優先され、カテゴリーB の水準には到達しないことが許容されるという理解でいいか。	質問No. 293 の回答をご参照ください。
295	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	17	第 2 章	第 1 節	2	(2)	③	観戦環境	一般席と様々な席(プレミアムシート・ファミリーシート等)の想定される割合をご提示ください。	応募者の提案によるものとします。
296	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	17	第 2 章	第 1 節	2	(2)	③		一般席の一部にプレミアムシートやファミリーシートなどを計画する場合の座席数算定について、その部分(面積)を一般席(寸法：W520×D900 以上)に置き換えた際に 15,000 席以上を確保できればよいと考えて宜しいでしょうか。	一般席の一部をプレミアムシート等で計画した場合であっても、観客席の実数が「別紙 1 業務要求水準書(案) 第 2 章. 第 2 節. 3.(1) 図表 5 総座席数」を満たすものとしてください。当該面積を一般席の寸法で座席換算することは不可とします。
297	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	17	第 2 章	第 1 節		(2)	④	スマートスタジアム	ICT 技術の活用などで参考にしたい、導入を検討したいと想定されているモデルとなる施設があればお示し下さい。	回答を差し控えさせていただきます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
298	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	18	第2章	第1節	2	(3)	②	協調したデザイン	他施設のデザイン等を開示していただけると理解して宜しいでしょうか。	質問No. 244 の回答をご参照ください。
299	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	18	第2章	第1節	2	(3)	③	協調したデザイン	「閉鎖性の緩和」とありますが、オープンなアリーナという意味でしょうか。補足説明をお願いします。	応募者においてご判断ください。
300	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	18	第2章	第1節	2	(3)	③	緑と調和した緑化の推進	移植可能な樹木の移植先として屋上緑化を検討しても宜しいでしょうか。	必要な手続き・調整をスケジュール内に行う前提であれば、応募者の提案によるものとします。
301	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	18	第2章	第1節	2	(3)		神宮外苑地区全体として発揮される機能を高めるための整備方針	本施設等で計画すべき、例えば動線計画、賑わい施設配置など、神宮外苑地区内の施設間の連携等は想定されていますか。その場合の追加条件があればご教授願います。	現時点において、施設面（ハード面）における他施設との連携は想定しておりません。入札公告時に示す内容等を参考に、事業者においてご判断ください。
302	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	18	第2章	第1節	2	(4)	④	木材利用	森林認証材以外の木材の使用は可能でしょうか。又、森林認証材の使用料の指定はございますか。	「添付資料 6 遵守すべき法令等一覧」及び SDGs への対応・貢献を前提に、事業者においてご判断ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
303	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	18	第2章	第1節	2	(4)	⑤	感染症を考慮した計画	「感染症等の不測の事態への対応を考慮した計画」とありますが、JSC様にて想定している考え方、指針等があればご教示ください。 将来の不確定要素を含んだ内容となるため、要求水準確認時に必要性能が担保されていることを確認することが困難と存じます。	設計・施工それぞれの段階における知見で考えうる不測の事態への対応が考慮されていることが重要と考えます。 またそれをもって要求水準担保の確認とみなします。
304	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	18	第2章	第1節	2	(4)	⑤	新型コロナ対策	ユニバーサルデザインを考慮すると触知点字等と新型コロナ対策は両立しない場合がありますが、どちらかを優先させる場合、ユニバーサルデザインを優先させると考えて宜しいでしょうか。	応募者においてご判断ください。
305	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	19	第2章	第1節	2	(5)	①	周辺施設との連続性・一体性	隣接する施設(新国立競技場等)との連続性・一体性を備えた施設とありますが、地下・地上部で、より実現性の高い有益な提案を行いたいため、隣接する施設の図面等情報を開示いただけないでしょうか。また、新国立競技場側で本施設との連携を目的に準備されているものがあればご教示いただけないでしょうか。	「隣接する施設との連続性・一体性を備えた施設」の記載はありません。当該文章の「周辺施設」を削除します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
306	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	19	第2章	第1節	2	(5)	①		「屋外空間との一体性・連続性を備えた施設」とありますが、開放型のアリーナを想定されているのでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第2章. 第4節. 1. (3)①」に「全天候型のスタジアム」としております。その中で「屋外空間との連続性・一体性を備えた施設」をご提案いただきたいと思いますと考えております。
307	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	19	第2章	第2節	1			施設構成と導入機能及び規模	「他競技や多目的なイベント」とありますが、具体的に想定すべき競技・イベントはありますでしょうか。	「他競技や多目的なイベント」については、応募者の提案によるものとします。
308	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	19	第2章	第2節	1	図表 4 (5)		団体、グループ利用	観客が団体や数人のグループで観戦、交流ができる貸し切り空間を整備するとすれば、それは「(6) VIP 関連機能」ではなく「(5) 観客関連機能」の諸室として検討すればよいか。	「別紙 1 業務要求水準書（案）」を満たした上で、事業者の提案によります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
309	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	19 ～	第 2 章	第 2 節	1				設計及び建設の前提条件 1. 施設構成と導入機能及び規模	図表 4「本施設等の施設構成」において、各導入機能について、「各機能の基本的な考え方」と「機能別面積」の記載がありますが、例えば(1)フィールド関連機能の「約 11,530 m ² 」の面積のしぼりはどれくらいなのでしょう。ここまでしぼられますと、構想どおりの建物しかできず、民間等の意見を取り入れることが困難になりますので、機能別面積は、あくまで参考値として記載頂きたく存じます。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第 2 章. 第 2 節. 1. 施設構成と導入機能及び規模」のとおり、図表 4 に示す機能別面積は、JSC が各機能を満たすうえで必要と想定した面積であるため、合理的な計画によりこれによらないことも可能です。
310	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			図表 4	備考③において、外部から直接出入り可能な便益施設（店舗等）は 1,480 m ² 以下とする、とありますが、1,480 m ² は便益施設単体の面積と考え、便益施設以外の施設と供用する部分の按分面積は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	供用の度合いによるものと考えられますので、応募者においてご判断ください。	

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
311	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	(9)			文化交流施設	ラグビーミュージアムにつき、料金設定などは事業者に決定権があるという理解で正しいでしょうか。	ラグビーミュージアムに係る業務については、「別紙 1 業務要求水準書(案)第 4 章. 第 2 節. 6. ③」の記載内容をご確認ください。事業者が展示に関して料金設定を行うことは妨げられませんが、ラグビーミュージアムに係る業務は「別紙 1 業務要求水準書(案)第 4 章. 第 2 節. 6. ④」において JRFU と連携協力して実施することとされていることにご留意ください。
312	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			機能別面積	合理的な計画であれば、図表 4 に示されている機能別面積によらなくても構わない、となっておりますが、添付資料 8 「各室性能表」の 95%以上の面積確保すること以上の要求事項はないという理解でよろしいでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書(案)」(添付資料等を含む)を満足してください。
313	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1	備考		施設構成と導入機能および規模	外部から直接出入り可能な便益施設(店舗等)が 1,480 m ² 以下に制限されるのはどのような理由か。	都市計画による用途制限(都市計画公園および用途地域等)によります。
314	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			図表 4 備考 3 整備方針	都市計画用途制限、備考欄 3. に記載の外部から直接出入り可能な便益施設(店舗等)の具体的な用途指定はありますでしょうか。飲食店舗、物販店舗どちらも対象でしょうか。	質問 No. 313 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
315	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			図表 4 備考 3 整備方 針	都市計画用途制限、備考欄 3.に記載の外部から直接出入り可能な便益施設(店舗等)の面積に、コンコース内(外部から出入りできない)の飲食施設「観客関連機能」は含まれないものと考えて問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			図表 4 備考 3 整備方 針	都市計画用途制限、備考欄 3.に記載の外部から直接出入り可能な便益施設(店舗等)の面積に、VIPエリア内の飲食用パントリーは含まれないものと考えて問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			図表 4 備考 4 施設構 成と導入機 能及び規模	スポーツ博物館とラグビーミュージアムは有機的に連携すること、との記述があるが、ハード側での有機的連携を想定されていますか、もしくはソフト側での有機的連携を想定されていますか、ご教授願えますでしょうか。	ハード側は想定しておらず、応募者の提案によるものとします。ソフト側は、「別紙 1 業務要求水準書(案)第 4 章. 第 2 節. 6. ラグビーその他スポーツの振興に資する業務及び 11. 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会との連携協力業務」を踏まえ、応募者においてご判断ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
318	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			図表 4 備考 4 整備方 針	諸室配置、備考欄 4. にスポーツ博物館 とラグビーミュージアムは有機的に連 携することと記載されているが、有機的 とは、必ずしも隣接や一体の室として整 備ということではなく、離れた位置で整 備し、機能連携や機能補填することも可 能と考えて問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			施設構成と 導入機能及 び規模	各室面積の下限値を「各室性能表」記載 値の 95%以上と定めていますが、「容積 対象床面積」「延べ面積」についても面 積の上限・下限値の制約があればお示し ください。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第 1 章. 第 3 節. 3. 計画地等の概要」を満 たした上で、「別紙 1 業務要求水準書 （案）第 2 章. 第 2 節. 1」のとおり、 「本施設の延べ面積は、関連法規を満 たす中で最大限確保」してください。
320	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			施設構成と 導入機能及 び規模	外部から直接出入り可能な便益施設（店 舗）とは、1 階に設置される路面店のみ という理解でよいでしょうか。	階数は問わず、外部から直接出入り可 能な便益施設を指します。
321	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			施設構成と 導入機能及 び規模	図表 4 備考 3. 記載の「便益施設（店舗 等）」の用途については、P8 図表 2 記載 の用途地域（見直し相当用途地域：商業 地域）他、都市計画決定後の内容に適合 するべく計画するという認識でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
322	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			施設構成と 導入機能及 び規模	「図表 4 に占める機能別用途面積は、 (中略)合理的な計画によりこれによら ないことも可能である」とありますが、 図表 4 備考 3. 記載の「便益施設（店舗 等）」の面積上限 (1,480 m ² 以下) につい ても同様に、計画の合理性により上限を 上回るご提案は可能でしょうか。	上限を上回る提案については想定し ていませんが、事業者の責任において 必要な手続き・調整をスケジュール内 に行う前提であれば可能とします。
323	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	1			図表 4 備 考 3	便益施設の用途制限は面積以外にある か	質問 No. 313 の回答をご参照ください。
324	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	20	第 2 章	第 2 節	3	(1)	—	スタンド席	貴賓席、観戦ボックス等の車いす席 0.5%以上は各室 1 席以上との理解で宜 しいでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書 (案) 第 2 章. 第 2 節. 3. (1) 図表 5 総座席数」 の種別ごとのパーセンテージによる 算定の結果、1 席未満となった場合 は、1 席以上とご理解ください (観戦 ボックスは 1 室ではなく全室に対す る算定です)。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
325	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第 2 章	第 2 節	2			建設の条件	「スポーツ博物館については、、、可とする」はⅠ期、Ⅱ期に分けて部分的に整備することも可能という理解でよろしいでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書(案)」「特に「添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書」「添付資料 3 スポーツ博物館各室性能表」「添付資料 4 スポーツ博物館各室位置関連図」等)を満たす計画であれば、Ⅰ期、Ⅱ期に分けて段階的に整備することは可能ですが、Ⅰ期・Ⅱ期を合わせた全体の完成引渡し前の施設管理は事業者となります(Ⅱ期工事完成引き渡し後はスポーツ博物館の維持管理に移行します。)
326	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第 2 章	第 2 節	3	(1)		図表 5 ス タンド席	車いす席、車いす席同伴者席、付加アメニティ席の割合については、座席種別ごとに記述の席数下限値に対する割合であり、下限値以上の座席数に対しては確保不要と考えてよろしいでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書(案) 第 2 章. 第 2 節. 3. (1)図表 5 総座席数」における座席種別ごとの下限値を超えた座席数を設けるご提案の場合は、提案いただいた座席種別ごとの座席実数に対して、車いす席、車いす同伴者席及び付加アメニティ席を各割合以上設ける必要があります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
327	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第2章	第2節	3	(1)		スタンド席	VIP 販売用に設置する座席種別のうち、1 室あたり 8~20 名程度の収容人数を想定した個室に該当する座席の設置は仕様に含まれるか。	「個室に該当する座席」、「仕様に含まれる」が何を指すか不明ですので、回答は差し控えさせていただきます。なお、貴賓室、観戦ボックス、VIP ラウンジの室内における椅子等の備品については、「添付資料 8 各室性能表」をご確認ください。
328	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第2章	第2節	3	(1)		スタンド席	一般席の内訳の規定は、車いす席を 75 席、同伴者席を 75 席、付加アメニティ席を 150 席、その他を 14700 席設ければ要求水準を満たせるという理解でよろしいでしょうか。	一般席を 15,000 席でご提案いただく場合は、ご理解のとおりです。なお、割合の考え方については、質問 No. 326 の回答をご参照ください。
329	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第2章	第2節	3	(1)		スタンド席	スタンド席座席数について、図表 5 の総座席数を満たすことで、RWC2019 ガイドランにおける、カテゴリ B 開催のための「20,000 人の収容」を満たすと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第2章	第2節	3	(1)		スタンド席	「最大観客席数」は P21 の「総座席数」と考え 15,422 席が最小値で、収容人数で規定された約 2 万人ではないという理解でよろしいでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第 2 章. 第 4 節. 1. (2) 配置計画」における「最大観客席数」は、ご提案いただいた、スタンド席とアリーナ席を合計した最大収容人数としてください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
331	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第2章	第2節	3	(1)		スタンド席	スタンド席の種別：一般席が 15,000 席以上と記されているが、想定されている上限数はあるか。	必要な手続き・調整をスケジュール内に行う前提であれば、上限数はありません（「参考資料1 神宮外苑地区地区計画等 提案概要」の「収容人員約 25,000 人程度」をご参照ください。）
332	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第2章	第2節	3	(1)			一般席 15,000 席以上（この内、車いす席・車いす同伴者席を 0.5%以上）とありますが、車いす席 0.5%、同伴者席 0.5%以上と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。（車いす席・車いす同伴者席それぞれ 0.5%以上確保が必要です。）
333	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	21	第2章	第2節				観客席の条件	アリーナ席を含めた 20,000 席は必要条件（最低水準）という理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
334	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	22	第2章	第2節	3	(1)	②		ユニバーサルデザインワークショップの参加団体は事業者が選定するのでしょうか。	アドバイザーの意見を踏まえながら、事業者が選定することを想定しております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
335	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	22	第2章	第2節	3	(1)	②		ワークショップの想定される規模についてご教示ください。	新国立競技場整備事業におけるユニバーサルデザインワークショップ（UDWS）と同程度の規模を想定しておりますが、詳細はアドバイザーの意見を踏まえながら、事業者にて選定いただくことを想定しております。 【以下 URL】 https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshopnitsuite.pdf
336	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	22	第2章	第2節	3	(2)	①	アリーナ席	アリーナ席が 5,000 席以上と記されているが、想定されている上限数はあるか。	上限数はありません。
337	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	22	第2章	第2節	3	(2)		アリーナ席	アリーナ席 5,000 席は常設は不要という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
338	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	22	第2章	第2節	3	(2)		アリーナ席	アリーナ席における「地上(1F)から直接アクセス」はスロープや階段を介してのアクセスでも可能という理解でよろしいでしょうか。	ユニバーサルデザイン等に配慮しながら、応募者においてご判断ください。なお、地上階及びアリーナ階以外の階の経由は認められません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
339	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	23	第2章	第3節	2	③		ZEB	環境配慮目標の設置として、「ZEB oriented」以上の認証を取得するとありますが、あくまでも目標であり必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	「ZEB Oriented」以上の認証取得は必須の要件です。
340	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	23	第2章	第3節	2			CASBEE	CASBEE について、「S ランク認証取得が可能」とあり、「第三者機関による評価結果を確認できるようにする」と記載されています。一方で ZEB については「認証を取得する」と明確に書かれていますが、CASBEE は事業として、認証取得までは不要であり、別途（事業外において）認証取得可能な対応まで、と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです（CASBEE は認証取得は不要ですが、第三者機関による評価結果を確認できるようにしてください）。
341	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	24	第2章	第3節	2	(2)	②	騒音	周辺環境に影響を及ぼす基準等をご提示願います。	応募者においてご判断ください。
342	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	25	第2章	第3節	1			耐震に関する性能	建築設備の水準が乙類（二次災害防止まで、機能維持はなし）と指定されています。一方で、P46 の発電機設備の項目等で災害時の機能維持を求める記載があります。機能維持の考え方、手法は乙類を逸脱しないことを前提に、総合耐震・対津波計画基準によらず、事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	総合耐震・対津波計画基準における乙類についても、電力の確保等、分類に応じた設備機能の確保が必要とされています。そのうえで、要求水準に特記されている機能維持についても満たすことが必要です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
343	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	25	第2章	第3節	3	(1)	③	対浸水に関する性能	対浸水に関する記載がありますが、南側に設置予定の広場の標高（レベル）設定にも影響があるため、現段階で想定されている浸水高（レベル）の基準等がありましたらご教示ください。	公表されているハザードマップ等を考慮し、応募者にて想定・計画してください。
344	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	25	第2章	第3節	3	(1)		防災性に関する性能	観客等の安全の確保、帰宅困難者受け入れスペース等を検討していきたいと存じますが、隣接の JSC 所有施設である新国立競技場との施設面での連携の必要性はありますでしょうか。新国立競技場で何らかの準備対応がなされているのであれば、その内容を開示いただければ幸いです。	国立競技場と施設面（ハード）での連携は想定しておりません。
345	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	25	第2章	第3節	3	(1)		防災性に関する性能	「帰宅困難者受け入れスペース」の求められる与件は。	「別紙 1 業務要求水準書（案）」をご参照ください。 （第2章.第3節.3.(1)防災性に関する性能、第2章.第4節.4.(7)発電設備、第2章.第4節.5.(2)空気調和設備及び(6)給水設備、第4章.第2節.9.(2)緊急事態等への対応、第5章.第1節.7.緊急事態に対する対応及び13.帰宅困難者受け入れスペースにおける準備を満たすこととし、「参考資料1 神宮外苑地区地区計画等 提案概要」を参照してください。）

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
346	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	25	第2章	第3節	3	(1)			帰宅困難者(約 840 人)の根拠について ご教示ください。	入札公告時において示します。
347	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	27	第2章	第3節	4	(2)	①		Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラ インでは車いす席は「通常の最低要件： 総座席数の 0.5%」とあります。車いす 席・車いす同伴者席を合わせて総座席数 の0.5%以上と考えて宜しいでしょうか。	質問 No. 326 及び No. 332 の回答をご参 照ください。
348	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	27	第2章	第3節	4	(2)	③	ユニバーサ ルデザイン に関する性 能	ユニバーサルデザインワークショップ の頻度はどの程度の回数を想定されて いますでしょうか。	新国立競技場整備事業におけるユニ バーサルデザインワークショップ (UDWS)と同程度の回数を想定してお りますが、詳細はアドバイザーの意見 を踏まえながら、事業者にてご提案い ただくことを想定しております。 【以下 URL】 https://www.jpnsport.go.jp/newsta dium/Portals/0/sonota/universalde signworkshopnitsuite.pdf
349	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	28	第2章	第3節	6	(1)		木材活用	森林認証材等、利用する木材に条件はあ りますでしょうか？	質問 No. 302 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
350	別紙1 業務要求 水準書 (案)	28	第2章	第4節	1	(3)	①	外装・屋根 計画	「全天候型のスタジアム」は、ラグビー 競技時においてフィールド面に屋根を 架けられることが条件となると考えて 宜しいでしょうか。	様々な気象条件の影響を受けず、スポ ーツやイベント等の施設利用に対応 できることを指します。
351	別紙1 業務要求 水準書 (案)	28	第2章	第4節	1	(2)	①	配置計画	緑道の上空利用、地区計画における地区 施設を満たした計画とするとありますが、地区施設の上空を建屋で利用するこ とは可能でしょうか。	「東京都再開発等促進区を定める地 区計画運用基準(令和3年3月)」を踏 まえて、応募者においてご判断くださ い。
352	別紙1 業務要求 水準書 (案)	28	第2章	第4節	1	(2)	③	配置計画	配置計画、I期工事とII期工事で、神 宮球場や道路工事の関係からそれぞれ 動線計画に条件はあるのでしょうか。	「別紙1 業務要求水準書(案)第2 章.第4節.(5)①」をご参照くださ い。詳細は入札公告時において示しま す。
353	別紙1 業務要求 水準書 (案)	28	第2章	第4節	1	(3)	①	外装	「全天候型のスタジアム」とは、屋根開 閉機構をもつスタジアムも含まれると 解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 屋根開閉式や屋根昇降式(天然芝リフ ト方式等)など、屋根が可動するもの も含まれます。 なお、他の要求水準を満たすことが必 要です。
354	別紙1 業務要求 水準書 (案)	28	第2章	第4節	1	(3)	①	外装・屋根 計画	建屋、全天候型の定義は何でしょうか？	「別紙1 業務要求水準書(案)」にお いて「建屋」の記載はございません。 「全天候型」については質問 No. 350、 No. 353 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
355	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	29	第 2 章	第 4 節	1	(5)	①	屋外動線計 画	動線計画につき、本施設等の利用開始 後、並木通りの日祝の歩行者天国の変更 もしくは緩和は想定されていますか。	変更または緩和については、JSC として は承知しておりません。
356	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	29	第 2 章	第 4 節	1	(5)	①エ	屋外動線計 画	駐車、「11t トラックの通行に支障がない ように」との記載がありますが、11t トラックを駐車できるスペースは何台 分必要でしょうか。	応募者の提案によるものとします。
357	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	29	第 2 章	第 4 節	1	(5)	①オ	屋外動線計 画	救急車、消防車等の緊急車両、及び搬入 車両がフィールドの対角 2 箇所から進 入できる計画とは、敷地内に車両が入庫 した後、2 箇所から進入できる計画にす ることと考えてよろしいでしょうか。	敷地内への車両進入個所数は問いま せん（応募者の提案によるものとしま す）。敷地内からフィールドへの進入 はフィールド対角の 2 か所から行え るよう計画してください。
358	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	29	第 2 章	第 4 節	1	(5)	①オ	屋外動線計 画	搬入動線、「フィールドの対角 2 箇所か ら進入できる計画とする。」と記載があ るが、2 箇所以上という解釈で良いで しょうか。	運用を踏まえ 2 か所以上が合理的な 場合は応募者の提案によるものとしま す。
359	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	29	第 2 章	第 4 節	1	(4)		敷地内の原 則禁煙	要人をお招きする場合にその方が喫煙 者（葉巻含め）である場合も想定され るが、その場合は外排の独立したダクトの VIPルームをあらかじめご用意するなど して、特例としての対応が可能か。	関係法令等を考慮のうえ、応募者にお いてご判断ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
360	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	30	第 2 章	第 4 節	1	(5)	③	利用者ごとの動線 ア競技者	チーム車両が寄り付く場所は計画に応じ、地上に限定しなくてもよろしいでしょうか。	地上で寄り付ける計画が望ましいですが、応募者の提案によるものとします。
361	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	30	第 2 章	第 4 節	1	(5)	③	利用者ごとの動線 ウVVIP・VIP	a～dの記載において、VVIP専用エントランスは設けずにVVIPもVIP専用エントランスを利用するものと理解してよろしいでしょうか。 または、VVIP・VIP各々の専用エントランスが必要でしょうか。	ご理解のとおりです（応募者の提案によるものとします）。
362	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	30	第 2 章	第 4 節	1	(5)	③ア b.	利用者ごとの動線計画	チーム動線交錯、「対戦チーム同士の動線が交錯しないように計画」とありますが、メインロビーでの交錯はこの条件から外れると考えてよろしいですか。	「メインロビー」が指し示すものが不明ですが、フィールドとの出入り口付近を指しているのであれば、ご理解のとおりです（ご指摘を踏まえて修正します）。
363	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	30	第 2 章	第 4 節	1	(5)		利用者ごとの動線計画	利用者動線、競技者及びVIPは地下からのアクセスとなっていますが、これは絶対条件でしょうか。	地下からのアクセスも可能な計画としてください（「別紙1 業務要求水準書（案）第2章.第4節.1.(5)③ア」、「別紙1 業務要求水準書（案）第2章.第4節.1.(5)③ウb及びd」をご参照ください）。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
364	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	31	第2章	第4節	1	(6)	②	セキュリティ計画	滞留スペースの雨天時対応、「手荷物検査などを実施するため、入場門口付近に滞留スペースを確保するとともに、雨天時においても検査を円滑に実施できるように計画する」とありますが、雨天時の対応は仮設のテントで実施するケースが多くあります。雨天時の対応は常設屋根・仮設屋根を問わないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
365	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	32	第2章	第4節	1	(8)	③	聴覚障がい者へのユニバーサルデザイン	「集団補聴設備を100名以上…」とありますが、聴覚障がい者エリアを限定して対応するという理解でよろしいでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
366	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	33	第2章	第4節	1	(9)	①	サイトラインとC値	「フィールド上のピッチ看板は、」とありますが、ここに表記された以外の看板でフィールド内に設置されるいわゆる三角看板の設置は想定しなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	「添付資料7 ラグビーワールドカップ2019開催都市ガイドライン(P.17)」をご参照ください。 メインスタンド・バックスタンド側は、ご理解のとおりです。 サイドスタンド側のピッチ看板について、運用形態は応募者の提案によるものとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
367	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	33	第2章	第4節	1	(9)	①エ	サイトライ ンとC値	「全ての席については、見切り席がない 計画とする」との記述について、15,422 席を超えて、多様な観戦環境を提供する ために計画する席についてはこの規定 の対象外との理解で宜しいでしょうか。	ラグビー競技の観戦において見切り 席がない計画としますが、イベント等 においては、応募者の提案によるもの とします。
368	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	33	第2章	第4節	1	(9)	②	車いす席、 同伴者席、 付加アメリ ティ席	「通路の有効幅員1,200mm」の通路は、 次項エの項目の「後方の通路」を指して おり、2,500mmの中に含んで良いとい う理解でよろしいでしょうか。	「通路の有効幅員1,200mm」の通路は、 次項エの項目の「後方の通路」のみを 指すものではありませんが、次項エの 2,500mmの中には含んで良いものと します。
369	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	34	第2章	第4節	1	(9)	⑥	エ：カップ ホルダー	観客席の足の当たりに位置とは、座席を 跳ね上げた状態と理解して宜しいでし ょうか。 若しくはくるぶしから下が当たらない 位置という理解でよろしいでしょか	観客の利用を考慮し、応募者において ご判断・ご提案ください。
370	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	34	第2章	第4節	1	(9)	⑦	一般席、同 伴者席、付 加アメリテ ィ席、記者 席のクッシ ョン	一般席、同伴者席、付加アメリティ席の クッションは、建設費・維持管理・運営 の観点からクッション無しとすること は可能でしょうか。	クッション付とします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
371	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	34	第2章	第4節	1	(9)	⑦	座席の個別 性能	一般席の座席寸法について、規定の寸法を全席満たすのでは無く、たとえば1階席はこの基準を満たし、2階席についてはもう少し詰めた寸法とすることを許容いただけないでしょうか。	1階席・2階席に関わらず、座席寸法の確保が必要です。
372	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	34	第2章	第4節	1	(9)	⑦	座席の個別 性能	一般席の寸法・仕様の根拠、ベンチマークとした施設は何でしょうか。	回答は差し控えさせていただきます。
373	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	34	第2章	第4節	1	(9)	⑦	座席の個別 性能	アリーナ席についての記載がないが、特に W の寸法についてはスタンド席と同レベルの仕様が必要か。	応募者の提案によるものとします。
374	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	34	第2章	第4節	1	(9)	⑦	付加アメリ ティ席 電 源コンセ ント	付加アメニティ席の電源コンセントの個数は、座席レイアウトに応じて任意に設定してよろしいでしょうか	応募者の提案によるものとします（ユニバーサルデザインワークショップ等において調整願います）。
375	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	35	第2章	第4節	1	(9)	⑦	座席の個別 性能	記者席に備える LAN 配線は有線でしょうか。	応募者の提案によるものとします。
376	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	35	第2章	第4節	1	(10)	①	コンコース の計画	I 期施工完了時にコンコースを完全な形で周回させるのは難易度が高い。II 期完工時に供用開始することで許容されないのか。	検討いたします。 検討結果を踏まえ、入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
377	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	35	第2章	第4節	1	(10)	①	コンコース の計画	コンコースは周回できる計画とするとありますが、世界の競技場を見ても、ロの字型に限らない様々なタイプの形式が考えられます。スタンド席が無い面についてはコンコースを設置せず、観客を周回させない計画は可能でしょうか。	質問No. 376の回答をご参照ください。
378	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	37	第2章	第4節	1	(12)	④	その他	「ク」について、入場前待機者用のトイレを施設外部に別途設置する必要はなく、待機者用がアクセス可能なトイレの数に関する規定も具体的には定めないという理解でよろしいでしょうか（男・女・バリアフリートイレ等）。	運用を考慮し、応募者においてご判断ください（ユニバーサルデザインワークショップ等において調整願います）。
379	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	37	第2章	第4節	1	(12)	④キ	トイレ計画	補助犬トイレ数、補助犬用トイレの設置個数の目安がありましたら、ご教授ください。	応募者の提案によるものとします（ユニバーサルデザインワークショップ等において調整願います）。
380	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	37	第2章	第4節	1	(13)	④	サイン計画	サインの多言語表記は日・英・中の3言語と考えてよろしいでしょうか。	「添付資料6 遵守すべき法令等一覧」を踏まえた上で、応募者においてご判断ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
381	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第2章	第4節	1	(14)	①	駐車場計画	電気自動車用充電設備は急速充電ではなく、普通充電と考えてよろしいでしょうか。	「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」(令和2年12月24日改定、東京都)第8章.5.(2)-2「電気自動車等の充電設備の設置」を踏まえ、急速充電を前提に計画してください。なお、入札公告時には「別紙1 業務要求水準書(案)第2章.第4節.1.(14)①セ」の「電気自動車用充電設備」は「電気自動車用充電設備(急速充電)」に修正します。
382	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第2章	第4節	1	(14)	①ウ	全般	機械式駐車装置の設置を認めない理由は何か	スムーズな入退場の視点から自走式駐車場としております。
383	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第2章	第4節	1	(14)	①	自転車等駐車場	「自転車等駐車場」を本事業で整備することが必要でしょうか。	入札公告時に示します。
384	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第2章	第4節	1	(14)	①	カ：梁下有効高さ5m	当該部分は駐車場計画によりエリアを想定して設置することでよろしいでしょうか。	車両想定および運用を踏まえた応募者の提案によるものとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
385	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第 2 章	第 4 節	1	(14)	①	全般	機械式駐車場の設置は認めないと記載がありますが、経緯などございましたらご教示ください。	質問No. 382 の回答をご参照ください。
386	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第 2 章	第 4 節	1	(14)	①	全般	「積み下ろしができるように、梁下の有効高さは5m以上確保する」とありますが、側面開放型のトラックの積み下ろしスペース 1 か所が上記仕様を満たせば良いという理解でよろしいでしょうか。	質問No. 384 の回答をご参照ください。
387	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第 2 章	第 4 節	1	(14)	①	駐車場	一般客(車いす使用者)、VIP、VVIP、メディア、運営関係者ごとの想定台数をご教示ください。	路外駐車場ではなく、関係者駐車場のみとすることを想定しております。 「別紙 1 業務要求水準書 (案)」「(添付資料 7 ラグビーワールドカップ 2019 開催都市ガイドライン」など)を満たした上で、応募者の提案によるものとします。
388	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第 2 章	第 4 節	1	(14)	①イ	駐車場計画	「法的根拠による駐車場附置義務台数(100 台程度を想定)」とありますが、法的根拠による算定方法の想定をご教授いただけないでしょうか。	普通自動車に関する東京都駐車場条例第 17 条二号に基づき、立地条件や現ラグビー場の実態を踏まえ、駐車場対象面積から新ラグビー場の一部の床面積を控除し、算定しております。なお、詳細は入札公告時に示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
389	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第2章	第4節	1	(14)	①ウ	駐車場計画	「自走式とし、機械式駐車装置の設置は認めない」とありますが、一部に機械式を導入して、自走式と併用する計画は可能でしょうか。	質問No. 382の回答をご参照ください。
390	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	38	第2章	第4節	1	(14)	①カ	駐車場計画	「高さ3.8mの側面開放型トラックが積み下ろしできるよう梁下の有効高さは5.0m以上確保する」とありますが、この5.0m以上の確保は積み下ろしエリアに限定とすることは可能でしょうか。	質問No. 384の回答をご参照ください。
391	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(14)	③イ	競技者等	競技者等専用エントランス近くに選手バス4台分の駐車スペース等を設置することになっていますが、P30記載の利用者ごとの動線計画ア 競技者等では地下駐車場に選手バスが入る記載があります。競技者等専用エントランスは地下を想定されていますか。もしくは動線ともに計画によって地上への変更も可能でしょうか。	質問No. 363の回答をご参照ください。
392	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(14)	④	VIP 駐車場	確保が必要な台数をご提示願います。	応募者の提案によるものとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
393	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第 2 章	第 4 節	1	(14)	⑤	テレビコン パウンド・ 中継車	地下駐車場でなく、地上でスペースを確保する必要がありますでしょうか。規模によっては I 期地上での確保が困難な場合があります。	「別紙 1 業務要求水準書（案）」の条件を満たした上であれば、地上でスペースを確保する必要はありません。
394	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第 2 章	第 4 節	1	(14)	⑤	メディア	車両駐車計画、運用上必要な機能が確保できた場合、テレビコンパウンドは屋内もしくは屋外(都度仮設設置)どちらでも問題ないでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書（案）」の条件を満たした上であれば、屋内又は屋外いずれの計画でも問題はありません。なお、都度仮設設置は想定していないため、スペースの確保が必要です。
395	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第 2 章	第 4 節	1	(14)	⑤	メディア	1,000 m ² の根拠として、どのような種類の車をそれぞれ何台分想定されていますでしょうか？	「添付資料 7 ラグビーワールドカップ 2019 開催都市ガイドライン 3-4-4」をご参照ください。
396	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第 2 章	第 4 節	1	(14)	⑤	メディア	ラグビーの本番日以外は、メディア以外にスペースの使用を開放することは可能でしょうか。	メディア用駐車場及びテレビコンパウンドについては、メディア以外に対してスペースの使用を妨げるものではありません。なお、路外駐車場としての使用は想定しておりません。
397	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第 2 章	第 4 節	1	(14)	⑤	メディア駐 車場	確保が必要な台数及び対象車両サイズをご提示願います。	応募者の提案によるものとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
398	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(14)	⑤	メディア駐 車場	メディアコンパウンドの位置は、駐車場 外でもよろしいでしょうか。	必要な手続き・調整をスケジュール内 に行う前提であれば、応募者の提案に よるものとします。
399	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(14)	⑤	メディア駐 車場	メディアコンパウンドは、常時は駐車場 である部分の臨時使用とし、常時メデ ィアコンパウンドスペースを確保しない ことも可能でしょうか。	質問No. 394 の回答をご参照ください。
400	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(14)	⑤		1,000 m ² のテレビコンパウンドは、参考 資料 1-9 に記載された駐車場(10,000 m ²)に含まれるものと考えて宜しいで しょうか。	質問No. 398 の回答をご参照ください。
401	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(15)	①	外構計画	植栽配置、「既存樹木を生かして」と記 載があるが、保存樹木を移植して配置を 変更するのは可能でしょうか。	質問No. 251 の回答をご参照ください。
402	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(15)	②	外構計画	既存樹木の下枝をなくし、見通しを確保 する意図は何でしょうか？	歩行者の見通しを確保し、また通行や 滞留を可能とするためです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
403	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(15)	⑤	外構計画	樹種、「樹種は、明治神宮外苑の在来種を主体とした計画とする」と記載があるが、在来種以外の樹種の制限(数や種類)はあるのでしょうか。	在来種を主体とした計画、在来種の生態系に支障の無い計画であれば、数や種類を制限することは想定しておりません（東京都環境局「植栽時における在来種選定ガイドライン」等をご参照ください）
404	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	39	第2章	第4節	1	(15)	⑫	ブース	外部に設置する電源給排水設備の個所数は、提案によるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
405	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	40	第2章	第4節	(3)	(1)	①	耐震に関する性能	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき構造体Ⅱ類とあるが、耐力の割増だけでなく大地震動時の変形制限についても適用されるのでしょうか。	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」、「建築構造設計基準」及び「建築構造設計基準の資料」が適用基準であり、大地震動時の変形を制限するとともに、目標に応じた耐力の割り増しを行う必要があります。
406	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	40	第2章	第4節	2	(2)	①	耐震設計	構造審査、高さが45mを越え、制震構造及び免震構造を採用した場合のみ、時刻歴応答解析+国交省大臣認定が必要と考えてよろしいでしょうか。	以下のいずれかに該当する場合は、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する必要があります。 ・建築物の高さが45mを超える場合 ・制振構造を採用した場合 ・免震構造を採用した場合

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
407	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	41	第 2 章	第 4 節	2	(3)	②	固定荷重	イベント用の鉄骨梁等の吊元に見込む必要のある荷重は、20kN/箇所 (@3mx3m) と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	41	第 2 章	第 4 節	3	(1)	④		④プレーへの影響等を鑑みて 0.5%程度の表面勾配の検討を行うこと、とありますが、⑤に記載されている排水を考慮した勾配とは異なる主旨と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	41	第 2 章	第 4 節	3	(1)	④⑤		上記について、プレー環境を考慮すると 0.5%程度の表面勾配があることが推奨されるのでしょうか。	ヒアリング結果によるものですが、応募者の提案によるものとします。
410	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	42	第 2 章	第 4 節	4	(2)	①	構内引込設備	「特別高圧 20kV 本線予備電源線方式…」とありますが、20kV スポットネットワーク 2 回線以上という理解でよろしいでしょうか。	スポットネットワーク受電ではなく、20kV での本線予備電源受電としてください。
411	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	45	第 2 章	第 4 節	4	(3)	⑥	競技用照明設備	「競技用照明は…2 系統の配線計画…」とありますが、AC-DC 電源として発電機バックアップするという理解でよろしいでしょうか。	競技用照明の電源は「添付資料 8 各室性能表」をご参照ください。
412	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	46	第 2 章	第 4 節	4	(7)	①	非常用発電設備	非常用発電設備の燃料について、調達及び維持管理・更新は本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	燃料の調達及び維持管理・更新は、本事業の対象です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
413	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	46	第 2 章	第 4 節	1	4	(7)	発電設備	ディーゼル発電設備と太陽光発電設備の双方の設置が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
414	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	46	第 2 章	第 4 節	4	(7)	①	発電設備	保安負荷について競技継続 3 時間とありますが、これは観客用の空調設備等も含めた全館の負荷を 3 時間維持ということでしょうか。競技に必要な最低限（照明等）と考えてよいでしょうか。「競技が継続できる環境」について具体的なお考えをご教示ください。	観客席及びフィールドの空調等も含めた負荷となります。競技継続に必要な電源に関しては、「添付資料 8 各室性能表」もご参照ください。
415	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	46	第 2 章	第 4 節	4	(7)	③	太陽光発電設備	「単独での給電利用に切り替えられる構成」とありますが、蓄電システムを導入するという理解でよろしいでしょうか。	太陽光発電設備を電力系統より切り離して、単独の回路系統にて利用できると理解ください。
416	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	47	第 2 章	第 4 節	(10)	①		構内交換設備	デジタル PBX 方式の記載ですが IP-PBX 方式は可能でしょうか。	要求水準書等の機能を満たせるのであれば可能と理解ください。
417	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	47	第 2 章	第 4 節	(9)	④	ア	構内情報通信網設備	②の統合化を図るうえで④のア～オについての統合化を行っても宜しいでしょうか。	セキュリティ等を考慮したうえで、応募者においてご判断ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
418	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	47	第2章	第4節	(9)	④	イ	構内情報通 信網設備	施設用 LAN に有線、無線（Wi-Fi）の指 定はありますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
419	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	47	第2章	第4節	(9)	④	ウ	構内情報通 信網設備	設備用 LAN に有線、無線（Wi-Fi）の指 定はありますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
420	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	47	第2章	第4節	4	(9)	④	構内情報通 信網設備	高密度 Wi-Fi 設備について観客席全体 をカバーできるようにすると記載があ るが、アリーナ席（人工芝エリア）まで カバーする必要があるか。	スタンド席とアリーナ席を合わせて 観客席としております。
421	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第2章	第4節	(12)	①	エ	競技用映像 設備	火災報知機の連動は施設管理者が目視 で確認の上、手動で避難誘導の表示を行 う事で宜しいでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
422	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第2章	第4節	(12)	①	オ	競技用映像 設備	監視カメラ設備の入力カメラの想定台 数の目安はありますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
423	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第2章	第4節	(12)	①	カ	競技用映像 設備	場内カメラ、持込カメラの想定台数の目 安はありますでしょうか。	「添付資料 7 ラグビーワールドカッ プ 2019 開催都市ガイドライン」をご 確認ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
424	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第 2 章	第 4 節	(12)	①	キ	競技用映像 設備	想定競技種目は何種目程度か目安はあ りますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
425	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第 2 章	第 4 節	(10)	②		構内交換設 備	PHS内線電話の場内利用エリアの目安は ありますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
426	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第 2 章	第 4 節	(10)	③	ウ	構内交換設 備	「非常時においても使用可能とする」と は停電用電話機を設置する解釈で宜し いでしょうか。	停電等の非常時においても使用可能 な計画としてください。
427	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第 2 章	第 4 節	4	(12)	①	競技用映像 設備	電気設備、大型映像表示装置は 4K、8K 対 応であれば、プロジェクタなどを採用し ても問題ないでしょうか。	プロジェクタの採用は想定していま せん。
428	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	48	第 2 章	第 4 節	4	(12)	①ア	競技用映像 設備	電気設備、上記質問でプロジェクタ採用 が問題なければ、2 面以上の大型映像装 置は、面ごとに、LED ビジョンとプロジ ェクタを併用しても問題ないでしょ うか。	質問No. 427 の回答をご参照ください。
429	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	49	第 2 章	第 4 節	4	(13)	①	テレビ中継 設備	「中継での使用が考えられる室に 2 つ 以上の中継端子盤を設置…」とありますが、TV 局が 2 局以上の対応という理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
430	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	49	第 2 章	第 4 節	4	(13)	①	中継端子盤	テレビ中継用の端子盤は、何局分必要でしょうか	質問 No. 429 の回答をご参照ください。
431	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	50	第 2 章	第 4 節	(19)		①	入退室管理 設備	入退室管理設備における非接触 IC カードの仕様条件はありますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
432	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	50	第 2 章	第 4 節	(19)		④	入退室管理 設備	入場ゲートにおけるチケット認証システムの条件はありますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
433	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	50	第 2 章	第 4 節	(17)		②	監視カメラ 設備	カメラ解像度、録画フレームレート条件はありますでしょうか。	応募者の提案によるものとします（スポーツ博物館は「添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書 第 2 章 4. (11)」をご参照ください。）。
434	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	50	第 2 章	第 4 節	(16)		①	テレビ共同 受信設備	アンテナ設置ではなく CATV 方式は可能でしょうか。	応募者の提案によるものとします。
435	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	50	第 2 章	第 4 節	4	(17)	②、 ③	監視カメラ 設備	防災センター等に設置するモニターおよび端末では、スポーツ博物館エリアを含むすべての監視カメラの映像確認および操作を行えるようにする、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
436	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	51	第2章	第4節	5	(2)		空調負荷条件	主な居室において、過去実績等から想定される負荷条件（人員、照明、OA 負荷等）があればご教示ください。「新国立競技場整備事業の要求水準」に記載があったような、原単位リストが提示されることが望ましいと存じます。（建築設備設計基準にスタジアムについての記載がないため、要求水準確認が困難です）	ラグビーその他スポーツ利用のほか、文化イベント等の利用への対応も考慮し、応募者の提案によるものとします。
437	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	53	第2章	第4節	5	(6)	③	給水方式	給水方式は加圧給水方式と水道直結方式の 2 系統を基本とし適宜計画することと、ありますが、水道直結方式にて供給する箇所の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
438	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	53	第2章	第4節	5	(6)	⑦	排水設備	（雨水及び）「汚水の流出抑制については東京都下水道局と協議中なため、設計時に詳細協議を実施する。」とありますが、受注後のコスト増減の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	「別紙 4 リスク分担表(3)設計・建設期間中のリスク」をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
439	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	53	第2章	第4節	5	(6)		給水設備	<p>上水・雑用水の使用比率、用途ごとの1日平均使用時間について、用途ごとの必要給水量について、既存施設の実績等から想定される条件をご教示ください。</p> <p>「新国立競技場整備事業の要求水準」に記載されていたような、原単位リストが提示されることが望ましいと存じます。</p> <p>(建築設備設計基準にスタジアムについての記載がないため、要求水準確認が困難です)</p>	ラグビーその他スポーツ利用のほか、文化イベント等の利用への対応も考慮し、応募者の提案によるものとします。
440	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	55	第2章	第4節	5	(13)	②	エスカレーター	一般客用以外にも必要でしょうか。	応募者の提案によるものとします。
441	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(1)		収入および費用に関する事項	建設工事費コストの定義と実際にかかったコストの査定はどのように行うのでしょうか。	「添付資料 11 各業務に関する成果物」に定める建設工事費コスト管理計画書の変更金額一覧表の記載内容にしたがって確認を行います。
442	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(1)		収入および費用に関する事項	工事項目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	工事工種毎の変動率が適当か確認し、内容に疑義がある場合は、詳細な理由、根拠資料の開示を求める場合があります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
443	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(2)	②	事業費内訳書等	別紙4：リスク分担表に基づいて事業者が負担する項目の費用を内訳書に計上するにあたって、費用を算定する根拠となる前提条件をご教示していただけないでしょうか。	施設整備費内訳書の提出時期は、特定事業契約書に定めませんが、その提出時期に応じて単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて提出ください。
444	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(2)	②	事業費内訳書等	内訳書に費用計上した事業者のリスク分担費用は、リスク分担以外の事業費のコストコントロールに活用することができるという理解で宜しいでしょうか。	「事業者のリスク分担費用」が何を指すか不明です。 内訳書は施設整備費に変更が生じた際の基準とすべきものであることから、施設整備業務の内容に則した作成をお願いします。
445	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(3)	①	コスト削減報告書の作成	「PFI方式によりコスト削減を図った内容を整理し、報告書としてとりまとめ」の記載について、比較対象の基準となるものが何かをご教示ください。	入札公告時においてコスト削減報告書に係る記載を修正します。
446	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(3)	①	コスト削減報告書の作成	「本施設引き渡し時」とありますが、「事業終了時」でしょうか？	ご理解のとおりです。なお、入札公告時においてコスト削減報告書に係る記載を修正します。
447	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(3)	①	コスト削減計画書	「建設工事完了時及び本施設引き渡し時」とありますが、「本施設引き渡し時」とは運営期間終了時という理解でよろしいでしょうか。	質問No. 446の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
448	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	56	第2章	第5節	2	(3)	②	コスト削減 計画書	本事業はコンセッション方式であり、収益拡大を運営フェーズにおいては実施することとなるため、サービス水準を提案時よりも高度化していく可能性があります。この場合には、提案時よりもコストが高くなる可能性があります。そうした場合には増額の理由を明記するという運用を想定していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札公告時においてコスト削減報告書に係る記載を修正します。
449	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	58	第2章	第5節	2	(5)	④	近隣説明の 工程	近隣説明は、どの程度の内容（期間および説明対象範囲）を想定されていますでしょうか。	本事業を遅延なく推進するにあたり適切と考えられる内容で、応募者においてご判断ください。
450	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	58	第2章	第5節	2	(5)	⑤	JSC への施 設等の引き 渡し工程	JSC 様への施設等の引き渡し工程は、どの程度前から引き渡し準備期間を設ける必要がありますでしょうか。また、引き渡し前に事前協議が必要になりますでしょうか。	応募者で必要な準備期間を想定してください。事前協議に関しては、必要です。
451	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	62	第2章	第5節	3	(5)		別途工事と の調整	現時点で想定している別途工事の項目を開示いただくことは可能でしょうか。	「添付資料 10 整備区分表」をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
452	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	63	第2章	第5節	3	(6)	④	ユニバーサルデザインワークショップ	「アドバイザーの意見を踏まえながら」とありますが、アドバイザーは入札公告時に公表されますでしょうか。	入札公告時の公表予定はありません。事業契約締結後に調整させていただきます。
453	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	67	第2章	第5節	4	(8)	①	実施工程表、月間工程表の提出	記載されている8つの「区分毎」とは、最低8ページになることを意味するのでしょうか。	頁数については指定はありません。
454	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	67	第2章	第5節	4	(8)	②	実施工程表、月間工程表の提出	「前記①の区分毎」とは、最低8ページになることを意味するのでしょうか。	頁数については指定はありません。
455	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	67	第2章	第5節	4	(9)		進捗状況報告書の提出	「(8)①の区分毎」とは、最低8ページになることを意味するのでしょうか。	頁数については指定はありません。
456	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	67	第2章	第5節	4	(9)		進捗状況報告書の提出	「5%を超える状況」とは(8)①の区分毎に判断するのでしょうか。それともこれらを合計した全体で判断するのでしょうか。	合計の出来高とします。
457	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	68	第2章	第5節	4	(13)	②	VR資料の作成	VR資料提出後の設計変更に対しては、VR資料の修正は不要と考えて宜しいでしょうか。	資料提出時期によりますが、大きく整備内容から逸脱し、本施設を紹介する上で支障になる場合は、協議のうえで修正を求めます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
458	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	68	第2章	第5節	4	(13)		VR	VRの提出時期をご提示願います。	本施設等を広く紹介するという目的に従い、適当な時期を想定ください。
459	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	68	第2章	第5節	4	(13)		ヴァーチャル・リアリティ (VR) 資料の作成	VR資料は汎用ソフト活用有無を含め、どの程度のスペックの資料を想定されていますでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
460	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	68	第2章	第5節	4	(15)	①	電波障害対策	電波障害が発生した場合の対策費用については、JSC様の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
461	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	68	第2章	第5節	4	(15)	②	携帯電話不感知対策	「対象とすべき移動体通信事業者の数は4社程度」とありますが、対象となる通信事業者の想定されている要件はありますかでしょうか。	応募者にて想定してください。
462	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	69	第2章	第5節	4	(19)		資産計上に係る資料等の作成	「固定資産区分」は別途 JSC から提示されるのでしょうか。	JSC から提示します。
463	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	70	第2章	第5節	4	(23)		完成写真の提出	「工事完成時に提出」とありますが、工事完成時に撮影することを考えると、その後製本して提出するのは工事完成後になります。製本完了次第という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
464	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	73	第2章	第5節	6	(1)		備品	JSC様が調達予定の什器備品について、現時点の想定される物品があればご教示ください。	現時点での想定はございません。
465	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	73	第2章	第5節	6	(1)		備品	既存施設等から引継ぎを行う備品がありましたらご教示ください。	現時点において、既存施設等から引継ぎを行う備品の想定はありません。
466	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	74	第2章	第5節	6	(2)	①	業務の詳細	各室性能表にない備品の調達・設置に係る費用は事業者の負担とされていますが、施設整備費には含めてはいけない（別途事業者の運営費でみる）ということでしょうか。	什器備品調達業務は施設整備費に含まれます。
467	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	75	第3章	第2節	1	②		利用規則の策定業務	休場日、利用時間につき想定や制約はあるか	休場日、利用時間については、応募者の提案によるものとし、JSCと協議の上、利用規則として策定することとなります。
468	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	75	第3章	第2節	1	②		利用規則の策定業務	「運営開始前に公表」とありますが、おおよその時期をご提示頂けますでしょうか。	応募者の提案によるものとしませんが、利用者の予約等に不便が生じないよう配慮ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
469	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	76	第3章	第2節	1	(2)	①ア	利用料金設定	ラグビーその他スポーツ利用に含まれるスポーツは、ラグビー以外のスポーツ全てを意味するのでしょうか。もし、特定のスポーツを指しているのであれば、想定されているスポーツをご教示ください。また、同料金体系を採用するスポーツ（あるいは団体）の範囲を教示ください。また、収益性・集客力の高いスポーツイベントについてはイベント・興行等とみなすことは可能でしょうか。	ご理解のとおり、ラグビーその他スポーツ利用に含まれるスポーツは、ラグビー以外のスポーツ全てを意味します。また、スポーツ利用における利用料金については、全て「別紙 1 業務要求水準書（案）」、「添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について」のとおりです。
470	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	76	第3章	第2節	1	(2)	①ウ	利用料金設定	「類似施設の利用料金を参考に一般的水準の利用料金を定めること。」とありますが、JSC 様の想定している類似施設は具体的にはどちらでしょうか。また、JSC 様が所有する類似施設の利用料金及びイベントカレンダーを開示頂けますでしょうか。	類似施設については、JSC において特に想定したものはなく、応募者の提案によるものとします。現行の秩父宮ラグビー場の利用料金及び利用実績については、入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
471	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	76	第3章	第2節	1	(2)	①	利用料金設定	「類似施設の利用料金を参考に一般的水準の利用料金を定めること」となっていますが、類似施設がない新たなサービスを提供する施設の場合は、独自の料金設定とすることは可能でしょうか。	スポーツ利用に係る附属施設・設備並びに備品の利用料金については、類似施設の利用料金を参考に一般的水準の利用料金を定めてください。 スポーツ利用に係る施設・設備及び備品の利用料金以外については、独自の利用料金をご提案いただくことは可能であり、JSC と協議の上、利用規則を策定することとします。
472	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	76	第3章	第2節	1	①	ア	利用料金の設定	スポーツ利用以外の利用料についての指針はあるか。	スポーツ利用以外の利用料については応募者の提案によるものとします。 提案を受け、JSC と協議の上、利用料金等を定めた利用規則を策定することとなります。
473	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	77	第3章	第2節	1	(3)	④	利用方法	JRFU との連携協力協定に基づきとありますが、どのような協定（内容）を想定していますでしょうか、また締結時期についての想定も教示くださいませ。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第3章. 第2節. 1. (3)④」のとおり、事業者は、JRFU と連携協力して行うラグビーの普及活動その他のラグビー等の振興に資する業務が円滑に実施されるよう、JRFU との連携協力協定に基づき利用調整を行うことを想定しております。締結時期については、契約締結以降を想定しております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
474	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	77	第3章	第2節	3	(1)	①	広報	施設名称などブランドの商標・意匠などの登録は JSC が行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
475	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	77	第3章	第2節	1	(3)	⑨	利用方法	「構成員」は「構成企業」、「協力会社」は「協力企業」でしょうか。	ご指摘を踏まえ修正します。
476	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	79	第3章	第2節	5	②		JSC への協力業務	協力業務において、施設の予約が協力業務に含まれておりますが、年間 JSC 殿が予定する予約希望日数などは幾日ほどございましょうか。	現時点において、JSC による予約日数の想定はありません。
477	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	79	第3章	第2節	6	②	—	その他開業準備業務	「記念式典及びオープンイベント等の開催に必要な準備」について、その開催に必要な費用は JSC が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の負担となります。
478	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	79	第3章	第2節	6		②	その他開業準備業務	記念式典は JSC が主催者し、費用は JSC が負担するという理解でよいでしょうか？	事業者の主催又は JSC との共催を想定していますが未定です。費用は事業者の負担となります。
479	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	79	第3章	第2節	6	②		その他開業準備業務	記念式典とオープニングイベントの主催者及び費用負担について、記念式典は JSC 様、オープニングイベントは事業者、との理解でよろしいでしょうか。	いずれも事業者の主催又は JSC との共催を想定していますが未定です。費用は事業者の負担となります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
480	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	80	第4章	第1節	1	②	—	運営	本施設の過去の貸出実績（貸出日、貸出先、料金等のトラックレコード）を開示いただきたく存じます。	入札公告時において、必要情報を示します。
481	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	81	第4章	第2節	3	(1)	①	施設の提供	施設の使用開始時期が早まることは評価点に影響するでしょうか。	入札公告時において示します。
482	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	82	第4章	第2節	4	(2)		総合案内業務	総合案内業務を実施するのはイベント開催日のみと理解して宜しいでしょうか。	応募者の提案によるものとしますが、利用者の利便性に配慮してください。
483	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	7	①		周辺連携業務	エリアマネジメントの取組みに当たっては、組織設立時・運営時の資金提供などが求められますでしょうか。	現状では、詳細は決まっています。
484	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	5			駐車場管理業務	料金の設定は事業者が決定できるという理解で正しいでしょうか	「料金」が駐車場の利用料金を指しているのであれば、関係者の駐車場であるため、料金設定を行うことを想定していません。
485	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	6	①		ラグビーその他スポーツの振興に資する業務	本施設を JRTL に所属する特定のラグビーチームのホームスタジアムとして供することは、運営権者とチームで合意が成立すれば、特段の制限なく可能であると考えてよろしいでしょうか	JSC として制限することは想定しておりません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
486	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	6	③	—	ラグビーそ の他スポー ツの振興に 資する業務	「事業者は、ラグビーミュージアムにお いて、～中略～、取組みを行うこと。」 とありますが、ラグビーミュージアムの 運営は本事業に含まれるという理解で 宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
487	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	6	③	—	ラグビーそ の他スポー ツの振興に 資する業務	ラグビーミュージアムの運営業務が本 事業に含まれる場合には、運営に係るサ ービス対価が支払われるとの理解で宜 しいでしょうか。	ラグビーミュージアムは特定事業に 含まれます。なお、ラグビーミュージ アムに関する業務については、「別紙 1 業務要求水準書（案）第4章. 第2 節. 6. ラグビーその他スポーツの振 興に資する業務」をご参照ください。 また、ラグビーミュージアムの運営は 事業者の負担となります。
488	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	6	③		ラグビーそ の他スポー ツの振興に 資する業務	スポーツ博物館とラグビーミュージア ムの有機的な連携を調整するよう記載 がありますが、これについて提案段階で は、どのような配慮をすべきでしょう か。ご教示ください。	質問No. 317の回答をご参照ください。
489	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	6		②	ラグビーそ の他スポー ツの振興に 関する業務	「スタジアムを活用したスポーツ体験 教室や自主イベント等」は、仮に収益が 赤字になるとしても、開催の義務的な回 数がありませんでしょうか。	応募者の提案によるものとしますが、 要求水準を達成するよう運営を実施 して下さい。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
490	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	7	①	—	周辺連携業 務	「イベントの運営などのエリアマネジ メント活動に積極的に協力すること。」 の記載について、事業者は当該協力に必 要な費用を見込むとの理解で宜しいで しょうか。	ご理解のとおりです。
491	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	7	①	—	周辺連携業 務	エリアマネジメント活動に関係した事 業者の費用負担や費用抛出（協賛金等） の項目を具体的にご教示ください。	現状では、詳細は決まっています。
492	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	7	②	—	周辺連携業 務	記念式典及びオープンイベント等の実 施に要する費用は JSC が負担するとの 理解で宜しいでしょうか。	質問No. 477 の回答をご参照ください。
493	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	83	第4章	第2節	7			周辺連携業 務②	施設のオープニング記念イベントに係 る予算は事業者の負担となるかご教示 いただきたい。	質問No. 477 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
494	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第4章	第2節	9	(2)	②	緊急事態等 への対応	「②一時滞在施設の開設及び機能の継続等に伴う費用(備蓄品の調達等)は、関係する行政機関との協議を踏まえ JSC 等が負担するものを除き、事業者により負担すること」とありますが、事業者が負担すべき備蓄品等として具体的にどのようなものがあるのかご教示ください。	「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」において備蓄品として例示されている食料、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等を想定しております。 また、備蓄品の保管については、備蓄倉庫内を想定しております。 なお、備蓄品の負担は入札公告時に示します。
495	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第4章	第2節	9	(2)	②	災害備蓄品	JSC様が調達予定の災害用備蓄品について、現時点で想定される物品についてご教示ください。またその備品の保管は本施設の備蓄倉庫内との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 494の回答をご参照ください。
496	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第4章	第2節	8	①		近隣対応業務	近隣住民との申し合わせなど事業者の運営を拘束する約定等は存在するか	特にありません。
497	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第4章	第2節	8	②		近隣対応業務	近隣住民対応の責任は、開業前は JSC にあるとの認識でよいか	事象にもよりますが、原則、特定事業契約締結後は、事業者となります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
498	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第4章	第2節	9	(2)	①	緊急事態等 への対応	東京都からの「一時滞在施設」の指定とありますが、施設の利用状況により災害が起こった場合でも様々なケースが想定されます。(災害発生がイベント本番時において、準備日の作業中において、イベント本番が継続中の日取りで観客は入っていない状態だが2日後まで本番が控えている時においてなど) (加えて、施設利用者の一時滞在与施設外の帰宅困難者の一時滞在与の受け入れ、あるいはその両方など組み合わせも様々想定されます)、また災害の規模やレベルも様々に想定されます。これらのケース毎に何か細かく規定されたものはありますか	原則、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に準じた対応を想定しております。
499	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第4章	第2節	9	(2)	①	緊急事態等 への対応	仮に、災害の規模が限定的で、主に交通機関のマヒにより一時帰宅者が大量に出た場合などで一時滞在与を受け入れ、そのためにイベントの準備ができなくなったり、本番が中止となった場合の補償などはどのようになりますでしょうか？(それによって保険料の算出や事業計画への影響などを図る必要があると考えています)	JSC としての直接的な金銭面の補償は想定していません。ただし、災害による事業継続への影響が相当期間にわたる場合は、協議の対象に含めます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
500	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第 4 章	第 2 節	9	(2)	①	緊急事態等 への対応	東京都からの「一時滞在施設」の指定にあたり、東京都からの助成金などの支援はどの程度ありますでしょうか。	JSC では承知しておりません。
501	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第 4 章	第 2 節	9	(2)	②	緊急事態等 への対応	この事業者が負担する費用に関して何が、どのくらいあるのかを具体的に示していただけますでしょうか？（事業予算や減価償却に影響する数量の把握をするために）	質問No. 494 の回答をご参照ください。
502	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	84	第 4 章	第 2 節	9	(2)	②	緊急事態等 への対応	必要備蓄品の管理を義務付けられていますが、備蓄スペースの確保のため備蓄品の必要数量と保管条件（積み上げ禁止とか温度設定などがあれば）を示していただけますでしょうか？	質問No. 494 の回答をご参照ください。
503	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	85	第 4 章	第 2 節	11	②		日本ラグビー フットボ ール協会と の連携協力 業務	「②事業者は、連携協力協定に則り事業者と JRFU の連携協力が円滑に行われるよう、施設管理関連機能等において連携に必要な機能として本施設内に JRFU 連携室を整備し JRFU に使用させるものとする」とありますが、使用料の水準は周辺相場程度と考えてよろしいでしょうか。	「別紙 1 業務要求水準書（案）第 4 章. 第 2 節. 11. ③」に記載のとおり、JRFU と協議の上、決定ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
504	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	85	第4章	第2節	11		②	JRFUと の連携協力 業務	施設内に設置する JRFU 連携室について、常設であるのか？部屋からピッチを見れる必要があるのか？広さはどのくらい必要か？入館IDが付与される人数は何名くらいか？など具体的な要求はありますか？	JRFU 連携室は常設です。 必要面積や特記事項は、「添付資料 8 各室性能表」、「添付資料 9 諸室位置関係図」をご参照ください。
505	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	85	第4章	第2節	12			運営期間終了時の引継ぎ業務	本事業者、もしくは本事業者を構成するいずれかの企業、ないしはその企業が参加するグループが、公平な手続きによって運営期間終了後の JSC が指定する運営者になることは排除されていないとの理解でよろしいでしょうか？	事業期間終了後の事業方式は未定ですが、公共施設等運営権方式とする場合においては、ご理解のとおりです。
506	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	87	第5章	第1節	5			電気主任技術者の届出	電気主任技術者に係る費用については、JSC様の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者が選任し、当該費用については事業者が負担するものとします。
507	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	87	第5章	第1節	5			電気主任技術者の届出	「JSCから自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者」についてご教示下さい。	なお書き以降の文言を削除します。
508	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	87	第5章	第1節	7			BCP	JSC様が現時点で想定されているBCPについてご教示ください。	本事業におけるBCPはありません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
509	別紙1 業務要求 水準書 (案)	88	第5章	第1節	9	③		図面その他の資料の貸与等	「JSCによる改修又は修繕等により、(中略)本施設等の現状を把握できるようにして業務を実施する。」とは、当該部分の資料(紙面もしくはデータ)を保管していればよく、CADデータの修正は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、JSCによる修繕又は改修等が完了後、事業者による修繕等を行う場合は、「別紙1 業務要求水準書(案)第5章.第1節.9.①」に従って、把握しているCADデータを基に事業者が修正を行います。
510	別紙1 業務要求 水準書 (案)	89	第5章	第1節	12			エリアマネジメントへの協力	ラストマイルの起点となる鉄道事業者や周辺の飲食店等との連携や協力体制を想定しているか。	これまでも周辺の鉄道事業者にイベント情報の提供は行っているところであり、今後も引き続き協力することが望ましいと考えております。
511	別紙1 業務要求 水準書 (案)	90	第5章	第1節	13			災害備蓄品	災害用備蓄品の更新については、本事業の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	質問No. 494の回答をご参照ください。
512	別紙1 業務要求 水準書 (案)	90	第5章	第1節	13			帰宅困難者受け入れスペースにおける準備	備蓄品が破損した際の補償は事業者が行うという理解で正しいでしょうか。	質問No. 494の回答をご参照ください。
513	別紙1 業務要求 水準書 (案)	90	第5章	第1節	13			帰宅困難者受け入れスペースにおける準備	「備蓄品の調達は本事業の範囲外」とありますが、備蓄品の一覧をご提示頂けますでしょうか。	質問No. 494の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
514	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	92	第 5 章	第 2 節	6	6		備品保守管理	事業者が調達する什器備品については、事業者にて保守管理・更新を実施し、JSC様が調達する什器備品については JSC様にて保守管理・更新を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
515	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	92	第 5 章	第 2 節	7	(1)	①	警備業務	法的な配置基準以外に警備員の能力・資格・経験については求めないということでもよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
516	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	92	第 5 章	第 2 節	7	(1)	②	警備業務	「開場時間外電話の対応を行うこと」とありますが、開場時間の電話対応は JSCが行うという理解でよろしいでしょうか。	運営業務において、事業者が実施することを想定しております。
517	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	92	第 5 章	第 2 節	7	(1)	②	警備業務	「開場時間外電話の対応を行うこと」とあります。着信件数が多い場合、JSCへのフィードバック、意見分析等が求められれば専門人材が必要とも考えます。本内容は警備員が警備業務と兼務しながらできる業務という想定でもよろしいでしょうか。	警備業務において実施可能な電話対応を想定していますが、業務内容・人材等は事業者の提案によるものとします。
518	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	93	第 5 章	第 2 節	8	(2)		修繕の実施	施設が正常に機能するために必要な緊急の施設修繕については、事前報告が不要で事業者判断にて実施しても問題ないという理解でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
519	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	95	第6章	第2節	2	(1)	①	予算決算業 務	JSC様の求めに応じて報告等を行うとご ざいますが、現時点にて想定される報告 頻度等はございますでしょうか。	モニタリングの詳細については、入札 公告時において示します。
520	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	95	第6章	第2節	1	(2)	④	JSC 及び関 係機関との 連携	「月次業務報告書」とは前月分の業務報 告書で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
521	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	95	第6章	第2節	1	(2)	④	JSC 及び関 係機関との 連携	「年度業務報告書」とは前年度分の業務 報告書で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札公告 時に要水準書を修正します。
522	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	95	第6章	第2節	2	(1)	③	予算決算業 務	「実態がわかるような」とありますが、 1件毎の明細ではなく、一般的な財務諸 表と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業収支に関す る計画と実績の対比にあたって必要 な内訳を記載するなど工夫してくだ さい。
523	別紙 1 業務要求 水準書 (案)	96	第6章	第2節	3			事業評価業 務	JSC様による事業者へのモニタリングの 頻度（単年度内実施回数）について現在 のお考えがありましたらご教示くださ い。また運営・維持管理業務のモニタリ ングによる事業者への罰則についても お考えがありましたらご教示ください。	モニタリングの詳細については、入札 公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
524	別紙1 業務要求 水準書 (案)	97	第7章	第1節	1		②	基本方針	JSCからの出向受け入れ（派遣）にあたって、該当職員のポスト（役割）は想定されているか？	JSC 職員の出向・派遣に関する詳細については、入札公告時において示します。
525	別紙1 業務要求 水準書 (案)	97	第7章	第1節	1		②	基本方針	JSCより出向又は派遣される職員について想定されている人員数、役割、業務内容、本事業内における役職などはありませんでしょうか。	質問No. 524の回答をご参照ください。
526	別紙1 業務要求 水準書 (案)	98	第7章	第2節	1	(3)	④	維持管理業務責任者	「6ヶ月までに」は「6ヶ月前までに」でしょうか。	ご指摘を踏まえて入札公告時に修正します。
527	別紙1 業務要求 水準書 (案)								屋外広告物条例等の法令上の制約以外に、建物外周壁面や敷地外構部へのサインネージの配置等についての制約はありませんでしょうか。	当敷地は風致地区内であるため、該当する法律、条例に基づき計画してください。
528	添付資料 1 用語 の定義	2						大規模修繕	「主要構造部に係る建築部材の全面改修」及び、「部品交換や部分修理では機能回復が見込めない設備機器の全面更新」が大規模修繕の想定と理解できますが、前者は建築分野、後者は設備分野であるため、大規模修繕の必要時期・頻度が異なります。それぞれのタイミングでの実施をご検討を頂けると解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
529	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	3	第1	3		—	—	博物館の事業内容	スポーツ博物館において、JSC様と共同して収益事業を行うことは可能でしょうか。	スポーツ博物館において、事業者がJSCと共同して収益事業を行うことを妨げるものではありません。
530	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	4	第2	1	(2)	—	—	施設構成	全体面積として容積対象面積として、2,400㎡とのことですが、業務要求水準省(案)P20の図表4本施設等の施設構成の(9)文化交流機能ではラグビーミュージアムや関連諸室を含めて約2,210㎡となっており、全体面積は文化交流機能約2,210㎡に収まるように計画するとの理解で宜しいでしょうか。	スポーツ博物館の全体面積は「添付資料2 スポーツ博物館要求水準書 第2章.施設整備1.施設構成(2)及び(3)」のとおりです。 なお、「別紙1 業務要求水準書(案) 第2章.第2節.1.図表4 本施設等の施設構成(導入機能と規模)」の機能別面積はJSCが各機能を満たす上で必要と想定した面積であり、エレベーター、階段、廊下は機能別面積に含まれておりません。
531	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	4	第2章					施設整備	収蔵品の静的展示だけでなく、デジタルやITを駆使した展示やアナログでも触れたり、参加したりする動的展示などは計画されていますでしょうか？	ご質問の内容も含め、再開館に向けて、検討を進めていきたいと考えております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
532	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	5	第2章	2	2			内部諸室計画	スポーツ博物館は枯らし期間が必要となることを考慮すれば、オープン時期はラグビー場よりも1年程度後となる想定で宜しいでしょうか。	スポーツ博物館の運営開始時期は、応募者の提案（博物館の位置・整備時期等）によって変動するものと考えております。
533	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	5	第2章					施設整備	博物館展示は、常設展と企画展に分類されますが、ピーク時間で最大80名程度の利用とのことなので、常設展のみを想定されていると考えますが、その理解で合っていますでしょうか？（スポーツ振興の目的で国際大会の開催に併せたタイムリーな企画展などを開催される予定はありますでしょうか？）	常設展と企画展を合わせてピーク時における来館者人数を80名と想定しております。 ご質問の国際大会開催等に合わせた企画展についても今後検討していきます。
534	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	5	第2章					施設整備	博物館展示に関する企画や施工の業者選定はどのようなプロセス、スケジュールで決定されるのでしょうか？	詳細は未定ですが、本事業の設計と同時期に並行して行うことで、事業者と円滑に調整できるよう検討していきます。
535	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	5	第2章					施設整備	欧米の博物館に見受けられる博物館への広告協賛や寄付などは検討されていますでしょうか？	具体的な検討はありませんが、広告協賛や寄付などについては、JSCの行う事業範囲となります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
536	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	5	第2章	2	(3)	②		動線計画	「10tトラックが乗り入れ可能な車両の搬出入経路」は、ラグビー場との兼用で支障ありませんでしょうか。	ラグビー場との兼用で問題ありません。
537	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	6	第2章	4	(1)			発電設備	スポーツ博物館の電源は、本施設の用途と共用しない単独系統とありますが、発電機も単独設置と考えて宜しいでしょうか。	応募者の提案によります。（共用でも問題ありません）
538	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	7	第2章	4	(7)			利用者用 Wi-Fi	利用者用 Wi-Fi については、通信事業者との契約は JSC が行い、事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
539	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	8	第3章	—	—	—	—	開業準備・運営	スポーツ博物館の運営は原則として貴センターで行う、こととされておりますが、添付資料 2(スポーツ博物館要求水準書)の第1章 3. 博物館の事業内容に規定の(1)～(6)の各業務は「運営」に該当するものと解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
540	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	8	第3章					開業準備運営	スポーツ博物館の運営は原則 JSC が行うとあるが、事業者が実施する任意事業と連携したイベント企画等の提案は認められるか	任意事業としてスポーツ博物館と連携したイベント企画等の提案を行うことは可能です。なお、事業者が任意事業を実施することはできず、構成企業、これらが出資する企業又は事業者と連携する企業があらかじめ JSC の承認を受けて任意事業を実施することとなります。
541	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	9	第4章	1	(5)			スポーツ博物館の開業準備期間	「スポーツ博物館の開館までの期間において、一部の業務内容は、施設が稼働していない前提で」とありますが、スポーツ博物館を JSC 様に引き渡し後、開業までの準備期間は、どの程度想定されていますでしょうか。	スポーツ博物館による別途工事（展示ケース等）及び引っ越しの前提として、室内空気中の化学物質の濃度が「添付資料 19. (3)①(イ)」の基準値以下となることが求められますので、事業者の提案によります。
542	添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書	9	第4章	1	(3)	—	—	業務の区分	「維持管理業務の区分については、本業務要求水準書第5章第1節2.に記載の業務のうち、③及び⑥を除くものとする。」に関しまして、本業務要求水準書の該当箇所では(1)～(8)の記載となっております。よって、「③及び⑥」は(3)及び(6)との解釈で宜しいでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
543	添付資料 3 スポーツ博物館各室性能表	1						スポーツ博物館各室性能表	トイレの大便器ブースに呼出ボタンは不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は、防災センターに表示という理解でよろしいでしょうか。	呼び出しボタンは必要です。 防災センターに表示する計画としてください。
544	添付資料 3 スポーツ博物館各室性能表							スポーツ博物館各室性能表	各室性能表に記載の面積を合計すると2,260 m ² であるのに対し、要求水準書（案）P20の図表4本施設等の施設構成における(9)文化交流機能においてはスポーツ博物館及びラグビーミュージアムの合計で約2,210 m ² となっています。想定されるスポーツ博物館及びラグビーミュージアムの面積をご提示願います。	スポーツ博物館の全体面積は「添付資料2 スポーツ博物館要求水準書 第2章.施設整備1.施設構成(2)及び(3)」のとおりです。 「添付資料8 各室性能表」に記載の面積は、(3)の「本施設と共用する設備関係諸室（中略）の按分面積」は含まれておりません。 「別紙1 業務要求水準書（案）第2章.第2節.1.図表4 本施設等の施設構成（導入機能と規模）」の機能別面積はJSCが各機能を満たす上で必要と想定した面積であり、エレベーター、階段、廊下は機能別面積に含まれておりません。 ラグビーミュージアムについては「添付資料8 各室性能表(9)文化交流機能」をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
545	添付資料 3 スポーツ博物館各室性能表							荷捌きトラックヤード	「4tトラック」とありますが、添付資料2 スポーツ博物館要求水準書 P.5 には10tトラックの記載があります。どちらが正しいのでしょうか？	最大10tトラックの利用が想定されますが、日常的な収蔵品の搬出入については、4tトラックを使用します。そのため、荷捌き・トラックヤードとしては4tトラックの想定で構いません。
546	添付資料 6 遵守すべき法令等一覧								保存樹木の位置の見直しは可能でしょうか。現状のままだと北側サイドスタンドの奥行き確保が難しく、スタンド座席数が制限されてしまうことが懸念されます。	質問No. 251 の回答をご参照ください。
547	添付資料 7 ラグビーワールドカップ 2019 開催都市ガイドライン	15	第2章	2-5-6				予備電源	要求水準書(案) P46 の(7)発電設備に記載の「競技中の突発的な停電時においても競技が継続できる環境を3時間以上確保…」の負荷対象を示すものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
548	添付資料 7 ラグビーワールドカップ 2019 開催都市ガイドライン	16	第2章	5	7			スポーツプレゼンテーション(大会演出)	プレイヤートラッキングを使用してはいけません、との記述がありますが、使用不可の理由をご教示いただけますでしょうか。	ラグビーワールドカップのレギュレーションのため、回答は差し控えさせていただきます。
549	添付資料 8 各室性能表	4			(7)			JRFA 連携室	JRFA 連携室には兼用可の記載がありませんが、通年使用する為、その他諸室との兼用は不可という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
550	添付資料 8 各室性能表							各室性能表	表中に「観客席」の記載がありません。フィールドと一体空間となるため、「室」扱いではないため記載がないものと推察しますが、当該エリアについて与条件は要求水準書に記載の内容以外のみであり、詳細は事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	観客席の与条件は要求水準によることとし、記載の内容以外は応募者の提案によります。
551	添付資料 8 各室性能表							各室性能表	諸室の兼用について、記載のある室(例:多目的室)以外との兼用は認められないでしょうか。	認められません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
552	添付資料 8 各室 性能表							各室性能表	HIA 室の用途をご教示願います。	脳震盪を起こした疑いがある選手には HIA (Head Injury Assessment) が適用され、HIA の専門的な講習を受けた担当者（マッチドクター、チームドクター）により脳振盪を確認するため 10 分間一時退場となります。その際に使用する室です。
553	添付資料 8 各室 性能表							各室性能表 (凡例)	壁仕上げで有孔ケイカル板を使用する 目的をご教示願います。	内部仕上げは参考であり、同等以上の 性能であることを前提に、事業者にお いてご判断・ご提案ください。
554	添付資料 8 各室 性能表							構内交換 LAN	有線、無線（Wi-Fi）の区分がありませ んが、どのような配置としたら宜しいで しょうか。	応募者の提案によるものとします。
555	添付資料 10 整 備区分表							整備区分表	本敷地南側に計画されている新設道路 の設計及び協議は本事業に含まれない という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本施設等 への交通アクセスに係る調整（道路切 り回し等）は事業者の実施となりま す。
556	添付資料 10 整 備区分表							整備区分表	本敷地南側に計画されている新設道路 の施工は本事業に含まれるでしょうか。	本事業には含まれません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
557	添付資料 1 1 各業務に関する成果物	4							ユニバーサルデザインに関する運用マニュアル	ワークショップ報告書とは異なる成果品であることから、成果品の内容について想定されることをご提示願います。	整備した UD に係る室・設備等（車いす席・付加アメニティ席、聴覚障がい者向け補聴システム、休憩室など）の運用方法等について、運営関係者（イベント主催者等）に対して伝達し、UD に配慮した運営を実施してもらうためのマニュアルを想定しております。
558	添付資料 1 3 建設工事に関する留意事項	7	28	(1)					仮設事務所の設置について	JSC 様を使用する仮設事務所について、その「光熱水量、電話の使用料及び消耗品等」が事業者の負担となっておりますが、JSC 様のご負担ではないでしょうか。	資料に記載のとおりです。
559	添付資料 1 3 建設工事に関する留意事項	8	31						事業の一時中止に係る計画の作成	JSC 様の事由による事業の一時中止の場合に生じた仮設費・人件費等の増加費用及び損失については JSC 様にご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	必要があると認められるときは、増加費用等について JSC が負担することとなります。詳細は、入札公告時において示します。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
560	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について	—	—	1	(1)	—	—	スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲	1 時間あたりの料金が示されていますが、貸出枠（24 時間、12 時間、午前、午後）等は自由に設定できる理解で宜しいでしょうか。	貸出の時間枠については、応募者の提案によるものであり、事業者は特定事業契約締結後、事業提案書において提案した料金表を基に、再度、利用料金表の提案を行い、JSC と協議の上、利用規則を策定することとなります。なお、貸出の時間枠をはじめとする利用料金の設定及びその設定区分等については、事業者は利用者ニーズを踏まえて提案を行うこととしております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
561	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について	14						スポーツ利用に係る施設の利用料金	<p>スポーツ利用に係る利用料金が1時間当たりの単価で示されているが、これは「本番日のコアタイム」に当該単価を掛けたものが1日利用料金（それがミニマム利用料金）になるという理解でいいか。同じく設営撤収の単価は本番日前日以前・翌日以降に利用する場合の単価という理解でいいか。またその場合、コアタイムの時間は事業者で決定できるという理解でいいか。</p> <p>「別紙1 業務要求水準書(案)」添付資料14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について 1. スポーツ利用に係る施設の利用料金については、図表に示す1時間当たりの利用料金の範囲内で利用料金を定めることとしております。</p> <p>設営・撤収等で利用する場合の利用料金については、試合日前日以前・翌日以降に利用する場合に限定されるものではなく、試合日当日における設営・撤去等を行う時間にも適用されるものです。</p> <p>また、貸出の時間枠については、質問No. 560の回答をご参照ください。</p>

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
562	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について	14						スポーツ利用に係る施設の利用料金	<p>入場料等の収入金額に連動した加算料金の設定を行う場合には、類似施設における加算割合等を参考にしよう記載があるが、本件では国際基準のアリーナ整備が求められていることを踏まえると、ここでいう「類似施設」は国内類似施設のみならず、海外アリーナ施設なども含むという理解で良いか。</p>	<p>入場料等の収入金額に連動した加算料金の設定において参考とする類似施設について、海外アリーナ施設を排除するものではありませんが、「別紙1 業務要求水準書（案）第3章.第2節.1.(2)①イ」に記載のとおり、事業者は、利用者ニーズを踏まえ、本施設の利用料金及びその設定区分等について提案を行うこととしております。</p> <p>なお、事業者は、特定事業契約締結後、事業提案書において提案した料金表を基に、再度、利用料金表の提案を行い、JSCと協議の上、利用規則を策定することとなります。</p>
563	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について	14						スポーツ利用に係る附属施設、設備、並びに備品の利用料金	<p>類似施設における加算割合等を参考にしよう記載があるが、本件では国際基準のアリーナ整備が求められていることを踏まえると、ここでいう「類似施設」は国内類似施設のみならず、海外アリーナ施設なども含むという理解で良いか。</p>	<p>質問No. 562の回答をご参照ください。</p>

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
564	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)					スポーツ利用に係る施設の利用料金	ラグビーその他のスポーツ利用に係る施設の利用料金について範囲が示されておりますが、急激な物価変動等の経済情勢による利用料金の改定は事業者からの要請により随時可能であるものという理解でよろしいでしょうか。	急激な物価変動等による利用料金の改定を行う場合には、あらかじめ JSC と協議の上、利用規則を変更することにより対応することとなります。
565	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)					スポーツ利用に係る施設の利用料金	スポーツ利用に係る料金項目を拝見するに、競技でないスポーツに関しては（換言すると「競技で利用しない場合」）、本利用料金の制限を受けず、事業者の任意で設定できるという理解でよろしいでしょうか。	全てのスポーツ利用に、「別紙1 業務要求水準書（案）」、「添付資料14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について」が適用されます。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
566	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(2)				スポーツ利用に係る施設の利用料金	収入金額に連動した加算金額と（1）にある料金表を組み合わせた利用料金のメニュー作成も出来るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、「別紙1業務要求水準書（案）第3章.第2節.1.(2)①イ」に記載のとおり、事業者は、利用者ニーズを踏まえ、本施設の利用料金及びその設定区分等について提案を行うこととしております。なお、事業者は、特定事業契約締結後、事業提案書において提案した料金表を基に、再度、利用料金表の提案を行い、JSCと協議の上、利用規則を策定することとなります。
567	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(2)				スポーツ利用に係る施設の利用料金	「類似施設における加算料金の加算割合を参考に、、、加算料金を定める。」とありますが、JSC様殿の想定している類似施設は具体的にはどちらでしょうか。また、JSC様が所有する他施設の中には加算割合等を開示頂けますでしょうか。	類似施設については、JSCにおいて特に想定したものはなく、応募者の提案によるものとします。なお、現行の秩父宮ラグビー場では、入場料等の収入金額から10万円を控除した金額の10%を加算割合とする加算料金が設定されております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
568	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)					スポーツ利用料金の範囲	競技利用や設営・撤収利用の区分等は提案次第という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、「別紙1業務要求水準書（案）第3章.第2節.1.(2)①イ」に記載のとおり、事業者は、利用者ニーズを踏まえ、本施設の利用料金及びその設定区分等について提案を行うこととしております。 なお、事業者は、特定事業契約締結後、事業提案書において提案した料金表を基に、再度、利用料金表の提案を行い、JSCと協議の上、利用規則を策定することとなります。
569	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)					スポーツ利用料金の範囲	利用料金の範囲の根拠、ベンチマークとした施設は何でしょうか。	現行の秩父宮ラグビー場の利用料金を参考に検討を行い、設定しております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
570	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)				スポーツ利用料金の範囲	利用料金の水準は、本施設における設備・サービスの充実について十分に勘案されていますでしょうか。特に、アマチュア以外のスポーツ競技での利用について、充実したホスピタリティチケットを販売できることが考慮されていますでしょうか。	利用料金については、事業者からの提案に基づき、JSC と協議の上で定めるものであり、事業者は利用料金の提案に際して、設備・サービスの充実についても考慮の上、提案がなされるものと考えております。
571	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)				スポーツ利用料金の範囲	1時間単位での利用を可能とする必要はなく、例えば8:00-20:00の12時間利用を基本とした場合、利用料金を12で割ったものが範囲に収まればよいという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
572	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)				スポーツ利用料金の範囲	平日/休日、時間帯、基本利用/延長利用などに応じて利用料金に差を設ける場合は、基準との兼ね合いをどのように考えるべきでしょうか。	スポーツ利用に係る利用料金については、「別紙1 業務要求水準書(案)」、「添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について」図表の利用料金の範囲内において平日/休日、時間帯、基本利用/延長利用などに応じて利用料金に差を設けることが可能です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
573	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)				スポーツ利用料金の範囲	利用料金の範囲について、30年間据え置き範囲ではなく、今後の我が国の経済状況、物価動向、インフレなどに連動した見直しは適切に行われると考えてよろしいでしょうか。また、見直しを行う場合の基準は何によりますでしょうか。	質問No. 564の回答をご参照ください。
574	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1	(1)				スポーツ利用料金の範囲	eスポーツ大会、カードゲーム大会、ロボットサッカー大会などはその他スポーツのカテゴリーに入りますでしょうか。	「別紙1 業務要求水準書（案）」、「添付資料14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について」が適用されるスポーツについては、スポーツ基本法におけるスポーツを想定しております。
575	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について		1					スポーツ利用に係る施設の利用料金	「スポーツ利用料金」に該当する「スポーツ」の範囲についてご教示ください。例えば、格闘技等の興行性の強い利用については「スポーツ」に該当するでしょうか。	質問No. 469の回答をご参照ください。格闘技等の興行性の強いスポーツの利用については、「アマチュア以外のスポーツ競技」に該当することを想定しております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
576	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	1	1	(1)				ラグビー試合日等	ラグビー各試合(LEAGUE ONE、大学選手権等)における設営/撤去の想定時間は何時間か。	ラグビー各試合における設営・撤収の想定時間については、施設の形態等により異なるため、回答は差し控えさせていただきますが、現行の秩父宮ラグビー場の実績では、試合により異なりますが設営・撤収時間は試合日当日で6～10時間程度、試合日以外の設営・撤去日で2～14時間程度となっております。
577	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	1	1	(2)				ラグビー試合日等	「ラグビー試合日には設営撤去等の準備日は含まれていない」とあるが、現状の設営撤去等の準備日はどの程度の日数なのかご教示いただきたい。	「別紙1 業務要求水準書(案)」、「添付資料15 ラグビー利用に係る利用調整について 1.(2)」に示す試合等の設営・撤去等の準備日の日数については、施設の形態等により異なるため、回答は差し控えさせていただきますが、現行の秩父宮ラグビー場の平成30年度の利用実績では、試合日45日に対し、設営・撤去日は31日となっております。 なお、設営・撤去日の本実績については、現行の秩父宮ラグビー場がラグビー専用利用であることにご留意下さい。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
578	添付資料 1 5 ラグビー利用に係る利用調整について	15						ラグビー試合日等	設営・撤去日数を示していただくことは可能か	質問No. 577の回答をご参照ください。
579	添付資料 1 5 ラグビー利用に係る利用調整について	15						ラグビー試合日等	試合日及び設営/撤去日のそれぞれの利用想定時間は何時間か？	ラグビー試合日及び設営・撤去日のそれぞれの利用想定時間については、施設の形態等により異なるため、回答は差し控えさせていただきますが、現行の秩父宮ラグビー場の実績では、試合により異なりますが、試合日当日で11～14時間程度（試合等利用時間：4～6時間程度（開門から閉門までの時間）、設営・撤去時間：6～10時間程度）、試合日以外の設営・撤去日では2～14時間程度となっております。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
580	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について		1	(1)				ラグビー試合日等	年間利用予定の他、「障がい者ラグビーを含む普及活動、その他ラグビー等の振興に資する業務のために必要な日数を確保しておくこと」とありますが、年間利用で想定される72日以外にも障がい者ラグビー等関連で使用するという理解でよろしいでしょうか。また、当該普及活動等でどの程度日数を確保する必要があると想定されているのでしょうか。	ご理解のとおりであり、「別紙1 業務要求水準書（案）」、「添付資料15 ラグビー利用に係る利用調整について 図表1」に示すラグビー試合日数及び仮予約日数には「障がい者ラグビーを含む普及活動、その他ラグビー等の振興に資する業務のために必要な日数」が含まれておりません。なお、当該日数は、事業者がJRFUと連携協力協定に基づき必要な利用日数を確保することとしております。
581	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	2	(1)	③			ラグビー利用に係る利用調整	仮予約日のうち、予約の確定を行う日は事業者が選択できるという理解でよいでしょうか。	仮予約日のうち、予約の確定を行う日はJRFU、JERFU及びJRTLが選択し、事業者が予約の確定を行うこととなります。
582	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	2	(1)	③			ラグビー利用に係る利用調整	予約の確定を行う日は、事業者の裁量により、図表1の日数よりも少ない日数にすることができるという理解でよいでしょうか。	事業者が、自らの裁量により、「別紙1 業務要求水準書（案）」、「添付資料15 ラグビー利用に係る利用調整について 図表1」に示す日数を減らすことはできません。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
583	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	2	(1)	③			ラグビー利用に係る利用調整	予約の確定は、事業者の裁量により、ラグビー試合日の1年前よりも早いタイミングで行うことができるという理解でよいでしょうか。	予約の確定は、JRFU、JERFU 及び JRFL との利用調整を行い、ラグビー試合日の1年前までに行うものであり、事業者の裁量により前倒しを行うことはできません。ただし、JRFU、JERFU 及び JRFL との利用調整の結果、ラグビー試合日の1年前よりも早い時期に予約の確定を行うことを妨げるものではありません。
584	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について		2	(2)				ラグビー利用に係る利用調整	「国際試合等については、試合の性質上、試合日の確定が開催直前となることもある」とありますが、時期によっては、他予定を埋めていることも想定されます。そのため、JRFU 様とは日常的にコミュニケーションを取ることで、国際試合についてもある程度の計画を JRFU 様と事業者ですり合わせながら実施に向け、協業できればと存じます。	ご理解のとおりです。 「別紙1 業務要求水準書(案)」、「添付資料15 ラグビー利用に係る利用調整について 2.(2)」に示すとおり、事業者は、JRFU と密に連絡を取り、最大限の配慮をもって利用調整に努めるものとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
585	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について		2	(3)	②			ラグビー利用に係る利用調整	ラグビー非利用期間のうち、4月29日から5月5日のGW期間で、JRTL様が2日利用されるとのことですが、当期間は、連続したイベント等を開催しやすい日程でもあると考えます。JRTL様の想定される2日については連続して利用されるという理解でよろしいでしょうか。	4月29日から5月5日のうちJRTLが利用できる日について、必ずしも2日間連続した利用を想定しているものではありません。 「別紙1 業務要求水準書(案)」「添付資料15 ラグビー利用に係る利用調整について 2.(3)①」に示すとおり、事業者は、ラグビー非利用期間が年毎に異なる可能性があることに留意し、JRTLにラグビー非利用期間の確認を適宜行うなど、ラグビー非利用期間の利用調整が円滑に行われるよう努めることとしております。
586	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	15						ラグビー利用に係る利用調整	仮予約2年前、確定1年前は、他の興行との調整のリードタイムが不足しているので、前倒しすることはできないか。	「添付資料15 ラグビー利用に係る利用調整について」については、ラグビーの試合等での円滑な利用とともに、文化イベント等のラグビー以外の用途での利用促進を図る観点から定めたものであり、原文のとおりとします。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
587	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	2	(2)				国際試合等に関わる利用調整	国際試合等の試合日および練習日は、年間利用予定 60 日の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	国際試合等の試合日および練習日は、「別紙1 業務要求水準書（案）」、「添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について 図表 1」に示す日数には含まれておりません。
588	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2		2		(3)		ラグビー非利用期間における利用調整	ラグビー以外での利用を含め自由に利用調整を行うことができるとの記載があるが、仮予約においてラグビーの「2年前までに仮予約」のように、●年前から仮予約可能という制限は想定されているか。（例えば、5年前から仮予約をしてもよいか）	ラグビー非利用期間に係る利用調整の時期について、制約は想定していません。ただし、「別紙1 業務要求水準書（案）」、「添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について 2.(3)①」に示すとおり、事業者は、ラグビー非利用期間が年毎に異なる可能性があることに留意し、JRFU、JERFU 及び JRFL にラグビー非利用期間の確認を適宜行うなど、ラグビー非利用期間の利用調整が円滑に行われるよう努めることとします。
589	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	3	2	(3)	①	図表 2		ラグビー非利用期間	4月29日から5月5日までは非利用期間とありますが、②において、うち2日間は JRFL が利用できる日を設けるといふ事は、この期間はラグビー非利用期間では無いということでしょうか。	「別紙1 業務要求水準書（案）」、「添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について 2.(3)②」に示すとおり、事業者が、利用調整に先立ち、JRFL と協議のうえ決定する2日間を除く4月29日から5月5日のうちの5日間は非利用期間となります。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
590	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	3	2	(3)	①			図表 2 ラグビー非利用期間	週の始まりは何曜日と考えればよいでしょうか。	応募者においてご判断ください。なお、別紙1業務要求水準書（案）添付資料 15. 図表 1. に示す JERFU のシーズンは「9月第2土曜日から12月第2土曜日」に、図表 2. に示すラグビー非利用期間「9月第3週の土曜日から9月第4週の日曜日まで」は「9月第3土曜日から9日間」に修正します。
591	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	3	2	(3)	②				JRTL が利用できる2日間は、年間利用予定60日の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
592	添付資料 17 修繕に係る要求水準	1	(1)					建物性能劣化と修繕業務の考え方	イメージ図の縦軸に「入札公告時の施設整備要求水準」とありますが、本文には「契約時の施設整備要求水準を下回らないように」との記載があります。どちらが正しいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、入札公告時においてイメージ図を修正します。
593	別紙4 リスク分担表	1	(1)					不可抗力リスク	不可抗力に起因した増加費用及び損失について、「運営権の存続期間を延長することができる」とされておりますが、延長期間・延長回数について上限を設定するお考えはありますでしょうか。	質問 No. 32 の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	項目名			
594	別紙 4 リスク分 担表	1	No.12						本施設に対する固定資産税等の課税	事業者には○となっておりますが、固定資産税は建物の所有者である JSC に課税されるものと思料しますので、JSC 負担に修正をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとします。本施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税の取扱いは、「実施方針 第 7. 1. 及び別紙 5」のとおりであり、これらの規定によらない運営実態に基づき課税があった場合の課税相当分は、「実施方針 第 1. 1. (10)④事業者の費用負担」に示すとおり、事業者が負担することを想定しております。 また、質問 No. 103 の回答もご参照ください。
595	別紙 4 リスク分 担表	1			(4)				各期間に共通のリスク	JSC と事業者双方に○が付されているリスクについて、リスク分担が不明確であるため、具体的基準の設定をお願いします。	入札公告時において示します。
596	別紙 4 リスク分 担表	1			(1)				業態悪化リスク	業態悪化リスクについて、事業者の責めに帰さない業態悪化（社会構造変化・スタジアム関連のパラダイムシフト等、これに限らない）が生じた場合のリスク分担の考え方について、ご教示いただけますでしょうか。	事業期間中の業態悪化を回避すべく、社会構造変化等に対応した業務内容の柔軟な見直しを図ることについては、民間事業者の経験やノウハウに期待するところです。JSC としてリスクを負担することは想定していませんが、要求水準書や業務計画書の変更に 関する協議は可能です。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
597	別紙 4 リスク分 担表	1			(1)			保険リスク	JSCが被保険者となる保険はJSCが自ら加入するという理解でよろしいでしょうか。	JSCが自ら加入する保険のほかに、事業者に加入を求める保険において、JSCを被保険者に含めることを求める場合があります。詳細は入札公告時において示します。
598	別紙 4 リスク分 担表	2	—	—	(4)	—	—	運営・維持 管理期間中 のリスク	No53「物価変動による運営費及び維持管理費の増減リスク」の※6：当初想定されない急激な物価変動に関しまして、急激な物価変動の判断基準となる指標をお示し願います。	具体的な判断基準となる指標を設けることは想定していません。
599	別紙 4 リスク分 担表	2			(4)			施設損傷 リスク	帰責者が特定できない施設損傷等は、JSCと事業者が協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
600	別紙 4 リスク分 担表	2			(4)			運営維持管 理期間中の リスク	急激な物価変動の基準については、都度協議という認識でよいか。	質問No. 598の回答をご参照ください。
601	別紙 4 リスク分 担表	—	—	—	(3)	—	—	設計・建設 期間中のリ スク	物価変動に係る起算日は基本協定締結日との理解で宜しいでしょうか。	質問No. 598の回答をご参照ください。

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業 実施方針に関する質問及び回答一覧

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
602	別紙 4 リスク分 担表				(1)			不可抗力リスク	※2 注釈記載の、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合、本件対象施設は大きな影響を受けることが想定されます。その為、感染症が発生し、本件対象施設などに対して休業要請や自粛要請が行政から発出された場合は不可抗力に認定する等、可能な限り明確化いただけませんか。	将来発生する可能性のある感染症等の事象を網羅的に明確化することは困難であるため、当該事象が発生する都度、特定事業契約において定める「不可抗力」の要件に該当するか否かを判断することとなります。詳細は入札公告時において示します。
603	別紙 5 本施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税取扱いに関する参照条文								本件対象施設において、事業所税は課税されますでしょうか。	事業所税については、地方税法第 701 条の 32 第 1 項により事業所等において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課されるものとされており、本条項は本事業を行う事業者にも適用されることが想定されます。 事業所税の課税については、関係法令に則り、事業の実態に照らし税務当局において判断がなされます。
604	その他								現在の秩父宮ラグビー場の集客実績・収支についてご教示ください。	現行の秩父宮ラグビー場の集客実績については、入札公告時において示します。